

第 114 回岩手県環境影響評価技術審査会

次 第

1 開会

2 議事

(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書について

【配付資料】

No.1-1 : (仮称)宮城気仙沼風力発電事業に係る届出の状況

No.1-2 : (仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に係る市町村長意見

No.1-3 : (仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解

No.1-4 : (仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答

No.1-5 : (仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に係る別添資料

(仮称)宮城気仙沼風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)宮城気仙沼風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 43,000kW	
事業の実施区域(予定地)	宮城県気仙沼市	
事業者の名称	東急不動産株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年9月29日付け
	縦覧期間	令和4年9月30日～令和4年10月31日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年9月30日～令和4年10月31日
	技術審査会の審査	書面審査
	知事意見の送付	令和4年12月5日
方法書	提出	令和5年3月22日付け
	縦覧期間	令和5年3月23日～令和5年4月24日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年3月23日～令和5年5月8日
	説明会	令和5年3月30日、令和5年4月11日
	意見の概要書の提出	令和5年6月19日 意見：49件(14通)
	技術審査会の審査	書面審査
	知事意見の送付	令和5年9月1日
準備書	提出	令和7年4月15日付け
	縦覧期間	令和7年4月16日～令和7年5月26日
	住民等の意見書の提出期間	令和7年4月16日～令和7年6月9日
	説明会	令和7年5月14日、15日
	意見の概要書の提出	令和7年10月20日 意見：323件(166通)
	技術審査会の審査	書面審査
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (送付期限：令和8年2月17日)

「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業事業環境影響評価準備書」
に対する一関市長意見

- ・意見なし

(仮 称) 宮 城 気 仙 沼 風 力 発 電 事 業
環 境 影 韻 評 價 準 備 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 7 年 10 月
東急不動産株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ..	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 16 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 41 日間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和 7 年 4 月 16 日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。[別紙 1 参照]

- ・令和 7 年 4 月 16 日（水）付 河北新報、三陸新報、岩手日報、岩手日日新聞

※令和 7 年 5 月 14 日（水）～15 日（木）に開催した説明会についての公告を含む。

② 関係自治体の広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報けせんぬま令和 7 年 4 月号（No. 387）[別紙 2 参照]

③ インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社 ホームページ [別紙 3 参照]

<https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma3.html>

また、下記のウェブサイトに情報が掲載された。

- ・宮城県のウェブサイト [別紙 4 参照]

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assesu-miyagikesennuma-zyunnbisyo.html>

- ・岩手県のウェブサイト [別紙 5 参照]

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozan/jokyo/1018367/1078616/1083443.html>

- ・気仙沼市のウェブサイト [別紙 6 参照]

<https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s028/020/010/010/060/20230323.html>

- ・一関市のウェブサイト [別紙 7 参照]

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/8,149959,121,854.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 6 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・宮城県庁行政庁舎 13階 環境生活部環境対策課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- ・気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 2階交流プラザ
〒988-0084 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番10号
- ・気仙沼市役所 唐桑総合支所
〒988-0535 宮城県気仙沼市唐桑町馬場181番地1
- ・気仙沼市役所 本吉総合支所
〒988-0307 宮城県気仙沼市本吉町津谷館岡10番地
- ・一関市役所 1階 市民環境部生活環境課
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
- ・一関市役所 室根支所
〒029-1201 岩手県一関市室根町折壁字八幡沖345

② インターネットの利用による縦覧

- ・東急不動産株式会社 ホームページ [別紙3参照]
<https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma3.html>

(4) 縦覧期間

令和7年4月16日（水）から5月26日（月）までの間とした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函）は151名であった。

（内訳）宮城県庁行政庁舎 13階 環境生活部環境対策課	2名
気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 2階交流プラザ	146名
気仙沼市役所 唐桑総合支所	0名
気仙沼市役所 本吉総合支所	2名
一関市役所 1階 市民環境部生活環境課	0名
一関市役所 室根支所	1名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 17 条の規定に基づき、事業者は縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。[別紙 1~7 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・令和 7 年 5 月 14 日（水）18 時 00 分～19 時 30 分

開催場所：気仙沼市民会館 中ホール

（宮城県気仙沼市笹が陣 4-2）

来場者数：104 名

- ・令和 7 年 5 月 15 日（木）18 時 00 分～19 時 30 分

開催場所：一関市室根市民センター 集会室

（岩手県一関市室根町折壁大里 201-1）

来場者数：3 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。[別紙8参照]

(1) 意見書の提出期間

令和7年4月16日（水）から6月9日（月）まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
- ②当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計166名の方から166通の意見書が提出された。意見の総数は323件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
合計166名	合計166通	合計323件

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表 2-1 のとおりである。

表 2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>令和 5 年第 1 回（4 月 10 日）と第 2 回（7 月 31 日）大学の専門分野を持つ教授の方々から、気仙沼市内にある山への風力発電の建設に関する環境影響技術審査会が行われました。その記述を読みますと、風力発電は、建設すべきではないということがわかりました。以下にその内容を列記します。</p> <p>①一度風力発電所を作れば、市民の森における自然の触れあいが棄損され、未来永劫、回復することは不可能になってしまう。市民の森における人と自然の触れ合いの機能がほぼなくなる。建てるべきではない。</p> <p>②騒音、低周波、シャドーフリッカーなど、地元住民に対する健康被害が、起きつつある。現在の 4 基でさえ、起きる。</p> <p>③事業計画地は、保安林・砂防地・流出危険地区であり、この計画が実施されれば、土石流の危険度は、増す。</p> <p>④イヌワシやクマタカなどの鳥類保護への環境意識が低い。</p> <p>⑤環境保全エリア「コリドー」や、生物多様性保存エリアと風力発電事業は、対立（そご）がある。</p> <p>⑥土壤の放射性物質濃度、マツタケなどの農産物被害への懸念がある。</p> <p>審査会のこれら 13 人の専門家たちの専門的見地から“作るべきではない”という結論は、正当性があり、民間事業者の私的な利益誘導の意見とは、異なる。</p> <p>以上をもって、気仙沼における風力発電事業に反対する。</p> <p>（※個人が特定される情報は不記載といたします。）</p>	<p>本事業の方法書に対する環境影響評価技術審査会において頂戴したものであり、それらのご意見やその後に実施いたしました調査結果も踏まえ、本事業によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減するよう検討を重ねて参りました。</p> <p>①「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>②風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については予測の結果、海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間 30 時間・1 日最大 30 分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>③風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

	<p>④希少猛禽類については、現地調査を実施し、予測及び評価を行っております。</p> <p>生態系については、地域の自然環境を踏まえ上位性及び典型性種を選定し、現地調査を行い予測及び評価を実施しております。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>⑤土壤の放射性物質濃度の調査結果は、最大で530Bq/kg であり、指定廃棄物の指定基準である8,000Bq/kg を下回っております。本事業の切土、盛土及び掘削等の工事に当たっては、適宜、転圧及び散水を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する等の環境保全措置を講じることとしているためマツタケ等の農産物への影響も実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えております。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>以下は要約書です。</p> <p>①10page 標高 600m 近辺の尾根部に設置されますが、基礎部で 20m掘削しますし、盛土も行われます。</p> <p>排水の流れが大きく変わりますので、風水害時に河や用水に混濁や土砂崩れを起こす可能性があります。土砂流失防止柵が (27page) が十分でない場合もあります。この設計書には排水堰がないようですし、また下流には気仙沼市上水道九条地区配水場がありますので水の濁りや水質の検査を継続的に行なって頂きたいと思います。</p> <p>環境保全は無理でも観測と素早く対応できる体制を作つて頂きたいです。</p>	<p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。万が一本事業の実施により、配水場等への影響が確認された場合は、関係機関と協議の上、対応いたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>
3	<p>②50page 県立自然公園内のようにですが、要員が配置されない施設だとトラブル時に対応が遅れます。</p> <p>故障時など破片が 500m近く飛散する可能性があります。</p> <p>バードストライクも故障も放置状態では稼働後の環境保全対策になりません。</p> <p>草刈りや災害時の整備体制も提示しそれをメンテナンス計画に入れて頂きたいです。</p>	<p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p> <p>現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>草刈りや災害時の対応を含め、稼働後の管理計画について策定して参ります。</p>
4	<p>③表 4-1 環境影響評価の項目の選定において稼働後の対象項目に水環境の項目と植物の項目も稼働後に継続的な観測を実施し、植生の変化や水環境の変化を測定することで、環境保全の一部が達成できると思います。</p>	<p>工事の実施に伴う水質への影響について、沈砂池排水が土壤浸透できているかを調査し、万が一浸透が不十分であれば追加の土壤浸透対策を検討することで対応したいと考えております。</p> <p>植生変化については、事業による影響の程度が著しいことが明らかな場合は、専門家の助言や指導を得た上で、対応いたします。</p>

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>説明会で説明した風力発電機の多くの場所は、砂防指定地に設置される計画となっています。</p> <p>5月15日の住民説明会では、砂防指定地にかからないように設置場所の計画変更（設計変更）を進めていると説明がありました。</p> <p>気仙沼市民会館並びに室根市民センターで開催された住民説明会において説明した内容が変更されることになります。</p> <p>説明した内容に大きな変更が生じることから、再度説明を行う必要があると考えます。</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p>

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>和歌山県で風力発電を考える会の代表をしている者です。宮城県の知人から、この計画を聞き、意見をお送りいたします。</p> <p>和歌山県では、ご存じのように10年以上前から1500kW～2000kW級の風力発電設備が稼働しており、何人も低周波音による健康被害を被っております。因果関係は立証できませんが多くの方がすでに亡くなっています。ほぼ全員心筋梗塞による突然死です。風車から発生する音は大きく分けて2種類に分類できます。一つは可聴音である20Hz以上の音です。この音は二重サッシがあれば遮音できる音です。ですからもし被害があったとしても、事後対策が可能です。被害宅にサッシをつけてあげればいいのですから。ただこの可聴音は35～40dBという低い音圧にもかかわらず、なぜ住民が不眠を発生してしまうのかという理由を書きます。風車から発生する音は自然界から発生する音と違い約1秒間おきに規則的に発生します。中山間地の静かな地域は夜は本当に静かです。そこに音圧は低いと言えども、規則的な耳慣れない音が一晩中聞こえる人には聞こえてしまうのです。人間には不思議な能力があり、聞こえてくる音を脳が自動的に分類してしまい、耳障りな音を敏感に聞き取ってしまいます。異音は動物にとって危険のシグナルなのです。ですから気になってしまふ人はどんなに小さい音だとしても耳障りで眠れなくなってしまうのです。不眠は万病のもとで、ましてや風車の立つ地域はお年寄りばかりで、この人たちにとってぐっすり眠れないという事は死活問題となってしまいます。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>風力発電機から発生する規則的な音の変動（スウィッシュ音）が聞こえる可能性はありますが、苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
7	<p>もう一つは1Hz、2Hzなどの超低周波音です。これが風車からの音による健康被害の本質なのですが、実際和歌山では、家の建具などが振動し、超低周波音に晒された家に住んでいる方々は「頭がくらくらする」「頭痛がする」「めまいがする」「体がしんどい」と訴えており最終的には引っ越してしまった方も多く我慢して留まった方々は心筋梗塞で亡くなりました。</p> <p>谷沿いに被害は集中しており、複数の風車からの低周波音が集まり増幅した結果と思われます。</p> <p>1500kW～2000kWの風車で2kmくらい離れていて</p>	<p>環境省による指針では、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関するG特性音圧レベ</p>

	<p>も、このような状況ですから 6000kW の風車は 2~3km の離隔距離をとっても低周波音による健康被害は非常に高い確率で発生すると予測されます。この超低周波音は二重サッシ等の防音対策を行なったとしても防ぐ事はできません。波長が 170m や 340m と非常に長い為、その厚さの防音壁以外防ぎようがないからです。実際被害者宅に風力発電業者が稼働後二重サッシを取り付けた住宅もありましたが、窓を閉めるとかえって苦しくなるため、窓を開け放して生活するという有様です。音の測定も業者はしましたが、すべて環境省の示す数値の範囲内です。環境省の提唱する参考値には大きな欠点がある為です。それは A 測定や G 測定などを用いて、人間が感知しにくい超低周波音によって健康被害は発生しないという理屈で大幅に補正を加えてしまっているからです。実際に平坦特性を用いて計測したところ、70db を超えていく場所がほとんどです。</p>	<p>ルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20~160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。</p> <p>一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
8	<p>また方法書以降の調査では地域ごとに残留騒音を測定し準備書を出していくますが、そこで問題となってくる音の質はほとんど議論される事はありません。日本人が風流として好む虫の鳴き声もヨーロッパに行けば騒音となってしまいます。日本の中山間地域の残留音というのは、日本人が大好きなせせらぎだったり、風の音であったり、虫の声、カエルの鳴き声など自然界の営みの音がすべてです。それはけっして騒音ではありません。ですから音の大きさのみを評価したアセスメントは片手おちと言わざるをえません。もっと音の質に重きをおかねばなりません。</p>	<p>風力発電機から発生する騒音の環境影響評価においては、環境省の指針値を用いて評価を行っております。なお、この評価は、地域の静けさを表す騒音レベルのベースである残留騒音から風力発電機の稼働後の騒音の増加に対する評価となります。</p>
9	<p>もう一つ人間が忘れるがちな事は、山に棲む動物たちの事です。ひとの住む地域から 2km 離隔をとりましたから大丈夫です、と風力発電業者や環境コンサルタントの方たちは胸をはって説明会で住民に言っていますが、裏を返せば風車から近距離の場所は低周波音の影響をもろに受けているという事です。それが山に棲息する動物たちへの悪影響です。和歌山のすでに稼働している風車の付近の猟師は「風車ができたらイヌが帰ってこなくなつた、凶暴になった」とか「山にシカやイノシシ等がいなくなった」とか皆さん同じような話をします。山の動物を一番よく知っているのは彼らです。その真実の声にもっと耳を傾けるべきです。それをアセスでは一切行なっていないのが現実で、動物への低周波音の影響を追加してください。</p>	<p>風力発電機から発生する騒音及び超低周波音の動物への影響について、風力発電施設の設置によりシカやイノシシに影響が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、引き続き最新の情報の収集に努めて参ります。</p> <p>なお、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p>

	<p>和歌山の審査会の委員からは、その事を指摘する意見もありました。</p> <p>そんな調査はした事がないので方法がわからないと言うのであれば、その方法を提案させて頂きます。医学的な影響を調査したいと思うのであれば、既設の宮城県に建っている 4300kW クラスの風車があるので、その付近でラットなどの実験動物を飼育してみれば科学的客観的なデータがとれるはずです。実際ヨーロッパではミンクの飼養施設での大量死も報告されています。人間への影響を調査したいのであれば、既存の健康被害の発生している場所で御社の社長さんが 3 か月暮らしてみたらどうですか？それでも、大丈夫というのであれば住民も理解してくれるはずです。でも一社員やアルバイトを雇って人体実験をするのは出来るだけ避けてほしいです。</p>	
10	<p>また、低周波の予測に関してですが、「機種も決っておらず、メーカーのデータもないのに、ここではお答えできません」と審査会で言いそうですが、和歌山に計画している御社の担当者からははっきりとメーカーのデータは持っていますと聞いているので、その言い訳は通用しません。きちんとメーカーのもとのデータを公表し計算方法予測方法を公表してください。その際、A 特性や G 特性で補正した数値ではなく、平坦測定による周波数ごとの数値を用い、その上で再度研究者に解析を依頼し、その結果をきちんと住民に示してください。</p>	<p>本準備書において、騒音及び超低周波音の予測はメーカーのデータを用いて行っております。また、騒音は A 特性、超低周波音は Z 特性（平坦特性）の周波数別のデータが提供されており、これらのメーカーのデータ及び予測計算の手法についても準備書に記載しております。</p>
11	<p>地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの導入の必要性は決して否定しません。ただそれが著しく生活環境や自然環境を悪化させてしまうのならば本末転倒です。</p> <p>和歌山県知事は、「事業中止も含めて、きちんと影響を検討する事」と、はっきりと意見書において述べています。</p> <p>気仙沼は 2011 年の東日本大震災により甚大な被害を被った地域であり、現在も復興の努力を一生懸命しています。</p> <p>その地域の大切な市民の森を破壊し、市民の気持ちを無視したような計画は、絶対に容認できません。</p> <p>この計画の白紙撤回を求めます。</p> <p>もし、御社が気仙沼市になにかお手伝いをしたいと言うのならば様々な選択肢の中から、きちんと市民の声を聴き、何が求められているのかを検討し、市民が本当に幸せになれる計画を作っていただけますよう、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>

表 2-1(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>東急不動産の気仙沼市民の森における風力発電事業の即時白紙撤回を求めます。</p> <p>風車群の建設は気仙沼市民の森の貴重な自然環境を破壊し動植物の生態に甚大な影響を及ぼすだけではなく、市内ほぼ全域から眺望できる高い位</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における動物、植物及び生態系の調査を実施し、自然環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可</p>

	<p>置に建設されるため著しい景観の悪化を招きます。</p> <p>あなた方東急不動産は地方の自然とその地に暮らす人々の事をいったい何だと考えているのでしょうか？あまりに軽率なこの計画に対してとても強い憤りを感じますし、全く理解できません。</p> <p>今回そちらが巨大風車8基の建設を計画した市民の森の稜線上一帯はまるまる保安林に指定されています。先人が環境保全の強い思いを込めて設定したこのエリアをどうして開発する気になれるのでしょうか？こんな馬鹿げた話はありません。これは、気仙沼の貴重な自然資源に対してだけでなく、ここに暮らす人々に対して、さらにはその先人に対する冒とく行為そのものです！！！</p>	<p>可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>景観については、風力発電機が周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装し、環境への影響の低減を図っております。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないよう、保安林への土壌浸透量を維持する計画としております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>「海は森の恋人」を読んだ人なら絶対に風力発電事業など考えないと思います ましてや市民が愛して止まない市民の森に手を加えることなど許されるはずもありません。羽田に生まれて羽田神社のお山がけをして今80才の老人にとっては尚更です。 森が消えれば海も死ぬ。消えなくても死んだ森になってしまいます。 大学時代、東横線で渋谷から通ったあの東急さんのイメージをこわさないで下さい。森をこわさないで下さい (※個人が特定される情報は不記載といたしました。)</p>	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。 また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>

表 2-1(7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>大規模土木工事により、自然破壊、土砂災害に繋がるリスクを広げる、市民の森への風力発電所建設に反対します。 準備書では、影響が懸念される各項目について、予測データや一定の時点での観測データを示して、「計画実行可能な範囲内で、影響を回避・低減出来ている」から「本事業の計画は適正」としています。 これだけ数値を並べられると、そんなに心配はないんだろうと思われてしまいますが、実際に風車が設置された場合に、必ずそうなることを意味する確定的なものではないと思います。 あくまで、文献資料や一定の条件に基づいた理論上の計算結果による予測値・推定値であり、他の地域での似たような条件にある既設風車のデータからの類推・予測であると思います。また、実地調査や観測・観察データも示されていますが、それらも、特定の時期・時間帯での一時的な観測・観察によるものです。その一時的な数値を示して、「所定の範囲内だから、基準値以下だから、心配無い、影響は回避できる」と言われて</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 また、風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。 準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。現地調査の実施にあたっては、地域の代表的な時期や期間を把握し、予測に用いることができるよう設定しており、方法書の段階で県や国の審査も受けているため適切な時期・時間帯であると考えております。</p>

	<p>も、ゼロではありません。</p> <p>計画地周辺の住民は、24時間、365日そこに住んで居る限り、人体に感じない微少な騒音や低周波音などの影響でも永年蓄積されれば健康被害を引き起こす可能性が高まります。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>風力発電機の稼働後に本事業に関して苦情等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
15	<p>自然条件は、絶えず変化し続けます。地球レベルの気候変動や時間経過や季節変化により、気候・気象条件が変われば、建設後の実際のデータも、良い方にも悪い方にも変わってくると思います。</p> <p>大自然は、これまで科学の予測を超えて、想定外の事象・気象を随所で引き起こし、過去に人為的な改変が行われたことのない山野においても、甚大な災害をもたらしてきました。</p> <p>なのに、今般の風力発電所の建設のために、風車の敷地や道路の建設等で切土・盛土という大土木工事が行われると、これまでバランスが保たれていた自然に人工的な手が入り、キズが付くことになります。</p> <p>すると、建設当初は大きな変化は起きないかも知れませんが、永年、地震や大自然の風雨に曝されているうちに、人間で言う古傷が疼くがごとく、本工事でいじくられた箇所を起点とする土石流災害発生のリスクが大きくなると考えます。</p> <p>今、必要なことは、安心・安全に自然に触れあえる場としての、市民の森の本来の機能を回復・維持するために、必要最小限の施設・設備の修復と治山・治水による保全であって、大規模自然破壊、土石流・土砂災害発生のリスクを高める風力発電所建設では有りません。市民の森に風力発電所は造らないで下さい。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>市民の森・・・人と自然とのふれあいの場でなくなる！！</p> <p>市民の森は、散策や登山により、自然とのふれあい（草木のそよぎ、虫の鳴き声・鳥の囀り・・・）や、山野草の草花の季節の移ろいを感じたり、眺望を楽しんだりして、心身の疲れを癒やし、ストレス発散・解消ができる、明日の英気と元気を取り戻す効果が期待できる癒やしと憩いの場なのです。</p> <p>もし、強大風車が出来てしまえば、物珍しさから一度は見物がてらに、市民の森へ行く人も増え</p>	<p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していくたいと考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止する</p>

	<p>るかもしれません。しかし、風車からの騒音や低周波音が當時発生していて、ゆったり、のんびりと自然と触れあえる環境ではないことを知いたら、そして、秋田市で起きた風車の羽根落下のような事故の可能性も否定出来ないとなったら、誰も二度と行かないと思います。</p> <p>この秋田の事故を機に、恐らく事業者は事故防止対策と称して、風車の敷地周辺だけでなく、市民の森の遊歩道を含む、より広範囲に立ち入り禁止区域を設定し、柵やフェンスを張り巡らす事を考えるでしょう。そのため、散策エリアが狭まり、柵やフェンス等の工作物と巨大風車が目立ち、癪やしや安らぎよりもストレスを感じ、市民の森に行く人は減ってしまうでしょう。</p> <p>準備書には、「風力発電所建設を機に「市民の森の更なる活性化の再整備について、気仙沼市と協議を実施しております」」の記載がありますが、施設・設備の修復・改良・改善を行ったとしても、そんな危険な市民の森に行く人が増えることは無いと思われます。かえって、今まで以上に活性化・利用度は低下してしまうことを懸念します。</p> <p>騒音や低周波音は動植物の生態系にも影響し、人よりも敏感に反応する動植物たちは風車の周囲から遠ざかっていき、市民の森では鳥の声も虫の声もしなくなるでしょう。</p> <p>ましてや、風車の羽根が前触れも無く、落ちてくる危険性のあるところは、安心して自然と触れあえる市民の森ではなくなってしまいます。市民の森と風力発電所とは両立出来ません。市民の森に風力発電所を造ることに絶対反対します。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>準備書の事業目的の項目では、再生可能エネルギーの導入・推進についての国・県・気仙沼市の計画や基本方針を引き合いに出しております。そこで、改めて気仙沼市の環境基本条例、環境基本計画、及び「第 2 次気仙沼市総合基本計画 後期基本計画」(以下、単に「総合計画」という)を見てみると、再生可能エネルギー政策の導入推進上の重視すべき理念・基本方針・視点等が種々明記されております。</p> <p>それらの内、下記 3 点で、本計画の目的とその進め方が市の政策推進の方向性にそうものではないことが明らかです。よって、市と市民の共有財産である市民の森の自然破壊につながる風力発電所の建設には反対し、以下の通り、意見を述べます。</p> <p>①. 本事業で発電された電力は地元：気仙沼には供給されず、発電事業者の利益にしかならないやり方は、市の方針：地産地消に合致するものではありませんので、この事業に反対します。</p> <p>気仙沼市の再生可能エネルギーの導入推進の理念・基本方針の一つは、エネルギーの地産地消です。既に、市は出資・設立した地域新電力会社を通して、地域内で発電された電力を地域内の公共</p>	<p>FIT 制度では決められた電気事業者に売電する仕組みになっておりますが、FIP 制度に変更することで気仙沼市内の新電力会社や地元企業、自治体など、さまざまな方に電気を供給することができるようになります。</p> <p>今後、電力の直接的還元、電気代などの補助などの間接的な還元も含めた地域の皆様に電気もしくは電気で得た利益の還元を行う体制や仕組みを構築するように検討いたします。</p>

	<p>施設へ供給し、再生可能エネルギーの利用拡大と地産地消を実施・推進しております。</p> <p>しかし、本事業で発電される電力の主な消費先が、気仙沼市であるとは、何処にも書かれておりません。電力の消費先について、事業者の見解は、「東北電力ネットワーク様の配電網を通して、気仙沼市を含む宮城県内の地域やその他県外の地域へ送られます」と述べ、いかにも気仙沼市でも消費されるかのような表現にはなっていますが 100% 気仙沼市向けであるとは言っていません。これは主たる消費地が気仙沼市ではなく、地産地消にならないことへの批判をかわすためのまやかしの表現であると思います。</p> <p>そもそも、事業者にとっては、送電先が何処になるかは、関係ない事なのです。何故なら、事業者は発電した電力を東北電力に売ってさえしまえば、事業目的を達したことになり、利益に直接影響しない送電先・消費地については責任も関心もないからです。</p>	
18	<p>②. 半ば公益的事業であるべき発電事業が、採算次第では撤退・中断の可能性が高い民間業者に丸投げされるのは、自然との共生と持続可能性の点で、市の基本理念・方針に合わないやり方ですでの本事業に反対します。</p> <p>市は、再生可能エネルギーの導入推進の理念・基本方針として、「2050 気仙沼カーボンニュートラル」を表明し、「【自然との共生と持続可能性】を市全体のブランドとして高めて行くこと」を方針として掲げております。利潤追求が目的の民間事業者による本事業は、想定外の事態発生で採算が合わなくなったり、儲からなくなったり等の理由で、途中からの撤退・中断の可能性も十分に考えられます。</p> <p>もし撤退・中断されてしまうと、市にはその後始末と破壊されて傷ついた市民の森が残されてしまします。破壊された森林・自然が元に戻るには数百年もかかります。よってこの観点からも本事業に反対します。</p>	<p>風況観測の結果、当地は風況が良いことを確認しております、事業の採算性は見込まれておりますので、事業開始後の撤退または中断の可能性は低いものと考えております。</p> <p>事業終了後については、気仙沼市との協議、またしかるべき手続きを受け、地域の皆様にもご説明させていただいた上で、原状復帰あるいは継続利用を決定する予定です。</p>
19	<p>③. 更に、三つ目の視点としては、市の「総合計画」には、「・・・“市民が主役のまちづくり”への転換を標榜し、推進していくこと」が謳われている点です。しかし、本事業計画についての、これまでの市の対応・進め方は、市議会での市長や当局の答弁から見る限り、市民と話し合い、市民の声を聞くよりも、事業者との協議を優先させており、市民が主役となって進められているとは、とても言えません。進め方が事業者・行政当局優先となっていて、市民主役とは言えない本事業に反対します。</p> <p>以上、3つの視点から、9117 筆以上の反対署名の意向を無視し、且つ、市の「総合計画」に定められている環境政策の基本理念・方針にそぐわず、地元・市民には負担と我慢を強いるだけの、市民の森への風力発電所の建設には断固反対します。</p>	<p>事業者としましては、地元の皆様の声を大切に考えており、アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会を開催しております。これからも引き続き、地元の皆様と対話を重ね、地元の声を事業に活かしていきたいと考えております。</p> <p>また、気仙沼市環境基本計画では、環境負荷の少ない低炭素社会を目標として、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入及び地球温暖化対策を推進することが掲げられており、今年の7月に策定された気仙沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では温室効果額削減目標や再生可能エネルギー導入目標を設定しています。本事業も市の施策の方向性に沿っているものと考えております。</p>

表 2-1(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>1. 生態系について 公園の一部が消失すると予測とあるが、一部とはいえ破損されることは納得いかない。震災前はたびたび足を運び散策を楽しんだものであり、その姿が一部でも改変することは痛々しく許しがたい。</p>	<p>本事業の実施による「市民の森」の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。 本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>
21	<p>2. 景観について 市のポスター「徳仙丈山」からの写真の範囲に風力発電機が位置しないよう配置するとしているが、実際観光客が訪れたならかなり近くの視野に入るので、思ってもみなかった光景となり、雄大な自然を堪能しようと来た人々は失望することになる。これは気仙沼市民に対して不誠実な言いわけにすぎない。毎日フォトモンタージュで示された山の姿をどこを通っても目にすることは精神的にも大変辛い。 この計画の白紙撤回を求めます。</p>	<p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p>

表 2-1(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>市民の森と言う自然の生態系を破壊してまでも市民の森に風力発電計画は必要だらうか？絶対反対 だ地元には何の恩恵も無い そんな工事はやめろ 絶対反対 作るなら東京にでも作れ それなら大賛成する</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を適切に講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。 さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>

表 2-1(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>計画地の 1.4k の位置に住む住民ですがなぜ気仙沼市の市民の森に風力発電が必要なのか疑問の思う。 当家の前から市民の森に電線が通っているがその電線が風によって（ブーン、ブーン）と音がするのですが市民の森に巨大な風車が立つとどうなるのか想像しただけでもわかります。 この様な事から私は建設には絶対反対します。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
24	市民の森の自然を壊さないで 絶対反対	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	市民の森は市民の財産である 会社側は「事業を通して森林の整備に貢献したい」と語っているが一度自然環境を破壊したものはもどって来ない。 風力発電機はいません。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	自然環境の破壊は絶対してほしくないので反対します。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	気仙沼市民の森になぜ風車を建てるのか理解できないのでぜったい反対します	本事業の対象事業実施区域につきましては、風況が良いこと、風力発電機の陸揚げする港が近くにあること、電力の連系地点が近傍にあること等により選定させていただきました。 また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。

表 2-1(17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
28	自然豊かな森を破壊し風力発電所を建設しそれに依って得られる電力より環境保全をする方が未来まで豊かで森そして海を守ることだと思う。 従って風力発電所建設にはぜったい反対である。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。 また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壌浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。

表 2-1(18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	40 数年前に「市民の森」設置の折、微力ながら木々の植栽に協力いたしました。その後も自然に	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発

	<p>あらがわづのどかに暮しております 風車の為に山を削り大きな基礎地盤を作り山の自然景観、自然水源等々を変化させてまで、ここ「市民の森」を作ることに疑問を感じます 私達は便利な都会の恩恵をうけてないし望んでもいません。自然を守り、田畠を守り国土保全に協力しているのです 都会の人々は私達の自然を壊してまで風力発電を求めているのでしょうか。 適地を再検討すべきです 貴社の良識ある判断を求めます。</p>	<p>生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。このため水源への影響も低減されるものと考えております。また、風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減を図ることとしております。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>私の家では市民の森のすぐ下から水田用の水を利用しています。 その水が枯れてしまったら生活ができません。やめてほしいです。</p>	<p>本事業の実施により集水域を変えることはないため、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。このため「市民の森」の下の水田用の水が枯れることはないと考えております。</p>

表 2-1(20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>自然環境の破壊で最近の大雨降雨災害等が心配されるので絶対反対です。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>国内最大レベルで前例がほぼないものをなぜ気仙沼なのか、近くの市民の森に建てるのか理解できません。 自然を破壊してまで建てるのかメリットがあるとは思えません。 気仙沼は津波で壊された町です。 今のままの自然豊かな市民の森に手を付けないでください。 建設道として長柴林道を使うのも許せません。 私は断固反対します。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 長柴林道を走行する工事関係車両については、工事工程の調整等により台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努めます。また、急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音及び振動の低減に努めます。</p>

表 2-1(22) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>あまりにも長柴地区、立沢地区との距離のなさに非常に危機感をおぼえます。</p> <p>何故、民家が近いこの場所に?????</p> <p>未来がとてもとても不安でしかたありません。自然是自然のままで十分ではないでしょうか</p> <p>どうしてこの美しい自然を破壊しなければならないのですか?????</p> <p>生きた心地がしません。孫たちがかわいそう</p> <p>住民の未来を奪うことは誰にもできないはずです。</p> <p>断固反対します!!</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p>

表 2-1(23) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>市民の森になぜ風車を建てるのか、 今の静かな生活がどうなのか？</p> <p>大雨、大風等で自然破壊になるのではないか 山の尾根削り取って、湧き水地下水が枯れてしまうのではないか。</p> <p>今の自然を今後に残してあげたい。 私は絶対反対します。</p> <p>東京で作ってください。建設計画を変更してください。</p>	<p>当社は、「市民の森」において、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していくと考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p>

表 2-1(24) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>私達は市民の森ふもとに住んでいます。</p> <p>こないだモンタージュ写真を見たら、すぐ頭の上に出来るのにおどろき、又 8 基も出来るとなると自然はかいになるし、それにともない、大雨や台風になった時は水が長柴の方に流れてくるのではなく、心配です。</p> <p>わざわざ市民の森として自然に親しむように作っ</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは</p>

	たのにそれをこわす必要はないと思うし、民家が近い場所に作ることはないと想い、絶対・反対です。	別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。 当社は、「市民の森」においては、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。
--	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(25) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
36	市民の森に風車を建てる事は自然破壊となるため断固反対します。	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(26) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
37	結論から申し上げます。 方法書意見として既設風車の立場からウェーク（ウェイク）に係る影響があり風車配置の見直しについて意見書を提出しました。 それに対し事業者の見解（※以下参照）を守らず何ら解決せずに準備書を作成し縦覧公開しました。 風車配置をどのようにするのか見解をお願いします。 ※表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 No. 9 より 『風況データを基に既設風力発電機への影響を検証し、風力発電機の配置について検討いたします。検討結果を踏まえた風力発電機の配置については準備書の段階までにご説明をいたします。』 以下余白	風力発電機の配置については、既設風力発電機とのウェイクを考慮し、本事業と既設風力発電機との離隔は 3D（ブレード直径の 3 倍）以上の約 500m の距離を確保しております。引き続き、既設風力発電所の事業者様と協議を続けて参りたいと考えております。

表 2-1(27) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
38	市民の森を壊さないでください。 私達人間は、自然と共生させていただいている事を忘れないでください。人間の欲の為に森を壊さないでください。素人から見てもとても危険なものも解かります。 過日、秋田での事故は犠牲者が出了ました。 安全でない事が解かります。それでも建てようとしますか。 未来の子ども達の為にも、美しい日本を守りませんか。自然豊かな美しい東北を私達の手で次世	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。 当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いまし

	代に渡したいです。 よろしくお願ひいたします。	た。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。
39	石巻でも再生可能エネルギーで風車が山にあります。その下は牧場と人間の生活場になってます 表に出ない人の耳なり、健康上の問題もあると聞いています。 全ての問題をあきらかにしてからでないといけないと思います	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。また、牧場の周辺に風力発電機が設置され、共存できている事例も確認されております。引き続き最新の情報の収集に努めます。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。

表 2-1(28) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
40	私の家は、風力発電所建設地から 1.3 キロほどに有り絶対反対です。 理由は、私の娘は難病で治療を受けており、ストレスなどの外的要因により病気が悪化する恐れがあるためです。 第 1 に、騒音の問題です。 既存の風力発電を、視察に行った際に 1 キロの地点で聞いた飛行機に乗っている時のような川の流れるようなザーとゴーとを併せた様な不快な騒音が実際に聞こえます。 今回の風力発電は既存の 1.6 倍と巨大なもので、数も 8 基と 2 倍で距離も近く、いくら最新の機材で騒音を低減しているとは言え、実際に完成し、稼働してみなければ解りません。 もし完成後に病気が悪化したり他の人も含めて多種の症状を訴えても、風力発電との因果関係を証明することは非常に困難であり、一度建設稼働した場合、風力発電を停止することは出来ず、法改正により再建築が容易となり永遠に風力発電に悩ませられる事になり、到底風力発電建設を容認することは出来ません。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
41	第 2 には、低周波の問題です。 低周波は、家屋を突抜けて入って来るもので、5 キロから 6 キロも届くと研究されており、睡眠障害・耳鳴り・頭痛・精神的不安定や倦怠感などなど、数パーセントの確率で現に発症すると聞きます。 岩手県立大学の研究において小鳥動物などは近づかないことが分かりました。 鳥や動物は、嫌な低周波を避けて生きる事は出	超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。

	<p>来ますが、私たちは体調が悪いと訴えても、因果関係を証明する必要があり、動物のように簡単に移住する事は出来ません。</p> <p>(※個人が特定される情報は不記載といたします。)</p>	<p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
42	<p>第3に、シャドウフリッカーの問題です。</p> <p>環境影響評価準備書では私の地区の影響は、30分以内で許容の時間内であり問題ないとしていますが、私たちの地区で既存の風力発電を視察を行った際、僅か10分程度の時間で、気分が悪くなつた人が実際におりました。</p>	<p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
43	<p>その他にも、自然環境や災害リスクの問題</p> <p>環境影響評価準備書では、数年で数%と非常に確率が低いとしていますが、北海道では1年に数羽が被害にあったと報道がありました。</p> <p>造成面積が約12haと広大であり、水源への影響として、簡易浄水施設への影響が心配されます。</p> <p>実際に当地区で木材の伐採した際に浄水施設に影響が出ています。</p> <p>更に、川への影響と海への影響も心配されます。</p> <p>近くに住む方は、最近上流で木の伐採があり、雨が降った後の川の水量が凄く今後、線状降水帯の発生時、水害が怖いと話しています。</p> <p>他にも、保安林や土砂災害危険区域があり、環境影響評価準備書では災害を起こさない様に建設とする内容となっていますが、水質や土砂流失と景観への悪影響など、環境破壊と災害リスクは非常に高く到底、風力発電建設には賛同出来ません。</p> <p>先代の句に、海原に姿映すか山ツツジ、我無き後も末の末まで</p> <p>以上、地域には百害あって一利無しと同様で、建設に絶対反対します。</p>	<p>希少猛禽類については、2営巣期の現地調査を実施し、年間予測衝突数については、定量的に算出しております。希少猛禽類は、風力発電機の設置個所周囲に限らず周辺を広く利用することが可能であると考えられることから、ブレード等への接触に係る影響は低減されているものと考えております。なお、ブレード等への接触に係る予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するため事後調査を実施することとしております。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積は必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>簡易給水施設の水源は河川水も含めて地下水や湧水が基になっており、その地下水や湧水はそれらの集水域の降雨を起源としております。本事業の実施により、工事期間中に一時的に裸地ができる、その場所への降水により濁水が発生する恐れがありますが、発生した濁水を沈砂池に集め、濁水濃度を緩和したうえで周辺の林地に土壤浸透させることで、地下水の水量や水質の変化を抑制いたします。また、河川や海域への濁水の流入を抑制しますので、簡易給水施設として河川水を利用する場合においても影響はほとんどないものと考</p>

		えてております。 なお、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上 の一部に限られております。風力発電機設置位置 付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断 する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計 画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ない ようにいたします。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(29) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
44	御社の「地域共生」とは、どういうことを言っているのですか。風車設置場所は、住宅地まで1.1kmです。1km離隔したから安心安全という根拠はありません。さらに、今回計画されている風車のサイズはブレード直径158mという巨大なものであり、国内での陸上風力において前例がありません。騒音・低周波音による健康影響は、既に国内外でも問題となっています。国の基準内であるから大丈夫とは言えません。そこに住む人々にとっては、健康に関する影響は暮らしと生業、そして人生そのものに大きな影響を及ぼす可能性がある重大な懸念です。そのことをどれだけ認識しているのでしょうか。住民の暮らしや健康を阻害してまでも、この事業を進める目的は何ですか。この時点で、既に地域共生という考え方は破綻しています。誰かを何かをどこかを犠牲にする事業は、決して地域共生とは言えません。たとえ気候温暖化や脱炭素のためという大義があっても、公益的事業にはなりません。	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
45	この事業計画地は、先人から受け継いできた大切な山です。50 年以上前から「市民の森」として整備し、市民の憩いの場として利用してほしいという願いを込めて整備した場所です。震災により復旧復興が優先され、行政も市民も沿岸部に注目を向けてきました。そのために山の整備に手が回らなかつたかもしれません、私たち市民が「市民の森」の価値を忘れたわけではありません。私たちの「市民の森」は「みんなの森」であり、東急不動産の森ではありません！！御社の事業利益と価値のために、市民の大切な自然資産を奪わないでください。	本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部分に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。このため「市民の森」の下の水田用の水が枯れることはないと考えております。 当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
46	地域の森林・山は大切な水源と生態系の宝庫です。生態系サービスの基盤サービスの一端を担う山です。山の尾根に巨大な風車を 8 基も建て山の	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周

	<p>尾根を大改変するなら、生態系サービスの恩恵を喪失することになります。それは、将来世代が受け取るはずの自然の恩恵を阻害することになります。</p>	<p>辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>
47	<p>更にこの巨大な風車は、悠久の年月をかけ形成されてきた自然景観を著しく損ないます。ブレードの色を環境融和色にするとか、徳仙丈山のポスター写真に入らないようにするなど、単なる見せかけの対応で、さも影響を低減回避しましたなどとありますが、まだお粗末なものであり、事業を進めるための口実です。自然景観に対する感性は個人差がありますが、しかしながらこの景観の中で生きてきた地域の人々にとっては、非常に重要なものです。意識的無意識的に、地域のアイデンティティーの一部であり、その土壤もあります。自然景観を大きく損なうことは、そこに住む私たちの精神性に大きな痛みと悲しみをもたらし、生活の質を低下させるものと考えます。</p> <p>再エネを推進することを否定しているものではありませんし、気候変動対策のひとつの手段として認識しています。しかし、本来の目的のための再エネという手段が、目的になってしまんか。</p>	<p>景観につきましては、風力発電機を周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装し、また、地形や既存道路等を考慮し、改変面積を必要最小限に留めるとともに、法面等に種子吹付けを行うことで修景を図ることにより、施設の存在及び地形改変による影響を可能な限り低減することとしております。</p>
48	<p>以上、この事業がいかに地域の人々のウェルビーイングに悪影響を及ぼすか、ということを述べました。</p> <p>どのように環境影響を低減し回避しますといわれても、自然そのものを科学技術だけでコントロールできないことは、既に周知のことです。今後さらに気候変動による災害の可能性は高まっていて、何が起こるかわからない想定外の災害リスクの可能性を否定できません。大規模な自然改変は、自然災害を誘発する原因になると思います。そのような不安材料を抱えながら住民は生活をしてゆくことになります。小手先の地域貢献策など役に立ちません。ここで暮らしていく住民の安心安全が保障できない事業は認められません。地域住民の犠牲のもとに事業を進めることは、御社の企業価値をも大きく損なうことを認識すべきと思います。</p>	<p>本事業では、気象災害の可能性を高める地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出量を削減することを目的の一つとし、再生可能エネルギーである風力発電所の設置を計画しております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>
49	<p>絶対に、事業を進めることを容認できません。どうか、白紙撤回してください。次に、別の切り口から追記として述べます。</p> <p>気候変動という一つの危機に特化した解決策（この場合は再エネ推進）が、他のワールドリスク（世界的危機）をむしろ悪化させかねない相互連関があることが、2024年暮れの生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォームであるIPBESの報告にありました。気候変動対策⇒行き過ぎた再エネ開発⇒生態系破壊・生物多様性の喪失⇒気候危機のさらなる激化という悪循環を招きかねないとあります。気候変動対策という一つの課題を優先させる取り組みが、他の状況を悪化させる「トレード・オ</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

	フ」を引き起こすということです。このようなことは既に御社でもご承知のこととは思いますが、御社の成長戦略が生態系の破壊と地域住民の暮らしを著しく侵害することのない事業計画であるべきと考えます。そういう意味でも、気仙沼での風力発電事業計画は、適地とは言えません。計画を取り下げてください。	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

表 2-1(30) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
50	東急による市民の森での風力発電所計画の中止を求める署名には9205筆が賛同し市にも提出した。以下反対の理由を述べる。 ①6100kW級の巨大風発は国内最大レベルで前例がない。しかも準備書では、風車のメーカーと機種名すら公表していない。過去の実機例のデータがないのに、予測計算だけで環境影響が客観的に評価できたと言えるのか、根本的に疑念がある。	現段階では、採用する風力発電機が確定していないため、風車メーカーと機種を準備書に記載しておりませんが、騒音については、風車メーカーへヒアリングしたデータを用いて予測を実施しております。また、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)に基づいて現地調査を実施し、騒音のエネルギー伝搬予測方法(ISO 9613-2)にしたがって予測し、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年にに基づき評価を行っているため、客観的な評価ができると考えます。
51	②設置場所は、「住宅を避ける」ためと言いながら住宅のない西側を避け、むしろ住宅が近くで多い東側、市民の森の駐車場近くに8号機を新たに設置計画し、風車の影や騒音・低周波の影響が九条エリアに出る可能性を逆に高めて大問題。	8号機を設置計画したことにより、東側の住居に近くなりましたが、8号機に近い環境3及び4の地点において、騒音の予測及び評価を行った結果、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっています。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。 また、風車の影の影響については、予測の結果、海外のガイドラインを基にした参考値(気象条件を考慮しない場合:年間30時間・1日最大30分)を超過していないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。
52	③「エネルギー・環境教育の拠点として活用を構想」と言っているが、陸上建造物として東日本最大サイズの巨大風車が目の前を回り、騒音・低周波が出る所では、環境教育など無理なのは明らか。巨大風車公園など、市民は行きたがらない。まさに「市民の森つぶし」。 エネルギー教育と言うなら既設稼働中の4基で十分間に合っている。	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
53	④保安林が対象地域とほぼ重なり、崩壊土砂流出危険地区が1km 土砂災害特別警戒区域が2km の近くにある。大土木工事は、山全体の保水力を低め、災害誘発リスクを高める。事業者は「設置場所を北側に移動して砂防地を外した」と言っているが、5~10m 程度移動するだけ(近接は変わらない)で災害リスクが低くなると考えているのか? しかも防災指定地に建設する対策として、「適切な環境保全措置を実施」するとしか書かれていないと、これで「環境影響を低減した」と言えるの	風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。

	か？ 準備書 P225～230 要約書 P54	
54	<p>⑤工事による濁水が河川やため池に流れると予測し、しかも濁水流出予測地点が干害防備保安林の地域とぴったり重なっている。干害防備保安林の目的は水源の確保。水源確保地域に濁水流出予測をしているのだから、水源が荒らされ汚染されるとわかっているということではないか？この羽田山一帯が、神山川・大川・面瀬川・津谷川などの源流となっている。山の尾根の大改変が、水質を悪化させ、いずれ水産業にも悪影響が出ないのか懸念している。</p> <p>準備書 P625～627、P633～635</p>	<p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画ですが、沈砂池排水が河川に到達する場合でも、河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。ため池については、ふとん籠等により土壤浸透対策を強化し、可能な限り水質への影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水等水源に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透することで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減するため、水産業への影響はほとんどないものと考えております。</p>
55	<p>⑥最も近い廿一水源と金成沢川が 1km の近くで、水道用水・農業用水にも利用されている、準備書 P169、170。風車に最も近い農地は 800m の至近距離にある。用水の面でも、騒音・低周波の面でも、農業ができなくなる。準備書 P165</p>	<p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。このため農業用水への影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p>
56	<p>⑦騒音については「国の基準値以下なので問題なし」、低周波についても「気にならないレベルを下回っており問題なし」と評価している。しかし騒音 40dB を超すと睡眠障害リスクが高まることは国の疫学調査（H25 久留米大学石竹達也）でも確認されているが、国の基準は睡眠障害を健康被害とは認めないというロジックで「問題なし」としている。計画地から約 2km 圏内では 40dB を超す観</p>	<p>環境省では、風力発電施設からの騒音については、わずらわしさ（アノイアンス）と睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するための指針を策定しております。</p> <p>本事業の風車騒音の環境影響評価についてもこの指針に則って評価を行っており、全ての調査地</p>

	測地点は多数、住宅も数百戸存在している。要約書 P57～63 しかも準備書で新たに 8 号機が追加されたことで、最も近い住宅地で 1.1km、福祉施設みずなしの丘が 1.5km と、風発に距離が近い住宅や施設がむしろ増えた。準備書 P175、176 健康被害を心配する民意を無視している。	点で指針値を下回る結果となっております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
57	⑧風車の影は周辺 2km に及び、距離 1.5km の施設や 1.1km の住宅から影響が出る。上甘一、金成沢、立沢、大石倉、前田、水梨子、羽田で風車の影を予測し、風車の影がかかる時間が最も長い地域は金成沢、大石倉で 25 分、これが一年中、晴れの日は毎日続くことになる。「30 分未満は国際基準だから問題なし」としているが、不快と苦痛を甘受我慢する義務は市民にはない。近隣住民は猛反発している。 準備書 P662～664、670 要約書 P73	風車の影の予測の結果、福祉施設等には風車の影がかからない結果となっており、準備書に記載しております。一方、住宅等については、風車の影がかかる可能性がありますが、雲一つない晴天並びに樹木等の植生等の遮蔽物を考慮しない予測条件としているため、準備書に記載した「1 日最大」については、毎日続くわけではなく 1 年のうち最も風車の影がかかる 1 日のうちの時間を示しております。 なお、国内には風力発電機による風車の影（シャドーフリッカー）に関する基準が存在しないため、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成 25 年）において示されている海外のガイドラインの指針値を参考に、環境保全目標に設定し予測・評価を行っております。
58	⑨市内全域から巨大風車が観認される景観の毀損については、「気持ち悪い、不快、不気味」と感じる人が私の周りでは多数だ。対策として、羽根の色を環境融和色のグレーにする、徳仙丈のポスターには入らないように配慮した、としか書かれていません。これだけで「影響を極力低減した」と言うつもりか？気仙沼の景観資産をいかに軽んじているかがよくわかる。準備書 P1271～1298 要約書 P86、87	気仙沼市の景観資源の大切さは認識しております。 風力発電機の観認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。
59	⑩2023 年方法書の環境影響評価技術審査会において「この風車が建てば、市民の森の価値を永久に毀損する、アセスするまでもない」と警告した。今回の準備書で計画地が市民の森に重なることに変更がないということは、その警告を無視し、市民にとって宝である羽田山の中心と市民の森を破壊してでも、東急が自社の利益と企業価値を高めると強弁しているに等しい。この森林は、様々な生態系サービスで市民の生命と暮らしと産業を支えてくれ、市民と行政が大切に管理し守ってきた市民の森だ。市民のいのちの森を破壊されることに、激しい怒りと悲しみを感じる。 (※個人が特定される情報は不記載といたします。)	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
60	⑪調査結果の総合評価として、「実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減」しており、「国又は地方公共団体が定めている環境基準の維持に支障を及ぼすものではなく」「本事業の計画は適正」であると評価している 要約書 P54。しかし、計画中止を求める 9205 筆の署名、5 月 14 日の事業者による説明会で市民が猛反発し紛糾、その後の各自治区での意見交換会でも参加低調・ほぼ反対意見のみの様子を見ると、市民は気仙沼の	本事業の実施による影響について、調査、予測及び評価を実施し、可能な限り環境への影響を低減できるよう環境保全措置を検討しております。皆様からのご意見を踏まえ、さらに環境影響に配慮した計画となるよう引き続き事業計画を検討いたします。 また、当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えてお

	母なる山と市民の森を破壊する事業計画を、全く「適正」とは感じていない。「再生可能エネルギーは地域共生が大原則」(エネルギー基本計画)ならば、この計画は白紙撤回るべきだ。	ります。本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。
61	<p>2025年5月14日、東急による市民説明会があり、100人以上が参加し関心の高さが伝わった。市民からの20数人からの意見は（1人を除き）全員猛反対。準備書の内容への質問よりは、計画の中止と白紙撤回を強く求める意見が多かった。貴重な市民の生の声で、彼らの中には高齢で意見書を書けない人もいるから、ここに発言した人全員の発言を要約して市民の意見を代弁したい。録音が禁止されていたので、以下の記録は全て手書きメモから起こした。</p> <p>(1)羽田自治会の反対決議を紹介①生態系への影響が甚大②騒音低周波による健康被害懸念③野生動物への影響（熊・鹿・猪）が地元農業と暮らしを脅かす④豊かな自然を子孫に伝える責任がある。以上の理由から、山と森と暮らしを壊す計画には断固反対！</p>	<p>①本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>②風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。</p> <p>③現地調査においてツキノワグマ、イノシシ等の中大型哺乳類も含めた野生動物の生息状況について把握いたしました。工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。</p> <p>④当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p>
62	(2)アセスメントの調査結果全体が事業推進に都合のよいものに思える。企業の売電利益のために、気仙沼の自然を明け渡すつもりはない。山は一度壊したら、二度と戻らない。	<p>準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>
63	(3)市民の森駐車場近くの風車は、視野角の数字が問題ではなく、頭の上をブンブン回る圧迫感が大きい。市民の森に、市民が来なくなる。	<p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討</p>

		いたします。
64	(4)計画地から 1.2km に住んでいる。既設稼働中の風車からも騒音は大きいのに、この計画の風車のサイズは大き過ぎる。風車の影や低周波による健康被害が心配される 2km 圏内に約 2500 人が居住している。「風車の影は 25 分以内だから基準値以下だから我慢しろ」と言っているも同然。私たちは引っ越せない、ここに生き続けるのだから。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
65	(5)新月ダムを市民の意向で中止したから、新月の今日の発展がある。この計画では、市民の議論が全く足りていない、進め方が性急過ぎる。気仙沼の理念「森は海の恋人」に逆行する計画だから反対する。	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>事業者としては、地元の皆様の声を大切に考えており、アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会を開催しております。これからも引き続き、地元の皆様と対話を重ね、地元の声を事業に活かしていきたいと考えております。</p>
66	(6)子どもたちの自然環境教育に、巨大で不気味な人工建造物は全く不要だ。気仙沼は自然環境教育の聖地。未来の子孫から借りている自然を破壊することは容認できない。 (※個人が特定される情報は不記載といたします。)	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
67	(7)既設 4 基があるので、市民はこれ以上の風発を必要としていない。巨大風車で事故が起きることを懸念する。1 万筆近い反対署名は、市民の 5 人に 1 人が反対ということだ。	当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。

68	<p>(8) 気仙沼市の環境基本計画では、再エネは地産地消を原則としているが、東急の計画は基本的に売電で地産地消に反する。企業による事業は利益が目的であり、市の環境政策が地域循環・持続可能性を重視していることにも反する計画だ。騒音低周波や環境破壊など「影響はない」としているが、実際に風車を建てて計測したデータではなく、しかも限られた時期と時間で計測し、数字上の予測値に過ぎない。</p>	<p>FIT制度では決められた電気事業者に売電する仕組みになっておりますが、FIP制度に変更することで気仙沼市内の新電力会社や地元企業、自治体など、さまざまな方に電気を供給することができるようになります。</p> <p>今後、電力の直接的還元、電気代などの補助などの間接的な還元も含めた地域の皆様に電気もしくは電気で得た利益の還元を行う体制や仕組みを構築するように検討いたします</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。</p>
69	<p>(9) 日本気象協会が、私有地に地権者の許可なく立ち入り調査していたが大問題だ。また、地元部分林組合で計画地周辺の土地を伐採管理しようとしたら「砂防地だからできない」と市から言われた。そのような砂防地に、なぜ東急の大工事計画だけが進められ、許可されようとしているのかが納得できない。</p>	<p>現地調査の実施にあたっては、事業者による法定及び法定外の住民説明会での説明、自治会地区長への個別説明、調査実施のチラシ配布（回覧）を行い、事前周知に努めました。それぞれの機会にお会いした住民や地区長より、現地調査は理解したとのお話をいただいた上で、現地調査を実施させていただきました。今後とも現地に立ち入る際には、事前に関係者にご連絡すること等徹底いたします。</p>
70	<p>(10) 東急は震災復興を支援したのだから、市民の森を差し出せと言うことか。気仙沼の母なる山、市民の憩いの場に計画したことは、気仙沼への敬意がなく冒涜だ。水源の山でもある市民の貴重な自然資産だ。市民の森の価値を永遠に毀損するような事業は、市民の尊厳を傷つけることだ。歴史的にいのちをつないできた市民の森を破壊する計画は、地域共生とは全く言えない。中止を強く求める。</p>	<p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の水源に影響が出ないようにいたしま</p>

71	(11) 9205 筆の反対署名が、この計画が地域共生であるという前提が崩れている証拠。これだけの反対でも強行するつもりか？白紙撤回を！	事業者としましては、地元の皆様のご理解が大切であると考えており、アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会を開催しております。これからも引き続き、地元の皆様と対話を重ね、本事業への理解を得るよう努めて参りたいと考えております。
72	(12) 環境教育の可能性があるなら計画を進めてよい（唯一条件つき賛成者）	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
73	(13) 東急は震災復興支援をしてくれたが、その見返りとして、風発のために市民の森を差し出せということなのだろうか？	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
74	(14) 1400 頁を超える準備書の中に、砂防指定地の地質調査の記述が全くない。県内最大の砂防指定地を適地とした判断根拠は何か？（これに対し、東急の社員は「砂防地については、していないかったので、これから調査します」と答弁し、会場の市民が呆れていた）	現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかかるような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。
75	(15) この説明会での議論は、公開され、ちゃんと今後の計画に反映されるのか？単なるガス抜きではないのか？今日の紛糾した議論を、東急のHPなどで広く公開して、市民の意見を募集してはどうか？	住民説明会の内容は公開されませんが、お伺いした意見につきましては、本事業を検討する上で参考とさせていただきます。なお、本準備書に関するご意見につきましては、別途意見書を頂くかたちで募集させていただきました。
76	(16) 市民と行政で話し合い、市有地なのだから、市長が「この土地は貸さない」と言えば済む話。市有林をどうするかは、市民の反対の意見に基づいて、話を進めるべき。 (※個人が特定される情報は不記載といたします。)	本事業の準備書の内容につきましては、気仙沼市長の意見についても宮城県から照会が行われることとなっており、それも踏まえて、宮城県による準備書の審査が行われることとなっております。
77	(17) 秋田の風車による死亡事故もあり心配、気仙沼のこの山には作らないでもらいたい。水質調査を、降雨期に2～3回調査したと書いてあるが、これだけの簡単な調査で何がわかるのか、調査結果	当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。

	への不信がある。降雨量10ミリ程度の強雨下で数時間やった程度の調査では、昨今の激しい気候災害の防災には全く役に立たないデータだ。	水質調査については、工事中の日常的な降雨時の水の濁りが周辺の河川等に与える影響について、予測及び評価するために実施しております。本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。 風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。
78	(18)調査は、ある時点、限られた地域と時間の計測データに基づく予測値に過ぎない。気候変動が激化している昨今、今回のように自然を無理矢理大改変する事業は、大きな自然災害のきっかけになる。しかも人と自然のふれ合いの場、市民の森を破壊する事業は即刻中止を。	準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。 風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。 本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。
79	(19)この計画地にクマタカがいるという調査結果に嬉しかった。クマタカのつがいがいなくなることのないように、絶滅危惧鳥の調査を継続して自然を大事にしてほしい。自然環境と生活環境を守りながら、それと両立できるエネルギーを考えなければならない。	現地調査の結果を踏まえて、事業実施によるクマタカへの影響を極力低減する計画といたします。また、工事中及び稼働後に事後調査を実施し、本事業によるクマタカへの影響の程度を把握いたします。環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることといたします。
80	(20)地域の防災士をしている。豊かな森はその保水力で、災害を防いでくれている。これだけ大規模な風車を建てるのに、どれだけの植物と土壤を破壊して、コンクリートで固めるかと思うと悲しくなる。工事規模と詳細を、市民がわかるよう具体的に書くべきだ。	本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。 事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 また、準備書に工事計画を記載しておりますが、今後事業計画をさらに検討し、評価書では具体的な工事計画を記載いたします。

81	<p>(21) 自分の居住地区の全部の住宅にシャドーフリッckerがかかることになる。現在稼働している既設 4 基を見学に行ったとき、騒音も聞こえ、車酔いのようにひどく体調が悪くなり「まさか健康な自分が？」と驚いた。東急の社員に「あなたの子どもを北海道松前公園のように、風車の周りで遊ばせたいですか？」問うたら、無言で答えられなかった。自然を壊し、人体に影響を与えるような事業は、絶対反対だ。</p> <p>(※個人が特定される情報は不記載といたします。)</p>	<p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参照値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
82	<p>5月22日記者会見で気仙沼市長は、「住民理解を得られないと思えば市有地を貸せない」と語った。以上長々と述べたが住民理解が得られない計画は、中止・白紙撤回をしてほしい。</p> <p>(※個人名は不記載といたします。)</p>	<p>事業者としましては、地元の皆様のご理解が大切であると考えております。アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会を開催しております。これからも引き続き、地元の皆様と対話を重ね、本事業への理解を得るよう努めて参りたいと考えております。</p>

表 2-1(31) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
83	<p>1. 景観に関する影響調査の全面的見直しを求めます</p> <p>理由-1. 眺望景観の調査3項目である、①主要な眺望点の状況、②景観資源の状況、③主要な眺望景観の状況、の調査の記述には「各地点における景観資源の状況が具体的に説明されていない。具体的には、この眺望地点では何が景観資源として「特定されているか、風力発電設置によって、この景観資源にどのように影響しているか、又は影響しないか」等の説明である。眺望地点を選定しているので、それぞれに説明し、影響評価することが必要である。</p>	<p>景観資源は眺めの対象であるとの理解から、主要な眺望点からの見え方を確認することが重要と考えております。そのため、景観資源については第3章に記載の上、「第10章 1.7 景観」においてフォトモンタージュにて主要な眺望点からの景観資源の見え方をお示しするとともに、景観資源の視認状況について、「表 10.1.7-3 フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果」に予測結果をお示しし、景観資源を望む眺望景観への影響について、「表 10.1.7-4(1) 評価の結果（主要な眺望点及び景観資源の状況）」及び「表 10.1.7-4(2) 主要な眺望景観への影響（風力発電機の視認程度）」に記載し、評価いたしました。</p>
84	<p>理由-2. 囲繞景観についての影響評価が全くなっていない。少なくとも、環境省の「自然環境のアセスメント技術Ⅱ」(生態系・自然とのふれあい分野の調査・予測の進め方)の考えに基づいた調査を行う必要がある。圍繞景観を把握するための</p>	<p>住民の方々にとって身近な眺望点につきましては、審査を受けた方法書に基づき「第8章 表8.2-2」のとおり選定し、「第10章 1.7 景観」において調査、予測及び評価結果を記載いたしました。</p> <p>「市民の森」につきましては、複数回に渡る現</p>

	<p>3 項目、①場の状態、②利用の状態、③眺めの状態、について、特に人文的対象や要素の観点からの状態把握がない。</p> <p>具体的な指摘事項としては、風力発電設置位置が、「市民の森」活動エリア内、全て稜線の遊歩道(ウォーキングトレール)に沿って計画していることから、例えば、場の状態では「囲繞景観を構成する地学要素として、何があるのか、ないのか。人文要素では何があるのか。これらが風力発電でどう変化するか、影響評価はどうなのか、等」。利用の状態では、「市民が散策する場所に、ほぼ300～500m間隔で設置され30～50dBの騒音で常に回転している巨大な風力発電タワーの存在、この囲繞景観に、ほぼ10分おきに認知・視認遭遇する状態」についての影響評価を全く行っていない。このような環境下では、自然の森に暮らす生態系、鳥類や小動物のさえずりや飛び交う様子など、「森林のシンフォニー」が全く失われている。こうした視点の評価がないことは、環境省の囲繞景観マニュアル・ガイドラインを無視した報告書である。さらに、眺めの状態では、遊歩道内では風力発電タワーの設置によって、周辺の高木等の伐採が行われてしまい、これまでの森林浴で、落葉樹等の高木を見上げることで自然の中を満喫していた状態から、巨大なタワーを見上げることになるので、こうした変化の評価を行っていない事は重要な問題である。</p> <p>計画地内の樹林の分布状態や樹林からの見通しも含めた、各設置地点の眺めの状態、眺望などを、タワー設置位置の現状写真とタワー設置のフォトモンタージュとの重ね合わせから、影響評価を行う必要がある。</p>	<p>地踏査を行うとともに利用状況を関係機関へ確認し、それらの結果も踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響について予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、「第10章10.1.8人と自然との触れ合いの活動の場」に記載いたしました。</p> <p>「徳仙丈山」側のエリアは引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただき、北側のエリアはご指摘いただきましたとおり、遊歩道周辺を含めた一部エリア内で風力発電機が稼働する予定としておりますが、風力発電機による変化を踏まえたエネルギー・環境教育の拠点としてご利用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>なお、一部の樹林に伐採が生じると同時に種子吹付けを行う等の修景を図る計画としております。</p> <p>市民の森のフォトモンタージュについては、「第10章1.7 景観」において、「5.市民の森（熊山）」及び「5.市民の森（徳仙丈山）」を掲載しております。「5.市民の森（徳仙丈山）」については、主要な展望点として評価結果を記載しておりますが、「5.市民の森（熊山）」については、展望利用の実態がないため、フォトモンタージュのみを参考として掲載しております。</p>
85	<p>理由-3. 風力発電タワーを稜線沿いに設置することは、市民の森の「防火帯」機能を損なうことになる。</p> <p>8 基の風力発電タワーの設置を稜線や尾根に沿う遊歩道に計画しているが、この頂部の水平カット(切土)や、鞍部の平場を切土盛土としている。これら箇所は、市民の森利用者からは、稜線沿いの眺望に優れた場所であり、また鞍部は休憩所や急激な天候変化に備えた隠れ場でもある。また、これらの場所は、緊急時の防火帯となるものである。機能補償も含め設置位置を見直す必要がある。</p>	<p>稜線や尾根の全てを改変することはないため、防火帯の機能は維持されるものと考えております。</p> <p>また、「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能と考えております。</p>
86	<p>2. 中環審第1366号(第二次答申)の主旨に準じて、「国民の不信感を抱かれない内容」で、準備書(本縦覧図書)を再度、見直し、調査することを求めます</p> <p>理由-1. 本縦覧図書は、令和7年3月6日付けで環境大臣に答申された「中環審第1366号(第二次答申)」の趣旨に反した内容で構成、説明された準備書と考える。中環審第1366号の第二次答申では、その背景を「風力発電計画に係る近年の環境影響評価手順書、方法書、準備書についての懸念=国民が抱き始めている環境行政、環境政策に対する不信感を助長させかねない」と指摘し、検証、評価書の見直しを提言している。</p>	<p>理由-1. 中央環境審議会より環境大臣に対して、今後の環境影響評価制度のあり方について、答申が出されたことは承知しておりますが、本アセスは現時点で運用されている環境影響評価制度に基づいて実施しているため、本アセス手続きの見直しをする必要はないものと考えております。</p> <p>理由-2. 準備書は経済産業省の発電所アセスの手引きに基づいて作成しているため、図書の形式については、他の案件と同様の構成となることがございますが、内容については本事業に対応したものとなっております。予測及び評価手法は方法書の段階で県や国の審査も受けた上で調査、予測及</p>

	<p>この視点から、本アセスについても見直しを求めるものである。</p> <p>理由-2. 本縦覧図書は、新潟県等他地域にて提出された「風力発電に係る準備書」に極めて類似した準備書である。対比検証した結果、既往の準備書の数値や図表は当該箇所で取得した図表諸数値に置き換えただけであり、設備稼働に係る説明や解釈に係る文言が極めて類似している。引用複製した文章構成といえる。出典や引用文献等が不親切である。こうしたことから本準備書が、当該地域の関係市民の不安に正面から真摯に慎重丁寧に調査して検討した準備書となっていない、何ら答えた内容、となっていないことは明らかである。</p> <p>誠実さに欠いた不十分な準備書であるので、準備書の構成を再度見直すことを求める。</p>	<p>び評価を実施し、当該地域の予測及び評価結果を記載しておりますので、適切なものと考えております。出典や引用文献等について、具体的かつ十分な記載に努めておりますが、アセス図書の内容について、引き続き、丁寧でわかりやすい記載となるよう努めます。</p>
87	<p>3. 風力発電機施設計画に係る意見</p> <p>意見-1) 風力発電機(タワー)設置位置は、「市民の森活動エリア」から 1.6km 以上の離隔を確保すること</p> <p>理由-1. 風力発電タワー（以後、「タワー」と呼ぶ）は、市民の森の活動エリア内や尾根沿いの散策路上を寸断した計画であり極めて危険である。</p> <p>市民活動エリア内設置の問題は、令和 7 年 5 月 3 日発生した「秋田県新屋海浜公園内風力発電機の羽根損傷死亡事故」である。</p> <p>僅か $V = 23\text{m}/\text{秒}$ の風速でブレードの延性・脆性・疲労破壊を起こし、落下し、公園内を散策していた市民へ衝突死亡事故と想定されている。</p> <p>このこともタワー位置は、市民の森で活動する市民がエリア（公園内施設や稜線散策路等）で不測の事故に遭遇しないよう、この活動エリアとの離隔を確保する必要がある。離隔は、風車相互の干渉防止離隔とする。</p> <p>$L=3D \sim 10D$ (D: ブレード直径) より、安全側の $L=10D$ を採用する</p> <p>$D(\text{風車ブレード直径}) = 158\text{m}$</p> <p>$L=10D$</p> <p>$=10 \times 158$</p> <p>$=1600\text{m}$</p> <p>$=1.6\text{ km}$</p> <p>(※「図-1 風車間隔の考え方(協会資料より)」の掲載は省略)</p>	<p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。また、風力発電機は主風向に対して直角に近い方向に配置する場合、ブレード直径の 3 倍 (3D) の離隔を確保すればウェイクは比較的抑えられるものと考えております。なお、風力発電機を主風向方向に配置する場合には、ブレード直径の 10 倍 (10D) の離隔が必要と言われております。</p>
88	<p>意見-2) 「用地図」を作成すること。図は、市民の森区域、借地区域、林班図に地形線を表示した重図とする</p> <p>理由-①施設の位置決定に必要な情報(市民の土地区域の範囲、土地所有者の権利情報・林班・公園重ね図、地形・等高線等)が隠されており、現地形(尾根、独立標高、遷急線、沢筋等)状況等設置の妥当性を評価する基本的な確認を行うために必要である。</p>	<p>環境影響評価を行うための土地の情報は得ていると考えております。その情報に基づいて予測及び評価を実施しております。</p> <p>土地所有者の情報については、所有権問題や個人情報等の問題もあり、掲載しておりません。</p>
89	<p>意見-3) 県立自然公園内尾根稜線の市民の森遊歩道等は分断せずに機能補償道路計画を行う事</p> <p>理由-見晴らしに優れる凸部の稜線尾根は 360° の眺望地点であり、散策路の休憩地点であるので、このような地点には施設を設置しない事。</p> <p>市民の森全体の破壊である。</p>	<p>ご意見いただきました「市民の森」につきましては一部エリア内で風車が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山」側のエリアは引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、また北側のエリアは遊歩道を含め、風力発電機稼働後はより皆様にご利用いただける場となるようさらに検討いたします。</p>

90	<p>意見-4) 外来種での緑化をやめ、環境省・国交省・林野庁の「生態系保全のため現地植生の活用」による緑化計画を行う事</p> <p>理由-施設周辺の緑化(のり面)計画は、冷温帯の当該地には全く存在しない外来種（トールフェスク、クリーピングレッドフェスク、レッドトップ、パミューダグラス等）を使用し種子吹付をしているが、こうした外来種の導入は地域の生態系を破壊する。</p> <p>人工的のり面を素早く保護保全することは当然であるが、そのために当該地由来の生態系の植生による保全を怠り、外来種で対応することは、自然破壊である。論外な計画である。</p>	<p>法面緑化の種子吹付け工に用いる種子の植物種は、防災面を期待できる種や周辺環境に適した極力侵略性が低い種、遺伝子的攪乱のおそれが低い種を使用する考えです。「第2章 表 2.2-3 種子吹付け工に用いる種子の植物種（予定）」では種子吹付け工に用いる種子の植物種に外来種を含めておりますが、専門家の指導や関係機関等との協議を踏まえて最終的に決定いたします。</p>
91	<p>意見-5) 土砂災害の危険防止や水源の保全確保から、残土処分場や沈砂池の位置を見直すこと</p> <p>理由-標高 400m～300m 付近に残土処分場や沈砂池の計画であるが、この付近は、微地形(等高線)が大きく乱れており、厚い崩積土層地形(麓層面で飽和土壌と想定される。土砂崩壊の可能性が極めて高い。</p> <p>下流には、市民の重要な甘一水源や貯水施設があり、甘一川・大川川の流域であり、土砂崩落の危険性や水源保全の確保から計画の見直しが必要。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部分に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p>
92	<p>意見-6) 計画は宮城県の各技術標準(林地開発許可の技術指針や県の土木設計マニュアル)等で計画すること</p> <p>理由-切土勾配は 1:1.2、小段設置は h=10m 每、小段幅 1m、切土用地余裕幅を 2m などで計画しており、県の経験則による技術基準に準拠していない。森林の技術基準や宮城県の林地開発許可技術指針、県土木設計マニュアル(案)等では、地質区分により、切土勾配、小段計画、小段幅、用地用数幅等を定めている。この基準に準ずること。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。ご指摘の宮城県の各技術基準についても県との協議を踏まえ、各技術基準に準拠した計画を策定して参ります。</p>
93	<p>意見-7) 2.2.11 その他(温室効果ガス効果)について、「事業者便益」と「気仙沼市・市民・利用者損失」の両面から評価すること</p> <p>理由-P. 1307 以降の「10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」についての当該地の実態調査及び評価が不十分であり、再調査を求める。</p> <p>「実態調査の不十分」とは下記項目であり、各項調査回答願います</p> <p>1) 気仙沼県立自然公園の認識、理解度が不十分であること</p>	<p>「気仙沼県立自然公園」における「市民の森」及び「大森山」の状況につきましては、「気仙沼市史」を含めた文献その他の資料の確認並びに関係機関への聞き取りを実施するとともに、複数回に渡る現地調査を行い、利用実態を把握いたしました。</p> <p>引き続き情報収集に努め、さらに理解を深めた上で、本事業地の特性や魅力をより引き出せる地域共生策も実施できるよう検討して参ります。</p>
94	<p>2) 気仙沼県立自然公園の特徴を捉えていない事</p> <p>気仙沼県立自然公園の景観は、北上山地のつくる丘陵景観と変化に富んだ海岸景観を主景観として、山岳と海洋が一体となった景観を呈している。令和 5 年この指摘は、方法書段階における宮城県環境審査会で指摘されていることであり、眺望景観及び周囲景観のそれぞれに対して「要素の状態」及び「認識の状態」に関する調査、予測、評価を行う。</p>	<p>眺望景観及び周囲景観の考え方並びに気仙沼県立自然公園の現況も踏まえた上で、景観資源の認証状況、展望が得られる方向の確認及び利用状況に関する調査を行い、身近な生活環境の場も眺望点として設定し、予測及び評価を行っております。</p>

	(※個人が特定される情報は不記載といたしました。)	
95	3) 気仙沼県立自然公園の景観の特徴を把握していない事 「出典：気仙沼市観光調査より」の掲載は省略	対象事業実施区域は、県立自然公園気仙沼の普通地域に位置しておりますが、この地域の「徳仙丈山」、「大森山」を主要な展望点に選定し、調査、予測及び評価を行っております。
96	4) 市民の森になぜ市民が集うかの理解が全くないことである	「市民の森」につきましては、複数回に渡る現地踏査を行うとともに、催事も含めた利用状況を関係機関へ確認し、「徳仙丈山」側のエリアはツツジ等を楽しむ散策エリアとして、「熊山」周辺のエリアは植樹等の活動が行われているエリアとして機能していることを把握しております。 「市民の森」の北側のエリアは近年利用が減少傾向にあると認識しており、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた上で、エネルギー・環境教育の拠点として整備し、「徳仙丈山」エリアとともにご活用いただけるよう整備を検討しております。 さらに皆様のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、よりご理解いただける事業計画となるよう検討を重ねて参ります。
97	5) 気仙沼県立自然公園は子供から高齢者誰もが気軽に登れる山である 山岳愛好会は毎年植樹や下草刈りを続けるなど、これ以上の自然破壊とならないよう活動している。	「市民の森」につきましては、複数回に渡る現地踏査を行うとともに、催事も含めた利用状況を関係機関へ確認し、「徳仙丈山」側のエリアはツツジ等を楽しむ散策エリアとして、「熊山」周辺のエリアは植樹等の活動が行われているエリアとして機能していることを把握しております。北側のエリアは近年利用が減少傾向にあると認識しており、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた上で、エネルギー・環境教育の拠点として整備し、「徳仙丈山」エリアとともにご活用いただけるよう整備を検討しております。 さらに皆様のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、よりご理解いただける事業計画となるよう検討を重ねて参ります。
98	6) 渡り鳥の飛来経路、渡り鳥の目標とする山であること 渡り鳥飛来地、休息地の大崎市蕪栗沼や長沼湖から直線でわずか約30km 北東地の里山や棚田等が点在する自然公園に位置する。 気仙沼湾、大谷海岸まで12kmと渡り鳥の餌場として重要なポイントである。	沿岸部や内陸部を飛翔する可能性のある渡り鳥に留意して現地調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ、本事業による渡り鳥への影響を回避又は極力低減する計画です。
99	7) 市民の毎日の生活、特に大川川や支流河川を水源とする飲料水等の貯水池があるなど水源涵養保安林の森林区域といえる区域である。 また、大川川流域は淡水魚の漁業権が設定されており、気仙沼湾河口部の生態系維持に重要、魚付き保安林としての機能を有する自然の山と認識され人と自然との触れ合いの場として重要視されている。 これらのことことがアセスでは全く理解されておらず、触れててもいいことは重大なアセス制度を無にした準備書であると考える。	保安林の指定状況については「第3章 3.2.8.2 自然関係法令等」に、保安林への影響の有無につきましては、「第10章 10.1.2 水環境」において記載しております。 既存文献では魚付き保安林としての機能が人と自然との触れ合いの活動に利用されている状況は確認できておりませんが、関係機関へ改めて聞き取りを実施する等、さらなる情報収集を実施いたします。
100	8) 採用している数値基準は宮城県及び東北電力公表の数値でない ①年間発電量 121,668MWh は過大である。稼働率根拠が不明確。	①年間発電量は下記の計算式で算出いたしました。 ・年間発電量 = 発電所出力(43,000kW) × 想定設備利用率(0.323) × 年間発電時間(24 × 365)

	<p>②年間発電量から設備稼働率を逆算、稼働率は約32.3%となる。</p> <p>風力発電協会資料では稼働率は20%程度であり、また宮城県のモデルは20%と想定しているが、過大と考える。</p> <p>③二酸化炭素排出原単位は、0.000438t-CO₂から東北電力の原単位0.0004570t-CO₂を採用すべきではないか。</p> <p>なぜ、東北電力の原単位を使用していないのか。宮城県の環境政策に沿った計画でしょうか。</p> <p>④施設立地箇所は植生調査から「ミズナラ群落(優占)やアカマツ樹林(太平洋側の落葉広葉樹林の代表)、ススキ群落、植栽樹林の公園」の樹林区分とし“表10.1.5-17 樹林区分”参照とする表が見当たらない。樹林区分表を追記すること。</p> <p>縦覧図書記載の表は、“表10.1.5-17 環境影響要因の選定(重要な種)”である。</p> <p>⑤また、1ha当たりの二酸化炭素純固定量の原単位を“Whittaker-温帯落葉樹林から二酸化炭素純固定量18.3t-CO₂/ha”としているが、林野庁の最新の数値の採用とすべきではないか。</p> <p>ミズナラ植生は「ブナ科コナラ属ミズナラ林」であり、ブナ林とともに冷温帯の代表的な落葉広葉樹林の植生であり、森林総合研究所は代表的な各樹林別、樹齢別に炭素固定量を公表している。</p> <p>⑥国土地理院地図情報と宮城県森林情報提供システムには当該地の「林齢」区分が読み取れる。これより対象地の樹林帶の林齢は50年生10齢級前後の天然林と区分している。</p> <p>この広葉樹天然林が、50年生10齢級から今後風力発電が稼働する20年間に75年生15齢級(余裕5年考慮)となることから、樹林の成長でCO₂の吸収量は下がるのでこれから固定量を算出する必要がある。風力発電機の稼働期間を20年間とした場合を参考として、下記に算出したので紹介する。</p> <p>(参考)</p> <p>森林総合研究所公表の1ha当たりの平均的な二酸化炭素吸收(固定)量</p> <p>対象区域すべてが、広葉樹天然林の場合</p> <p>①50年生10齢級1ha当たりの平均的な二酸化炭素吸收(固定)量 $=61*44/12=223.7\text{t-CO}_2$</p> <p>②75年生15齢級1ha当たりの平均的な二酸化炭素吸收(固定)量 $=56*44/12=205.3\text{t-CO}_2$</p> <p>③風力発電稼働期間の1ha当たりの平均的な二酸化炭素吸收(固定)量の総計=① - ②=223.7 - 205.3 = 18.4t-CO₂</p> <p>今回の対象地は国土地理院地図からは混合樹林帶と読み取れるが、前項⑥の樹齢区分図よりその構成比率に応じて、各自算出することが望ましい。</p>	<p>②設備利用率は対象事業実施区域の風況より推定いたしました。</p> <p>③準備書では、二酸化炭素の排出原単位は全国平均を使用しておりますが、2023年度の東北電力の二酸化炭素排出原単位である0.000474(t-CO₂/kWh)を用いて本事業による二酸化炭素の削減効果を再計算すると57,498(t-CO₂/年)になります。</p> <p>④「(表10.1.5-17 樹林区分の面積を参照)」の記載について、表番号に誤記ございましたので、評価書において「(表10.1.5-16 樹林区分の面積を参照)」に修正いたします。</p> <p>⑤準備書においては、対象事業実施区域の森林の樹齢の推定が困難であることから、Whittakerらが算出した温帯落葉樹林1ha当たりの二酸化炭素純固定量(18.3t-CO₂/年/ha)を使っております。ご指摘を踏まえ、評価書においては、森林のCO₂固定量の推定について、情報を収集し検討いたします。</p>
101	<p>意見-8) 気仙沼市の市有地(市民の森)の借用範囲及び借用中の管理手法と影響評価を記述すること。</p> <p>理由-風力発電設置による借用範囲が全く示されていない。「市民の森」は日常的に市民が利用する場所であり、管理方法により、市民活動への影</p>	<p>「市民の森」の土地の借用範囲及び借用中の管理手法につきましては、環境影響評価の結果も踏まえ、気仙沼市と協議して参ります。</p>

	響は大きいといえる。それとの関係が示されていない事は重大である。明確な説明を求める。	
102	<p>意見-9) 事後調査について、5項目の実施を求める</p> <p>理由-環境省令13条-1項に基づく5項目は「実施しない」との考えを示しているが、各項目、特に「代償措置が必要となる」点への見解が示されていない。明確な見解を示すとともに、下記の代償(事後調査)を求める。</p> <p>①騒音：設置後に6箇所で観測し、予測との検証が必要である。</p> <p>②低周波：同上。なお、低周波を長時間浴びていると、耳下腺等から脳に悪影響が及ぶことは2025年5月のNHK報道でも報告されている。個人差が大きいこととされていることから、どこまでの影響範囲があるかを確実に調査する必要があることに留意する。</p> <p>③地形改変：地形の乱れが多いので、地すべり、土砂崩壊の危険性が大きい</p> <p>④人とのふれ合い：市民の森に集う人のインタビュー調査</p> <p>⑤景観：主要ポイント（亀山スポット等）での利用者インタビューの実施(眺望景観と周囲景観)を求める。調査手法は、多段階回答ができる「SD法」によることが望ましいので推奨する。</p>	<p>①②風力発電機稼働後の騒音については、すべての予測地点において環境省で策定された風力発電機から発生する騒音に関する指針値を下回ることが確認されました。また、超低周波音の評価を行った結果、すべての地点においてISO-7196:1995に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを大きく下回ることが確認されました。ご意見を踏まえ、事後調査の実施について今後検討いたします。</p> <p>③災害対策につきましては、環境影響評価とは別の手続きにおいて、自治体の防災関係部署と協議を行い、必要な措置を講じるため、規定に該当しないと判断しております。</p> <p>④主要な人と自然との触れ合い活動の場の影響につきましては、予測の不確実性は小さく実効性のある環境保全措置を講じる計画としていることから、事後調査は実施しないこととしておりましたが、今後の事業計画等も踏まえ、事後調査の実施も検討いたします。</p> <p>⑤ご意見を踏まえ、事後調査の実施について今後検討いたします。</p>

表2-1(32) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
103	<p>先人達が培ってきた自然環境。水源としての山の生態系のバランスが崩れていくのではないか。それが自然災害につながらないのか心配です。</p> <p>徳仙支付近は、1m位隆起していると聞いていますが、そのような所に建てて大丈夫なのか心配です。</p> <p>最近、突風が吹くことが多くなっていますが、その辺も心配です。</p>	<p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p>

表2-1(33) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
104	<p>設置予定場所は、民家に近く、風車からの低周波音が麓に影響を及ぼすリスクがある。</p> <p>風力発電を否定するものではなく、近隣住民に</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に關</p>

	<p>完全に影響を及ぼさない場所に設置すべきである。</p> <p>従って、今回の風力発電計画については廃止を要望する。</p>	<p>する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) の 100 デシベルを大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(34) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
105	<p>再生エネルギーには賛成ですが、今回の風力発電には反対します。</p> <p>まず、環境評価準備書では人的被害は最小限で許容の範囲内で問題は無いとしていますが、私たちの地域は 1.3 ‰ほどで現に、既存の風力発電でシャドウフリッカーにより体調を崩した人がいること。</p>	<p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間 30 時間・1 日最大 30 分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。また、既設他事業との累積影響は発生しないものと予測しております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
106	<p>他にも低周波や騒音で、少人数でも被害が出ており、それが風力発電が原因である事を証明する事は私たちには費用と時間が掛かり、仮に証明出来たとしても、風力発電自体を停止してくれることは非常に困難であること。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
107	<p>自然環境においても、クマタカの生息が確認されており、低周波は鳥や動物には聞こえるとの研究結果が出ており、影響は確実である事</p>	<p>風力発電機から発生する騒音及び超低周波音の動物への影響について、風力発電施設の設置によりシカやイノシシに影響が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、引き続き最新の情報の収集に努めて参ります。</p>
108	<p>更に災害が心配されます。保安林の伐採により、今後発生するであろう線状降水帯により、土砂崩れや、洪水、土砂の流失や、河川への影響から、飲料水や海への悪影響などなど、景観も変わってしまう事など、地域共生の観点からも風力発</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺へ</p>

	<p>電の建設は絶対中止して下さい。</p>	<p>の災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p>
--	------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(35) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
109	風力発電には反対です。「準備書」の内容が私達の視点ではないです。納得できる説明ではありません。	今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業について丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。

表 2-1(36) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
110	表 8-2-2(11) 環境 4 周囲に養鶏場が存在する と記載されていますが、私の地区には養鶏場は存在しませんし、家禽一羽さえいません。 たまたま私の地区のことなので目に入りましたが どの様な調査をしたのかご説明をしてください。 この準備書に書かれている内容自体が信用できるものなのでしょうか。	「第 8 章 表 8-2-2(11) 騒音及び超低周波音、振動調査地点の設定根拠」環境 4 の「養鶏場」の記載は、「住宅等」の誤記でしたので、評価書において訂正いたします。 また、騒音・超低周波音の調査については、「第 8 章 表 8-2-2(5)～(8) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に記載のとおりの方法で実施しております。

表 2-1(37) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
111	徳仙丈山、市民の森、市内主要観光地からの景観に悪影響	「市民の森（徳仙丈山）」からの景観については、準備書 P1304 に記載しております。

表 2-1(38) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
112	(1313) 10. 1. 8-7 ⑯修景池 ※藪で立ち入れない状況 市民の森として整備される以前から自然に存在していた沼地と聞いています。	「市民の森」の修景池の状況については、利用者の多い 5 月に調査を実施いたしました。 調査時の修景池周辺の植物が密集している状況から「藪」という記載をしましたが、評価書において表現を検討いたします。

	<p>尾瀬沼の植物は冬季間枯れますかと表現されるのでしょうか。前年の植物が枯れた状態で、修景池を囲む遊歩道がきれいに整備されこの中に分け入る場所ではありません。更に、風車計画はこの修景地のみ残し周りすべてを風車と道路を計画していますが、沼全体の保水性が保たれず植物が全滅すると考えています。(この一帯には当地には珍しい水芭蕉の存在が新聞にも取り上げられています)</p>	<p>「市民の森」の公園エリアにおいては、地形や既存道路を考慮し、改変面積を必要最小限に留めるとともに法面を緑化することで修景を図ることとしております。風車ヤードが法面に降った雨は沈砂池等により周辺の土壤に排水し、土壤浸透させることとしているため修景池の保水性は保たれているものと考えております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(39) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
113	<p>私は、風力発電建設に反対です。 騒音・低周波・シャドウフリッカーは自宅にすべて届く所に住んでおり、健康被害がとても心配されます。</p> <p>環境影響評価準備書では、許容の範囲内で、影響はほとんど無いとしていますが、完全に影響は無いとは記載されておらず、病気の発症する人が少ないので、私たち地域住民は被害を受けてしまうことになります。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
114	<p>その他にも、土砂崩れや土砂の流失などの、災害の発生や環境破壊により、鳥類・動植物への影響は限定的としていますが、風力発電の近くには鳥類などは、居なくなるとの研究結果が出ています。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類・動植物の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>
115	<p>更に、気仙沼はとても綺麗な山・川・海がありますが、全てに悪い影響が出ることは間違ひは無く、建設には絶対に反対します。</p> <p>周辺住民との共生は不可能であり、私たちの健康と自然破壊や災害を起こさないため、目の利益での建設は中止して下さい。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>事業者としては、地元の皆様の声を大切に考えており、アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会を開催しております。これ</p>

		からも引き続き、地元の皆様と対話を重ね、地元の声を事業に活かしていきたいと考えております。
--	--	-----------------------------------------------

表 2-1(40) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
116	大雨がふれば川が増水するし 市民の森に風力を立てれば いのしし、その他動物が下におりてくる、こわいし もうすこし別の場所がないかなあと思います。 この頃、夜に動物のなき声が聞こえるのです。	現地調査においてツキノワグマ、イノシシ等の中大型哺乳類も含めた野生動物の生息状況について把握いたしました。工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。

表 2-1(41) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
117	5年間に風力発電に関する事故は約200件発生。 倒壊2件、羽根が破損したケースは約30件。 気仙沼に立てる超巨大風車 安全性に疑問が残る為 自然や生活が常に危険に 晒されることになるので 合意できません	当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。

表 2-1(42) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
118	東急不動産が計画している風力発電建設に強く反対します。 私の家は建設予定地から1.3キロと聞いています。 近くの方の話では、既存の風力発電でも騒音が聞こえると聞いて本当にびっくりしましたが、今回建設を予定している風力発電は既存の1.6倍と巨大で、8基と数も多いと聞いて更に驚きました。 他県に住む娘に、風力発電建設計画を話したら、そのような物は地域住民の健康被害と災害の誘発や、自然環境破壊など良いことは無いので気仙沼には絶対に要らないと話していました。 私も娘の話を聞き、環境影響評価準備書では、健康・自然環境・災害などなど、影響は少ないと評価されているようですが、建設に都合の良いように評価していて、私たち、地域住民には不要なものである事は間違いないものと思っています。 私だけでなく、地域の多くの方が建設に、不安と疑問など反対の声を多く聞きます。是非建設を中止し自然豊かな気仙沼を残して下さい。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。 風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(43) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
119	<p>市民が誇れる市民の森そして、つつじ山、山に入れば、行った事が無いけど、極楽とは、この事か？と思ってしまうのは、私だけではないはずだ。その山になんて風力発電なのだろう。だれが考えたのだろう。なぜこの場所に決めようとしているのでしょうか。</p> <p>考え方直して下さい。私達のささやかな心のよりどころの大切なこの場所には、風力発電は、不用なのです。必ずとりやめるよう心よりお願ひ申し上げます。</p>	<p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>

表 2-1(44) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
120	<p>〔自然や生態系を壊すな〕</p> <p>山を大規模に開発することは、そこに棲む動植物たちの環境を大きく変えること。すでに熊・鹿・イノシシが市街地に出没している現状を、さらに悪化させる。</p> <p>巨大な羽根の回転は鳥や昆虫類にも影響し、伐採と掘削は植物や土中生物にとてつもない影響を与える。</p> <p>年間 4 万種の生物絶滅が進む現在、再エネなら何でもしていいのか。生態系を破壊するような事業は「環境にやさしい」と呼べない。</p>	<p>現地調査においてツキノワグマ、イノシシ等の中大型哺乳類も含めた野生動物の生息状況について把握いたしました。工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。</p> <p>現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。また、回転する風力発電機のブレードに飛翔性の昆虫が衝突し、個体数に影響を与える可能性はありますが、昆虫の個体数の変化には風力発電機以外にも様々な要因があるため、風力発電機の影響の程度は十分に明らかにされておりません。今後、最新の知見の収集に努めて参ります。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(45) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
121	○自然破壊により山で住んでる動物が里におりて来て人間社会に危害を加える恐怖がある。	現地調査においてツキノワグマ、イノシシ等の中大型哺乳類も含めた野生動物の生息状況について把握いたしました。工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。
122	○計画地には砂防指定地等があり自然災害時に大災害になりかねない。	現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会で

		のご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。
123	○住民が少ない地区に風力を持ってこられたら益々人が集まらなくなる。人口減対策を唱えることと逆行している。	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。

表 2-1(46) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
124	気仙沼に移住して40年になりますが、気仙沼の自然が好きで羽田山は毎日眺めています。その山にツノが8本も立つのですね。怖くて山は見れなくなってしまいます。気仙沼の自然を壊されていくのは辛いです。気仙沼からの脱出も考えてしまいます。	<p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(47) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
125	私は、風力発電に、強く反対します。理由としては、まず環境問題です。市民の森はとても自然豊かな森です。環境影響評価準備書では、全ての項目において、影響は許容の範囲内、限定的、最小限に抑えるなどと、影響がないかのような評価をしていますが、そのような事は絶対ありません。鳥や動物・植物に口が無いのを良いことに、11.5ha もの森林の造成で被害を被るのは動植物と近隣の住民です。	<p>工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>
126	又、一度開発造成された森林が元通りになるには60年以上もの年月が掛かり、人的被害として、低周波、騒音、シャドウフリッカーによる健康被害は僅かでも出ていることは、間違いません。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の風力発電機による風車の影の影響につ</p>

		いては、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。
127	<p>その他にも、大雨などによる土砂崩れ、土砂流失などの災害リスク、保安林の伐採により、飲み水・洪水・川と海への影響や、気仙沼の風光明媚で緑豊かな森林を破壊する事になり、将来の子供たちに負の遺産を残す事になり、一時のメリットで建設する事には反対します。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p>

表 2-1(48) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
128	<p>私の実家は、風力発電所建設地から 1.2 ‰と近くあまりにも無謀な建設と言わざるを得ないもので、建設には強く反対します。</p> <p>理由としてはまず第一に、騒音と低周波の問題です。</p> <p>私の自宅は建設地からは 4.5 ‰ほどになると思いますが、研究にては、低周波は5~6 ‰も届き、建物の中まで入って来るものです。</p> <p>もし、睡眠障害や、頭痛、めまいなどなど、発症しても一度建設された場合、停止する事は出来ないと考えます。</p> <p>今回の風力発電は既存の 1.6 倍と巨大で、数も 8 基と 2 倍で距離があまりにも近く、環境影響評価準備書では最新の機材で騒音を低減し、影響は最小限で限定的・許容の範囲内などと記していますが、北海道の大学の教授の研究では風力発電機の高さと羽の直径が大きくなればなるほど騒音・低周波は高く、遠くまで届くと言われます。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関して G 特性音圧レベルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196:1995) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベル</p>

		<p>の寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20~160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。</p> <p>一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
129	<p>その外、保安林の伐採と造成による災害・井戸水・簡易上水道への被害など心配されます。いくら最新の風力発電と言えども、秋田での死亡事故など、完璧なものは無いので建設には絶対反対します。</p>	<p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p>

表 2-1(49) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
130	<p>親せきの孫が現在 2 才で、母親の産休あけに牧沢きぼう保育所に入所しました。</p> <p>この保育所は、風車からわずか 3.5km の所にあり、風車の騒音、低周波音など子供の成長にどんな影響がでるのかとても心配しています。</p> <p>全国各地の風発の近くで、どんな健康問題や自然破壊がでているのか、事業者は調べて公表すべきです。</p> <p>市長・行政は、気仙沼の子供たちを健康に育てる</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回るこ</p>

	<p>のが大切な役割です。健康被害の風発には断固反対してほしいです。</p>	<p>と、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関して G 特性音圧レベルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196:1995) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20~160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。</p> <p>一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(50) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
131	<p>私は山を大規模に開発することは市街地にイノシシや熊など出没する現状をさらにひどくすることにつながり、周辺には民家や福祉施設があり、地域の防災を軽んじていて許せません。このような事業は防災の妨げや自然破壊です。私は計画の中止を強く求めます。</p>	<p>現地調査においてツキノワグマ、イノシシ等の中大型哺乳類も含めた野生動物の生息状況について把握いたしました。工事等の実施に際しては改変する場所を最小化させる等、野生動物の生息環境への影響を回避又は可能な限り低減できるよう事業を計画いたしました。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(51) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
132	<p>毎週仕事で気仙沼にきてますが、三陸道を走る山に風車があちらこちらに見受けられ、その数も増えてるように思えます。</p> <p>自然が破壊され、動物・植物・人間に見えない形で影響を与えてると思います。山の牧場の牛や里山に住んでる人々だけでなく、世界的にも環境はこわされています。広い視野からとらえても、風車の設置には反対です。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(52) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
133	<p>山から海にかけてひとつながらで豊かな自然の気仙沼が大好きです。超巨大な風車はあまりに大きすぎます。計画中止を強く求めます。</p>	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p>

表 2-1(53) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
134	<p>私は、ふるさと気仙沼地域における風力発電施設の建設計画に対し、強く反対の意を表明します。</p> <p>理由としては、健康被害を引き起こす恐れがあり、精神的・身体的な負担となります。さらに、自然環境への悪影響も無視できません。風車の建設に伴って森林伐採や地形改変が行われることで、生態系の破壊が進みます。そして、この気仙沼市は漁業がとても盛んです。海と身近な地域だからこそ海の生物たちを守るために昔から山での植樹活動を行ってきました。それがこの建設によって失われつつあるというのもとても悲しいことです。美しい気仙沼の自然を残していくたいと思っています。以上の理由から、私は風力発電施設の建設に反対します。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p>

表 2-1(54) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
135	<p>私たちが日々見慣れている美しい山並みの徳仙丈山に、巨大な風車が並び立つ姿は、とても違和感があり、不快であり、気仙沼の観光資産と景観を大いに損なう。</p> <p>市民の森を壊すなど訴える民意を無視する、住民合意のない事業は中止するべきである。</p>	<p>「市民の森(徳仙丈山)」の風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じるこ</p>

		<p>とで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(55) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
136	徳仙丈をはじめ、市内の観光スポットに、巨大な建造物が見えるというのは、違和感がある。山を大規模に開発することは、いろんな環境を大きく変えること。いろんな現状を悪化させる。計画の中止・白紙撤回を強く求める。	「市民の森」の「徳仙丈山エリア」の風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。

表 2-1(56) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
137	「森は海の恋人」等長年自然をとり戻そうと一丸となり活動継続している方々の保持している意見と次世代に継ごうとしている活動団体の人もいます。 自然是一度失うととり戻せません。 絶対反対です。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。

表 2-1(57) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
138	私は、一番に思う事は、自然環境に悪影響があるのではないかと考えます。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。
139	土砂災害がおきた時、どの様な保証があるのか？ 土砂災害に対して対策は考えているのか。	風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じ

		ます。
140	海への被害はないのか。 漁業者への説明はなされているのか。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質への影響を防ぐことを考えております。 今後、事業計画の変更に伴い、影響が明らかな場合には、自治体と協議の上、漁業者へ説明等を実施いたします。
141	人体への影響はあるのか。あった時はどう対応するのか。	本事業の実施による人への影響は生じないものと考えております。本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
142	気仙沼市にとって、どんなメリットがあって、どんなデメリットがあるのか。	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。
143	安全である根拠のある説明が、出来るのか？	当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。

表 2-1(58) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
144	目には見えない電波があり、人に影響があると考えられる。又、自然に対する影響もあると否定はできない。	風力発電施設の電磁波について、風力発電機からは $0.2 \mu T$ 、高圧電流の流れる経路上においては、架空送電線の下地上 1m の高さでは $4.43 \mu T$ 、地中送電線の上地上 0.5m の高さでは $5.02 \mu T$ 、屋外変電所ではフェンスから 0.2m の位置で $8.85 \mu T$ 、路上変圧器から 0.2m の位置で $14.45 \mu T$ といわれていますが、いずれも国際的基準である $200 \mu T$ を大きく下回ることから、本事業の実施による人への影響は生じないものと考えております。

表 2-1(59) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
145	○自宅は建設予定?!地の 1km 位となっており、常に騒音（地なりの様な不快音）に悩まされると思う。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
146	○低周波により、耳鳴り、頭痛、睡眠・精神的な障害が起きると予想される。	超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありました

		ら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
147	○建設予定地面積10haの伐採開発されると、自然破壊、水源が変わる。大雨による洪水、土砂の流出崩落等、大規模な災害が予想される。	<p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。</p> <p>簡易給水施設の水源は河川水も含めて地下水や湧水が基になっており、その地下水や湧水はそれらの集水域の降雨を起源としております。湧水や地下水に変化が起こるのは、地下水の入口を踏み固めて降雨を表流水として流してしまうこと、地下水の新たな出口を作ることによって起こります。本事業の実施により、工事期間中に一時的に裸地ができ、その場所への降水により濁水が発生する恐れがありますが、発生した濁水を沈砂池に集め、濁水濃度を緩和したうえで周辺の林地に土壤浸透することで、地下水の水量や水質の変化を抑制いたします。また、河川や海域への濁水の流入を抑制しますので、簡易給水施設として河川水を利用する場合においても影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積は必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>
148	○生き物（山で暮らしている動物）が住む場所を失い、里に下りて来て、農作物を荒らすのではないか?!	今回の準備書の作成に当たっては、動物の哺乳類調査として、鹿等の害獣の生息も確認しております。ただし、獣害に関する事項は、農業や人の生活活動との関連性等も高く、環境影響評価で取り扱うことは困難と考えています。なお、既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、様々な要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していくたいと考えております。
149	○イヌワシ、クマタカ、小動物の生態系を崩さないでもらいたい。	現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしておりま

		<p>す。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(60) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
150	健康被害が懸念されるため反対します。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>万が一、地域の皆様から騒音等の連絡を頂いた場合には速やかに現地確認と原因の調査にあたり、対応・対策に努めたいと思います。</p>

表 2-1(61) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
151	環境・自然破壊につながるような場所と聞きました。健康被害の心配もありますので反対です。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、必要最小限度の伐採や開発にとどめ、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅</p>

		<p>に下回っています。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(62) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
152	<p>水・空気と自然環境は、一度崩してしまうと取り返しがつかない。</p> <p>大切な野鳥、緑の山なみ、全て守るべき。おろかな人間の浅知恵でこの大自然を失う事態はさけろ!!</p> <p>地球は人間だけのものではない!!</p> <p>皆で節電ともったいない認識を再度原点にたち考えるべき!!</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより必要最小限度の伐採や開発にとどめ、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>

表 2-1(63) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
153	<p>気仙沼のすばらしい景観がそこなわれるだけでなく、自然を破壊し、生態系が乱れるため反対します。</p>	<p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、必要最小限度の伐採や開発にとどめ、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進</p>

		めることも考えていきたいと思います。
--	--	--------------------

表 2-1(64) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
154	絶対に計画に反対します。	本事業については、法令を遵守し環境影響評価の結果に基づき環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。地元の住民の皆様には、今後も本事業の丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めて参ります。

表 2-1(65) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
155	市民の森は市民の宝。 私たちが見慣れている山並みをよごすな。	風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。

表 2-1(66) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
156	建設予定地は気仙沼の水源でもある甘一川、金成沢川、神山川の源流の山であります。その山を伐採し風力発電を建設することは、水源の荒廃、水質汚染が懸念されます。また、山林を伐採する事により土砂災害の危険性も高まり、下流域一帯は大雨の度に山からの水におびえながら生活しなければならないのでしょうか。 津波の次は「山津波」に遭わせるつもりなのでですか? このような点を考えると、この計画自体到底容認できるものではありません。 今後の市民の安全で安心した生活を考える上でも、この事業への反対、建設中止を要望致します。	風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。

表 2-1(67) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
157	発電所設置にすると騒音が発生し、生態系への影響が起きると思われる所以反対します。	風力発電機から発生する騒音及び超低周波音の動物への影響について、風力発電施設の設置により動物に影響が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、引き続き最新の情報の収集に努めて参ります。

表 2-1(68) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
158	・発電機から発生する低周波音の健康被害を強く不安に思っている。以前、音響検査が行なわれたが、短期間のみの実施で、一年を通じた気候の変化や発電機の経年劣化による異音のことなどを考慮しているとは思えない。	環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示

	<p>・高齢者が低周波音を感じ取りやすくなるという事例が多くあり、耳鳴りや頭痛・不眠症等に自分や家族・知人が苦しむ可能性が高い。また、常に音に晒されることで、強いストレスを受け続けることになる。</p> <p>・今までおだやかに過ごしてきた生活環境を悪い方向へ変化させ、何の保障もなく、こちらが全員亡くなるまで我慢し続けるか、土地を捨てて音が聞こえないくらい遠くへ行くしかないならば建設そのものの反対をしたいです。</p>	<p>されております。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関して G 特性音圧レベルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196:1995) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20～160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。</p> <p>また、現地に管理事務所を設置し、定期的なメンテナンスを実施いたします。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(69) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
159	<p>風力発電が造られてしまうと、ただでさえ自然がなくなつて子供達の花粉症がひどくなったり、免疫力がなくなつてしまふ。今でさえ子供達の未来が心配で、おちおち死んでられません。</p> <p>動物のエサがなくてかわいそう。人間もエサがなくなつたらつらいでしょ。よく考えてみてください。お金に変えられない大切なことです。自然をこわさないでほしいです。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(70) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
160	低周波による、各種の障害が起きています。(頭痛、耳鳴り等)	風力発電施設から発生する超低周波音について、調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生

		<p>する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(71) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
161	<p>私は気仙沼市に、巨大な風車が立つのはとても反対です!!私たちは、海や山、森などの自然とともに生きてきたわけですから…海が豊かなのは、山や森などから栄養が川で海に流れて来て頂いているからなのです。海と山、森は、切っても切れないものなのです。使われていなくとも、あるだけで意味があり、むしろなくてはならないものなのです…そんな大切な物を壊すのはありえないです。しかも、それを使って作られたエネルギーは、私たちの元に届かないとか…気仙沼市民が電気の事で困っていて必要としているならともかく、そうじゃない。私たちが損をするだけ。使われていないからちょっとぐらい…の気持ちかもしれませんが、それで私達の自然…海などが破壊されたら、生活に影響がでたらどう責任を取ってくれるんですか?影響が出てからでは遅いのです。私たちの自然を壊さないで下さい。 断固反対です。</p>	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>また、FIT 制度では決められた電気事業者に売電する仕組みになっておりますが、FIP 制度に変更することで気仙沼市内の新電力会社や地元企業、自治体など、さまざまな方に電気を供給することができるようになります。</p> <p>今後、電力の直接的還元、電気代などの補助などの間接的な還元も含めた地域の皆様に電気もしくは電気で得た利益の還元を行う体制や仕組みを構築するように検討いたします</p> <p>また、それ以外にも各種地域共生策を実施する予定です。</p>

表 2-1(72) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
162	<p>風力発電があることで、今まで先人が何年もかけて見守ってきた山の自然やそこに住む動物達の住まいがなくなってしまいます。山を切りこわしてまで作る必要はないと思います。一度こわしてしまった、元に戻すのはまた何年も時間がかかるかもしれません。今後私達の次の世代に自然と触れ合う機会もうばってしまします。自然はお金にかえることは出来ません。昨今、予想だにしない災害も増えてきています。今までそこにある美しい自然、そこで生活していた動物のすみかをうばわないでください!!</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(73) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
163	徳仙丈をはじめ、市内の観光スポットや日常の風景とこられても巨大な建造物が見えるということは観光資産と景観を大いに損なう。私たちが見慣れている美しい山並みに巨大風車が並び立つ姿は違和があり不快だ。	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。

表 2-1(74) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
164	・風の強さや向きによって発電量が大きく変動し、安定した電力供給が難しくなる。	風力発電は風によるため、出力は変動しやすいですが、出力の変動を補うために他の発電方法との出力調整を行うことにより、電力の需給バランスを維持させる方法等があります。
165	・翼の回転による騒音や低周波によって健康に悪影響を及ぼす可能性があるため。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っています。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
166	・自然環境や野生動物への悪影響	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(75) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
167	つばさが回転する時に起る影により明暗現象が起きる事での体調不良	シャドウフリッカーについて、風力発電機の回転しているブレードが窓等の開口部に差し込む太陽光が周期的に遮蔽されることにより生じる屋内での明暗の差により不快感を覚える事がありますが、本事業で検討中の風力発電機の定格運転時の風車の影による明暗は 0.67Hz ほどで光過敏発作等の健康影響を引き起こすとされる周波数ではございません。

168	機材を搬送する際、道の狭い所などを切土等による自然破壊・水源への悪影響の心配	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。</p> <p>簡易給水施設の水源は河川水も含めて地下水や湧水が基になっており、その地下水や湧水はそれらの集水域の降雨を起源としております。湧水や地下水に変化が起こるのは、地下水の入口を踏み固めて降雨を表流水として流してしまうこと、地下水の新たな出口を作ることによって起こります。本事業の実施により、工事期間中に一時的に裸地ができ、その場所への降水により濁水が発生する恐れがありますが、発生した濁水を沈砂池に集め、濁水濃度を緩和したうえで周辺の林地に土壤浸透させることで、地下水の水量や水質の変化を抑制いたします。また、河川や海域への濁水の流入を抑制しますので、簡易給水施設として河川水を利用する場合においても影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積は必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p>
169	開発前の自然に戻るには、60 年以上の時間を要する心配。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域</p>

		との共生に取組みたいと考えております。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(76) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
170	第1に健康被害が心配。 騒音や耳に聞こえない低周波による人体への影響や、シャドーフリッカーによる体調不良などの他、予想もされない事象もありえるのではないか?	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間 30 時間・1 日最大 30 分）を超えた住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
171	次に防災面での心配。 異常気象により、全国どこで災害が起きるかわからず、今まで守られてきた私たちの生活が山を破壊する事により、危険にさらされる事になるのでは? 水源への悪影響も考えられ次世代への負の遺産になるのではないかと思うと賛成できません。	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。</p> <p>簡易給水施設の水源は河川水も含めて地下水や湧水が基になっており、その地下水や湧水はそれらの集水域の降雨を起源としております。湧水や地下水に変化が起こるのは、地下水の入口を踏み固めて降雨を表流水として流してしまうこと、地下水の新たな出口を作ることによって起こります。本事業の実施により、工事期間中に一時的に裸地ができ、その場所への降水により濁水が発生する恐れがありますが、発生した濁水を沈砂池に集め、濁水濃度を緩和したうえで周辺の林地に土壤浸透させることで、地下水の水量や水質の変化</p>

		<p>を抑制いたします。また、河川や海域への濁水の流入を抑制しますので、簡易給水施設として河川水を利用する場合においても影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の実施による保安林の改変面積は必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(77) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
172	一般市民で風力発電に賛成の方の話を聞いてみたいと思います。 私の回りには賛成の方は1人もいませんでした。	本事業については、法令を遵守し環境影響評価の結果に基づき環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。地元の住民の皆様には、今後も本事業の丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めて参ります。

表 2-1(78) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
173	風力発電には数多くのデメリットがあります。風の強さや向きによって発電量が変動し、風が弱いと発電量低下し、強いと故障のリスクもあります。台風などの強風時には、発電を停止する必要もあり、とても不安定です。更に、風車の回転音や風切り音が騒音となり、近隣住民に迷惑をかける可能性も考えられます。特に夜間には低周波により、耳鳴り、睡眠障害、頭痛を引き起こすこともあります。このようにたくさんのデメリットのある風力発電を設置することはあまり良い考へではないと思います。	<p>風力発電は風によるため、出力は変動しやすいですが、出力変動を補うために他の発電方法との出力調整を行うことにより、電力の需給バランスを維持させる方法などがあります。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(79) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
174	風力発電の風車の設置により、市民の森の景観に影響がでます。	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機

		は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。
175	そもそも風力発電の風車は健康に悪いというイメージが強いです。 低周波による睡眠障害、耳鳴り、頭痛、精神的障害、倦怠感等です。これにより誰も市民の森に近づかなくなります。誰だって危険な場所にわざわざ来たりしません。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
176	私が小学生だった時、市民の森は遠足のハイキングコースで、登っている最中でもたくさんの登山者とお会いしました。それが今後風車ができる事によって、誰も寄り付かない森に変わるのがとても悲しいです。	<p>昔は、遠足や催事など様々な場面で利用者がいたと地域の方からもお聞きしております。一方で近年はほとんど利用がなく、四阿や遊具もなくなってしまったというお話を伺っております。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
177	また、風車設置による大規模な自然破壊で生態系が乱れ生き物が住めなくなります。市民の森は死民の森、不民の森と呼ばれ荒廃して行く事でしょう。責任取るだけでは済みませんよ。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における動物、植物及び生態系の調査を実施し、自然環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(80) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
178	貴重な市民の森を 1 企業に貸すことに対する反対します。	<p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえ</p>

		た整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。
--	--	----------------------------------------------------

表 2-1(81) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
179	気仙沼市民にとって本当に必要な事業なのでしょうか。木を何本伐採するのでしょうか。180mの巨大な風車を支えるために、山をどれほど堀り、どれ位のセメントを流しこむのでしょうか。木々はCO ₂ を吸収し、気候温暖化に対抗しています。木々の根は大地にはって水をたくわえ土砂災害を防いでいます。気仙沼市民は、「森は海の恋人」を多くの人が胸にきざんでいます。海に近い山々に巨大な風力発電をつくるのは絶対反対です。	<p>風力発電施設が稼働する期間を含めたライフサイクルのCO₂の削減量は、準備書P44に記載のとおり、約49,154t-CO₂/年となり、現状の土地利用の状況よりも全体のCO₂は削減されるものと考えております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>

表 2-1(82) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
180	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森に風力発電風力を建てるることは自然環境をこわすことになりとてもこわいです <p>説明会で8基目を市民の森駐車場そばに建てること、大規模な風車で子供達の再エネ教育すること、海外からの材料を元に建てるなど、ますますこわくなりました</p> <p>再エネは大切ですが、もう少し安全性や耐久年数後のしまつなど全体的な構築をつめて、開発いただきたいです</p> <p>それまで電力はムダ使いしませんから</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画しております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>耐用年数を迎えた後は、事業を止めてしまうと再びCO₂の排出量が多くなる可能性がございますので基本的に事業を継続する考えです。その際は再度現地調査を実施し内容についてご説明させていただき、皆様のご理解を得て、新しいものを立て直すこととなります。</p>

表 2-1(83) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
181	市民の森の自然を壊さないでください。 市民の森は気仙沼市民が活用しやすく考えていくものであり、風車はいらないと思います。	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。

表 2-1(84) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
182	大切市民の水源である羽田山をこわさないで欲しい。子どもたちの為にも、どうぞ気仙沼の大切な山をこわさないで下さい。 一度壊した山は元にもどせません。 自然是私たち人間だけのものでしょうか。鳥も動物も、虫も花も私にとってとても大切です。 どうぞ風力発電作らないで下さい。	本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。 簡易給水施設の水源は河川水も含めて地下水や湧水が基になっており、その地下水や湧水はそれらの集水域の降雨を起源としております。湧水や地下水に変化が起こるのは、地下水の入口を踏み固めて降雨を表流水として流してしまうこと、地下水の新たな出口を作ることによって起こります。本事業の実施により、工事期間中に一時的に裸地ができ、その場所への降水により濁水が発生する恐れがありますが、発生した濁水を沈砂池に集め、濁水濃度を緩和したうえで周辺の林地に土壤浸透させることで、地下水の水量や水質の変化を抑制いたします。また、河川や海域への濁水の流入を抑制しますので、簡易給水施設として河川水を利用する場合においても影響はほとんどないものと考えております。 風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。 本事業の実施による保安林の改変面積は必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

		<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(85) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
183	市民の反対意見を無視し、一企業に売り渡すようなことは駄目だと思う。市民の森をつぶさないでほしい。	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。

表 2-1(86) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
184	風力発電がどうして近くに集落があるこの場所に設置するのか 地元住民として絶対反対致します。 風車による騒音や低周波による健康被害がどの様に現れるのか 子や孫達にどんな影響があるのか心配されます。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
185	また自然環境破壊は、大雨による土石流など大きな災害をもたらします。 私たちが長年恩恵を受けてきた、市民の森や近隣の山々の形を変えるべきではないと思います	風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。

表 2-1(87) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
186	騒音について、国の基準値以下のため問題なしと記載あるも、国はそもそも睡眠障害を認めていない。 何を基準に問題がないのか。 騒音 40dB 以上は多数あるも、そこで暮らす人は我慢して寝ないで働けという事でしょうか。 睡眠がいかに人間にとって大事なものか。 市民の森の利用者が少ないとされても、周辺で暮らす人々も守って頂きたいです。	環境省の検討会において、風力発電施設から発生する騒音については、わずらわしさ（アノイアンス）と睡眠障害に着目して屋内の生活環境が保全されるように屋外の騒音を評価する指針が作成されております。 本事業の風車騒音の評価を行った結果、すべての地点において環境省で策定された風力発電機から発生する騒音に関する指針値を下回る結果となりました。

	親も年を取り、病気にかかりやすくなります。病気の要因の一つである環境因子に該当するであろう風力発電は反対です。	本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
--	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

表 2-1(88) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
187	<p>地元住民としては健康問題、環境問題と不安でしかありません。</p> <p>第一に 6100kW 級の巨大風力発電は国内最大レベルで 前例がほんないとのこと</p> <p>昨今、自然災害が多く、これは大丈夫だという保証はどこにあるのでしょうか？</p>	<p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p>
188	<p>騒音、低周波による睡眠障害、頭痛等 又、自然環境の破壊によって、保安林 崩壊土砂流出とかの危険 本当に不安でしかありません。</p> <p>仮に、自分たちの住んでいる付近にこのような風力発電事業をするとしたら、他人事でいられるでしょうか？絶対に反対です。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(89) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
189	<p>風力発電をつくるための道路のためにこわされる自然環境もかけがえのないものです。たとえ緑化するとしてももともどるものではありません。市民の森をこれ以上改変してほしくありません。</p> <p>8号機がエネルギー環境教育の拠点とするが今ある風力発電で十分です。必要性を感じません。みんなの市民の森としてこれから先もいかしていきたいので風力発電事業は中止してほしいです。</p>	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共</p>

		生に取組みたいと考えております。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(90) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
190	再エネに対する何かしら金の動きがあるのかと思ってしまう。 杜撰な計画書、感情論だけで反対していると発言する経営者。 地方をバカにしているとしか思えないです。明治、大正、昭和と続いてきた異常な開発計画の流れを、この令和の時代に正すべきです。 私は、あくまでこの風力発電事業には反対の姿勢を貫きます。	本事業については、法令を遵守し環境影響評価の結果に基づき環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。地元の住民の皆様には、今後も本事業の丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めて参ります。

表 2-1(91) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
191	事後調査の中で、省令13条-1項目に基づく5項目について「実施しない」との考えを示しているが各項目、特に「代償措置が必要となる」点への見解が示されていない。その代償とは、 ① 騒音：設置後に6ヶ所で測定し、予測と検証	発電所アセス省令第31条の4項目に代替措置を講じる場合の記載がありますが、本事業の配慮書に対する経済産業大臣意見も踏まえ、環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討することがないようにしております。
192	② 低周波： 〃	施設の稼働に伴う騒音・超低周波音について、予測手法は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式に基づく数値計算であり、風力発電設備の点検・整備を実施し性能維持に努める等の環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととしております。
193	③ 地形改变：地形の乱れが多いので、地すべり土砂崩壊の危険が大きいので。	土砂災害については、風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があり、環境影響評価の対象ではなく許認可での対応となります。
194	④ 人とのふれ合い：市民の森に集う人のインタビュー調査。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響については、実効性のある環境保全措置を講じることから、影響は実行可能な範囲内で低減が図られていることから、事後調査は実施しないこととしております。なお、本事業については、「市民の森」について、事後調査の実施を検討いたします。
195	⑤ 景観：主要ポイント（亀山スポット等）での インタビュー とりあえず以上	景観について、予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォトモニタージュ法であり、視覚的に確認でき予測の不確実性は小さいものと考えられます。また、風力発電機の色彩検討を行う等、周辺景観との調和を図るために実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととしております。

表 2-1(92) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
196	私はこの事業に反対します。理由としてまず自然環境への深刻な影響があるためです。建設には大規模な森林伐採や造成が伴い貴重な動植物の生息地が失われる恐れがあり、地域の生態系が大きく損なわれる可能性があります。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。
197	次に低周波音や影のちらつきによる健康被害の問題です。頭痛や睡眠障害を引き起こすとされ、住民の生活に多大なる悪影響を及ぼします。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間 30 時間・1 日最大 30 分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
198	また、設備の老朽化後には撤去したとしても自然再生には長期間が必要となり、未来の地域や将来世代に負担を強いる懸念もあります。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。 また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。
199	再生可能エネルギーの推進は重要ですが、環境・健康・将来への影響を十分に考慮したうえでの慎重な判断が必要です。以上の理由から、この事業には断固反対します。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(93) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
200	<p>風力発電自体は反対ではないが、建設する場所が重要であると考える。</p> <p>今回の計画では建設場所があまりにも集落に近すぎる。それにより騒音問題が発生し、住民への健康被害が発生する。</p> <p>よって今回の計画には断固反対する。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(94) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
201	<p>自然の恩恵をうけて、生きている私たち人間。</p> <p>資源の消費は最小限にとどめなければならない。</p> <p>使い尽くしてはならない。</p> <p>抑制すべきは、私たち人間の限りない欲望。その視点にたたなければ、持続可能な世界は実現しない。</p> <p>企業こそ、その視点にたち活路をみいだすべき。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>

表 2-1(95) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
202	<p>美しいふるさとで静かにくらしたい。</p> <p>計画の中止をもとめます。</p>	<p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(96) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
203	<p>近年、気候変動により、自然災害が多発している事もあり、保安林等を破壊してまで、再生エネルギーを作らなければならないのか疑問に思う。自然破壊こそが、地球温暖化を引き起こす原因となっている。</p>	<p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないよう、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p> <p>風力発電施設が稼働する期間を含めたライフサイクルの CO₂ の削減量は、約 49,154t-CO₂/年となり、全体の CO₂ は削減されるものと考えております。</p>

表 2-1(97) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
204	<p>気仙沼の母なる山市民の森の風力発電建設計画に強く反対します。</p> <p>市民のみならず多様な生物が大きな恩恵をうけ命が育まれ、継承している。</p> <p>市民は生きるための水を与えられ豊かな土壤により作物を作る 山からの恵みで豊かな海が与えられている。その恩恵をうけ市民の業も成り立っている。建設事業は自然を破壊し、人々の生活をおびやかす</p> <p>一時的雇用が考えられるかも知れないがその後は負の遺産として残り、山がゴースト化することが懸念される。未来に残すべきものは何か?</p> <p>市民に精神的苦痛を与え、長期にわたる健康被害を及ぼす可能性がある</p> <p>以上の事により建設に強く反対します。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(98) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
205	<p>私は風力発電の建設に断固として反対です。風力発電は健康被害として懸念され、低周波によるものがあげられる。低周波は人間の耳では聞き取れない音ですが、身体に様々な影響を及ぼす可能性があり、健康被害が考えられる。</p>	<p>環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関して G 特性音圧レベルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196:1995) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20～160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。</p> <p>一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
206	<p>また、私は気仙沼市出身で、森、自然が綺麗な地元気仙沼の自然が破壊されるのは非常に残念である。風力発電の風車 1 基あたり高さ 100～150 メートルに達するものがあり、遠くからでも目立ち、地元の人達にも反対してる人が多い。気仙沼の自然が損なわれるのには非常に残念である。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の</p>

		環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。
--	--	-------------------------------------------------

表 2-1(99) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
207	風力発電設置による騒音の発生・景観を損ねる可能性がある 生態系への影響 健康への影響 自然環境への影響がある。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていいきたいと思います。</p>

表 2-1(100) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
208	気仙沼市の自然がそこなわれる 低周波の被害が気になる 以上の理由により反対です。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する超低周波音については、調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点</p>

		<p>において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っておりまます。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(101) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
209	<p>風力発電設置による、景観破壊と生態系への影響 健康被害 秋田での死亡事故 などを考えると反対です。</p>	<p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p>

表 2-1(102) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
210	これから先の心配 ① 景観破壊	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。
211	② 身体への悪影響	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
212	③ 自然の破壊 など、マイナスの結果につながる事業としか思えません。 大反対です。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。

表 2-1(103) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
213	私は生まれも育ちも気仙沼です。海があり山があるこの自然豊かな気仙沼が好きです。今回計画されている巨大な風車の建立は断固反対です。 この素晴らしい自然を壊すことに何の意味があるのでしょうか。先人達から受け継がれた自然を次世代へ引き継ぐ責任があるし守るべきである。 私の娘家族は、子供をこの自然の中で育てたいと東京から移住してきました。私達人は孫達のために気仙沼の自然是守らなければならない。 近年の大震災の状況からもメリットになるものは何もないと思う。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO ₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。 風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林

		地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。
--	--	-----------------------------------------------------------------------

表 2-1(104) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
214	<p>「風力発電」という言葉は、一見「原子力発電」等に比軽すると安全、自然寄り、という様なイメージですが。美しい自然の中に巨大な人工物を設置し、騒音や低周波を発生させる事、又、それが（目には見えませんが）人体や人の精神への健康への悪い影響を及ぼす可能性が有る事は、未知数の部分が有るとしても少しでも可能性が有るならば認められざる計画だと思います。少子化、人口減などの対策として移住促進の様々な取組みを行っている我が気仙沼市が、健康被害や美しい自然環境や景観を損ねる事で、町としての（住む上での）価値を下げる動きを手助けする事が有ってはならないのではないかでしょうか。</p> <p>今年も徳仙丈に登り、美しい景観を楽しみつつ、東側に見える 4 基の風車を残念に思いました。観光 PR の写真にも、一般の人が SNS に UP する写真にも、美しいツツジは載っても風車は取り上げられません。人々の心に不要な物であるから由、と思います。計画を白紙にし、様々な観点から再考を願います。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(105) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
215	健康被害が懸念されるので反対です。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見

		<p>は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(106) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
216	<p>私は階上中学校の3年生です。1基あたり6100kWという超巨大な風車は、陸上風力では全国でも事例がありません。このような巨大な建造物が8基も建てば、自然環境・騒音被害を懸念します。「市民の森」は長年、先祖の方々が大切に守ってきた人と自然が関わる場所の1つです。その私たちの市民の宝を壊さないでください。そして森だけではありません。海もつながっているんです。「森は海の恋人」が気仙沼の理念です。私達の素晴らしい、大切な自然を傷つけないでください。</p> <p>(※個人が特定される情報は不記載といたします。)</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。</p>

表 2-1(107) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
217	<p>松岩中学校3年生です。</p> <p>私は超巨大風車を建てるのに反対です。なぜなら1番は、二酸化炭素の排出量があまりにも多すぎることです。風車を作るのにたくさんの自動車を</p>	<p>風力発電施設が稼働する期間を含めたライフサイクルのCO₂の削減量は、約49,154t-CO₂/年となり、全体のCO₂は削減されるものと考えております。</p>

	<p>使えばかなりの二酸化炭素が出てしまい、さらに大量の木を伐採することになるので、土砂災害などが起きやすくなります。他にも、私たち人間や動物たちの生活にも問題が起こり、鳥が風車の羽にあたって死んでしまったり、巨大風車の影や音で体調不良になってしまう人がいます。</p> <p>このことから私たちの未来を守るために、風車を建てるのに反対します。</p> <p>(※個人が特定される情報は不記載といたします。)</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>本事業の風力発電機による風車の影の影響については、予測の結果海外のガイドラインを基にした参考値（気象条件を考慮しない場合：年間30時間・1日最大30分）を超過した住宅等が存在しないため、風車の影による影響が低減されていると考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(108) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
218	<p>私は階上中学校3年生です。気仙沼市に風力発電を建設予定ということを知って、私は悲しく思いました。小さい頃から、気仙沼の自然と触れ合いながら生活してきた私にとって、気仙沼の自然がすくなくなるのは悲しいです。気仙沼市は、海と山の自然を大切にしてきています。海と山はつながっているので山の自然をこわすことで海の自然もこわれます。私は気仙沼の自然をこわさないでほしいです。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p> <p>また、本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わること</p>

		はないと考えております。
--	--	--------------

表 2-1(109) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
219	<p>岩松中学校 3 年生です。私は、この計画には、反対です。この計画にどのようなメリット、デメリットがあるかの前に、私達にはまず「不安」があります。先日、秋田県で風車の羽根が落下し、80代の男性が死亡したという事故がありました。気仙沼に建設予定の風車は、この秋田の風車の何倍もの大きさと聞きます。もし同じような事故が起これば、被害も大きくなってしまうかもしれません。さらに、それほどの大きさになると、騒音被害も増えそうです。建設予定場所の近くには、老人ホームなどの人が集まる施設もあります。老人だけでなく私達も、その騒音を聞きながら生活していくのは、かなりの苦痛に思えます。さらに、工事中、山に深い穴をほれば、土砂災害が起こる危険性もあります。気仙沼の自然は、我々気仙沼人が 50 年以上、大切にし、愛してきた宝物です。風車を建て、森が傷つくと思うと私達はとても胸が苦しくなります。全国を豊かにしたいのは分かります。でもその「全国」の中に気仙沼もふくまれているということを、忘れてはいけないと私は思います。</p>	<p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(110) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
220	<p>私は中学 3 年生です。市民の森に今までにない巨大な風車が設置されると聞きました。私は、反対です。まず、風車を設置するために山の木々を無くしてから設置するため環境が破壊されてしまいます。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p> <p>また、本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>更には、ネイチャーポジティブを活用した森林整備も（人工林⇒在来樹林）検討することで、CO₂ 吸収及び水源機能確保つながる森林の活性化を進めることも考えていきたいと思います。</p>
221	<p>次に、風車の近くの地区への被害です。風車が設置される地区の近くは集合住宅や老人介護施設があります。私は、前に風車の近くに行ったことがあります、とても音が大きかったのを覚えています。その風車よりも、さらに大きい風車となると想像を上回る騒音になることが分かります。老人介護施設には大きな音が苦手な方もいます。その風車が立てられると騒音問題になるのは確実だと思います。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

222	さらに、風車を立てる上でたくさんの重機が行き来すると思いますが、その分 CO ₂ も排出されます。風車が回っている時だけは CO ₂ が出てないとと思いますが、風車を立てたりするときに大量にCO ₂ が排出されます。積根灌枝ではありませんか。東急不動産は我々、気仙沼市民を第 1 に考えていましたか？	消失する森林の二酸化炭素の吸収量が約 172(t-CO ₂ /年)に対して、既存系統電力の代替に伴う二酸化炭素の削減量は約 53,290 (t-CO ₂ /年)と全体のCO ₂ 削減量は低減されているものと考えています。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(111) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
223	ぼくは、風力発電事業に強く反対します。ぼくは 11 才ですが、気仙沼には数回行ったことがあります。立派な山々がありその山の自然を破かいしてまで気仙沼の住民には大して利えきにはならないことをするということはただの環境破かいにしか思いません。そして、気仙沼にすんでいる 5 万人に甚大な影響が出ます。今もこれからも必要なのは、お金よりも自然です。しかも気仙沼には絶滅危惧種のクマタカが生息しています。生き物のすみかをうばうことになります。ぼくはこれから 10 年後、20 年後と生きていくぼくたちの環境、自然をうばわないでください！！風力発電を今すぐやめてください！！大人がただの金のとりひきで、風力発電の有無が決まるのは、おかしいとおもいます。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>

表 2-1(112) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
224	ぼくは反対です。なぜかというと、ぼくは毎日学校があり、もし夜に風力発電の騒音が聞こえて、その音で毎日ねられなくなって学校におくれてしまうからです。	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
225	二つ目は自然がなくなってかん境はかいにもなるし、動物などがいなくなってしまうからです。それが毎日続くと、精神的障害になるかもしれないし、体にも悪いきょうをおよぼすかもしれない心配です。このことからぼくは反対です。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する超低周波音については、調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、</p>

		<p>環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(113) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
226	<p>私は、この町、この地区の自然が大好きです。小さい頃から散歩や庭で駆け回って遊び、自然と共に暮らしてきました。ですが、去年、風力発電の問題を家族から知り、自然が減るだけではなく、鳥や人にも影響が心配されることが新たに分かり、私は、この町の未来、この地区の未来がとても心配に思いました。これから生まれてくる子供に海が豊かな自然がたくさんある「緑がいっぱいの気仙沼」を見せてあげたいです。「緑がいっぱいだった」では、過去にあったことを「そうなんだ」と知って、終わりです。今、守って、次の世代、移住してくる人たちに知ってもらわなければなりません。こうしたところから人口減少も起こっていると私は考えます。気仙沼は、いつまでも「自然が豊か」であってほしいからこそ、今、強く反対しています。これから生まれてくる子どもたちのことを考え、私は風力発電を強く反対します。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。</p>

表 2-1(114) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
227	<p>ぼくは、はんたいです。 なぜかと言うとどうぶつのすみか、鳥などがバードストライクなど - - - しんだりするから耳なりやすづつなど人のけんこうにあくえいきょうがあるからはんたいです。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低</p>

		<p>周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(115) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
228	<p>風車の建設予定地には市民の森が含まれます。「市民の森」は市有地、市有森であり、市民の共有資産であるにもかかわらず、ていねいな説明や、事業計画の報告もなしに準備が進められている事に強い憤りを感じます。</p> <p>建ってしまえば元の自然にはもどりません。豊かで、市民が大切にしている森を風車でこわされてしまうかも知れない事に不安しかありません。</p> <p>建設に強く反対します。</p>	<p>事業者としましては、アセス手続きの住民説明会の他にも地元の皆様への説明会・意見交換会を開催し、事業の内容に関するご説明、地域の皆様との意見交換を重ねて参りました。引き続き、地元の皆様と対話を重ね、地元の声を事業に活かしていきたいと考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。本事業の実施による森林の伐採は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p>

表 2-1(116) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
229	<p>風力発電による再生エネルギーは地球温暖化防止の為には良いのですが場所が適していません。</p> <p>市民の森はもともと砂岩が隆起して陸地となった所です。その様な所に巨大な風車が林立したならどうなるでしょう。山が崩れ羽田の自然が崩壊してしまいます。市民の森は自然塾の子供達とともによく行きました。気仙沼出身の歌人 熊谷武雄や尾形紫水の碑があります。日本でも珍しい八丁トンボの生息地です。現在、回っている風車の近くでも音は不気味な音をたててます。人によっては心に異変を起こしかねない音です。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っており。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありました</p>

		ら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
--	--	-------------------------------------------------------

表 2-1(117) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
230	反対します。	本事業については、法令を遵守し環境影響評価の結果に基づき環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。地元の住民の皆様には、今後も本事業の丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めて参ります。

表 2-1(118) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
231	風力発電事業に反対します。	本事業については、法令を遵守し環境影響評価の結果に基づき環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。地元の住民の皆様には、今後も本事業の丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう努めて参ります。

表 2-1(119) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
232	将来にわたっての安全保全の保障がなく環境悪化により地域住民に多大な負担が予想されますので風力発電事業に反対いたします。	当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(120) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
233	なぜ、この地域なの クリーンヒルセンターゴミ最終処分場、もうこれ以上、こここの住民を苦しめるような物は作らないで、市長がなぜ市民の大好きな森の環境破壊してまで作るわけは、こここの地域でなくても他にあるでしょう 安波山とか海岸地区の住宅建設出来ない危険区域とか、又秋田の現在建設されている海ぞいの埋立地区みたいな場所とか 話をゴミの最終処分場に戻すが山の上に大雨を吸収出来ないコンクリートの盤を何個も作ったら水による地盤のゆるみで多量の焼却灰が出たら大変含まれるダイオキシン ベトナム戦争で米軍がジヤングルにまいた枯葉剤の主成分ダイオキシン全国でも他にないほど民家や耕作地に近い場所に立ってます。だからこの周辺は風力発電建設に絶対反対です	本事業の対象事業実施区域につきましては、風況が良いこと、風力発電機の陸揚げする港が近くにあること、空き容量のある電力の連系地点が近傍にあること等により総合的な観点で選定させていただきました。 もちろん、周辺環境や住民の皆様への影響についても十分考慮する必要があると認識しています。しかしながら、エネルギー問題や周辺への環境影響など、さまざまな課題のバランスを見ながら検討している状況です。 いただいたご懸念は一つの重要な視点として、今後も慎重かつ適切に対応して参ります。

表 2-1(121) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
234	<p>彼の有名な渋沢栄一氏は、この計画についてどのような評価を下すのでしょうか。おそらく泉下で苦苦しく思われるのではないでしょうか。そもそもこの事業が地域と共生出来るのか否かについて、充分に検証する発想は、最初から欠落していたのであろうと思いました。</p> <p>資料「市有地を活用した地産電源～」を検討の結果を課題提起致します。</p> <p>(P4) 2. 基本的考え方の3点は実情に合いません</p> <p>(P5) 3. この事例の例示は将来像として、まったく絵に書いた餅です</p> <p>(P7) 4. 当市に対しての寄与には感謝申し上げますが事業と関連づけるのは本末転倒です。</p> <p>(P8) 5. 事業との関連性は少なく、POINT①②③も特別な対策ではありません</p> <p>(P12) 6. 両フェーズは大雑把な予定で参考になりません。</p> <p>以上点検した結果です。</p>	<p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見を参考に引き続き地域と共生できる事業計画を検討して参ります。</p>
235	<p>次に住民説明会資料より以下申し上げます。</p> <p>(P9) からの課題として、風車設置箇所周辺の具体的工事で改良を要するに当って、道巾拡張・崖補強・土地造成等の対処箇所、又費用概要等不明。</p> <p>風車基礎作成について造成規模・生コン使用量不明。</p> <p>輸送ルートについて、本体・附属部品・資材等の輸送に対応出来るのだろうか</p> <p>工事全般にかかる山林に対して、必ず立木の伐採が行なわれるが、具体的な数量等不明。</p> <p>この地域は水源となる多くの山があり、水の流れが変わる可能性はどうなるか。</p>	<p>説明会資料については、今回公表いたしました準備書の内容が多すぎるため、一般的の皆様にも分かりやすいように一部の情報に絞られております。</p> <p>風力発電機の基礎は、「第2章 2.2.6 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」に記載のとおり、1基当たり、約0.64haの造成を計画しております。生コンの使用量については、基礎杭の深さ等も含め、今後詳細設計において、検討いたします。</p> <p>工事計画を策定するにあたっては、現地の測量を踏まえ道路幅の拡張、法面の補強、島造成施工箇所について、今後具体的な計画を検討して参ります。</p> <p>工事の費用につきましては、具体的な工事計画を元に算定して参ります。また、伐採量については、改変面積より総量 25.340t と推定しております。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p>
236	<p>(P13) 環境影響評価～ (P16) 9項目が説明対象だが超低周波音については2季調査とあるが、完成してから具体的課題が出てくる。2季の調査だけで済まされ評価内容と記されているだけで済まされたのでは予測がつかない。そこで一生生きなければならない人が毎日、365日音にさらされる事になるとしたなら、耐えられるものではないと思われる。(P29) のまとめは実際に稼働してからの数値ではないので、納得出来ない。</p>	<p>準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。</p> <p>また、現地調査の実施にあたっては、地域の代表的な時期や期間を把握し、予測に用いることができるよう設定しており、方法書の段階で県や</p>

		<p>国の審査も受けているため適切な時期・時間帯であると考えております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p>
237	<p>(P30) 水質について、設置地域は、多くの河川の水源であり、これまで多くの方々に培われて、自然の体系の中で出来上っている自然環境である。</p> <p>3季2地点の調査で将来的な課題が予測出来るのか。P33のまとめはまったく納得出来ません 森は海の恋の思想にまったくそぐわないものです。</p>	<p>水質の調査は、河川及び廿一水源の 8 地点について、平水時 3 基、降雨時に 1 回調査いたしました。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p>

表 2-1(122) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
238	<p>健康被害。風力発電で低周波振動が人間に及ぼす事が指摘されており、それが近隣住民全員が被害を発生する事でなく少数の健康被害を誰が証明出来るのか？市はどの様な対応を未来永劫約束して保障されるのか？</p> <p>自然破壊。風車が出来る事で動物、植物、海洋にまで変化させる。この地方は自然が宝です。 景観も大きく損なう。 市民の森は市民の憩いの場！</p> <p>羽根の脱落で命を落す事例有り！ 一時の判断ミスで子や孫まで迷惑をかけてはいけない。 絶対反対します</p>	<p>環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>波長が長い超低周波音は、騒音と比較して地形や空気吸収による減衰は小さいですが、超低周波音も騒音と同様に距離に応じて減衰いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設から発生する超低周波音については、超低周波音に関して G 特性音圧レベルで超低周波音を感じる最小音圧レベル (ISO-7196:1995) の 100 デシベルを大きく下回っております。A 特性や G 特性は人間の音に対する聴感や感覚を考慮した補正であり、人間の音への感度が低い周波数に対して補正を加えたものです。</p> <p>本事業の平坦特性の音圧レベルにおいても昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書『1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数 20Hz 以下の超低周波音領</p>

	<p>域において、すべての予測地点で「わからない」レベルを下回り、20~160Hz の低周波音領域においては、すべての予測地点で「気にならない」レベルを下回っております。</p> <p>また、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に示される「建具のがたつきが始まるレベル」と比較した場合、風力発電施設から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、いずれの予測地点においても「建具のがたつきが始まるレベル」を下回っております。一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(123) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
239	市民の理解が一部の人しか分らずもっと市全体に内容を広める必要があると思う。何より気仙沼市民が使う電気でないと伺っている。福島原発のようにならないように	今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業について丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。 また、FIT 制度では決められた電気事業者に売電する仕組みになっておりますが、FIP 制度に変更することで気仙沼市内の新電力会社や地元企業、自治体など、さまざまな方に電気を供給することができるようになります。 今後、電力の直接的還元、電気代などの補助などの間接的な還元も含めた地域の皆様に電気もしくは電気で得た利益の還元を行う体制や仕組みを構築するように検討いたします。

表 2-1(124) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
240	今や山間地の豊かな自然環境が海の豊饒をもたらすと言う事が実証されています。 電力は現代において必要ですが謙虚に対応しなければ人類にとって未来はありません。 小さな集落の人々はどうでもいいと言う事ではなく豊かな自然を改造する事なく子孫に豊かな資源を残して対応して行きたいのです。 すべての住民が幸せな生活が出来るよう私はこの計画に反対します。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。

表 2-1(125) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
241	本事業により、私たちの愛する地元・気仙沼の景観がくずれ、自然豊かな山林や生態系の貴重な環境が深刻な損壊を受けることが懸念されます。タービンの回転によるバードストライクや低周波音による動物の行動変容・土壌流出・水源枯渇など複合的な自然破壊があると思います。再生可能エネルギーの名のもとにかけがえのない自然を犠牲にしてはいけません。 本当に環境との調和を図ったエネルギー政策であるべきです。目先の利益にとらわれた貴社のみなさん、本当に風力発電事業を進めてよいとお考えですか？やめてください。 市民はあなたたちの行動すべてがめいわくです。今すぐ本事業を中止して、二度と私たちにかかわらないでください。	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。 本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。 風力発電機から発生する超低周波音の動物への

		<p>影響について、風力発電施設の設置によりシカやイノシシに影響が発生したという国内の事例は把握しておりませんが、引き続き最新の情報の収集に努めて参ります。本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壌浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(126) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
242	<p>巨大風力発電施設を建設することによってそこに暮らす動植物の生存を脅かします。「バードストライク」等、私たち人間にも悪影響を及ぼします。</p> <p>建設に強く反対します。</p> <p>事業の中止を要求します。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>現況調査の結果及び本事業の風力発電機の設置計画においては、バードストライクの影響が低減されているものと考えておりますが、予測は不確実性を伴うため風力発電機の稼働後に事後調査を実施することとしており、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(127) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
243	<p>気仙沼の山は先祖から受継ぎ未来に引き継ぐものであり、企業の利益の為、自然を破壊する行為をけっして許すことは出来ません。「森は海の恋人」と全国、全世界に森の大切さを訴え続け植樹を続けた畠山重篤さんの遺志をふみにじるような山林伐採は気仙沼人として恥じる行為、全世界に顔向け出来ない愚行でしかありません。近年、自然災害が多発している今、山をつぶして巨大人工物を建てることは、もっと大きな灾害を誘発する</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周</p>

	<p>恐れがあります。まして大津波にあった気仙沼が自ずから自然破壊を手助けするなどもってのほかと言わざるをえません。田舎の人は人からもらいう物をしたらお返しをする風習があります。そのやさしい心根につけこんで震災援助のお返しは市民の森の提供。評価準備書は実物のない所での、企業寄りのものであり、「徳仙丈のポスター掲載の範囲には含まれません」ポスターにうつらなければ良しという考えに会社の利益一辺倒の本質がみえます。</p>	<p>辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(128) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
244	<p>1. 風力発電所開発にあたり市民の森及び周辺地域の相当な森林やその他地域の土地開発がされますが、それにより今まで長年に亘り育ててきたと言われる自然環境が著しく破壊される、また破壊された環境が広域的（海も含めて）に悪影響を与えてしまいかねない事が懸念されます。</p> <p>一方では国が進める脱炭素の推進には再エネ開発が必要不可欠です。今まで日本人が何の疑問を持たず近代化の流れで消費してきた化石燃料を主要因として温暖化を促進させてきたのも事実です。これにより日本国内でもじわじわと自然環境も侵されてきています、近年では突発的な集中豪雨による土砂災害、豪雨、豪雪等、生態系も変わりつつあります。</p> <p>それら環境悪化をストップするには化石燃料に依存しない再エネの開発導入が必要です。</p> <p>とりわけ風力発電所はパワーが大きく、太陽光発電とは異なり電力需要が高い夜間でも発電が出来る発電所であり期待するところが大きいです。</p> <p>開発に伴う環境破棄と言われるリスクは何の開発でも付き物ですが、それを最小限に抑える、ま</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼</p>

	<p>たはリビルトやリストラクチャーの形で現状よりも良い状態に出来ればと意見します。</p> <p>東急不動産は長年の都市開発や地域開発、地域共生等の実績の中でそのようなノウハウや開発力があろうかと思います。</p> <p>気仙沼市民の森ではそのような知見を最大限に取り入れて開発を推進して欲しいと考えます。それが今後の地域共生型の風力発電所開発に繋げて欲しいです。</p>	<p>働き後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>
245	<p>2.市民の森を保全する施策</p> <p>開発敷地内では多くの森林が伐採されますが、それは広義で言えば二酸化炭素を吸収して酸素を排出する森林を無くする事で負の脱炭素になります。</p> <p>伐採した樹木の同等数見合いの植林をお勧めします。</p> <p>市民の森の森林整備の一つとして植林をして、市民の森を育て（リビルト）ていっては如何でしょうか。</p> <p>植林だけではなく、山つつじ等の植物等も。</p>	<p>本事業の実施による樹林の伐採面積は約 9.4ha を予定しておりますが、風力発電所の稼働後、化石燃料を使用する発電所の大体に伴う本事業による二酸化炭素の削減効果は約 53,118t-CO₂/年と予測しております。また、本事業によって生じる方面については約 3.9ha の緑化を計画しております。</p> <p>市民の森の整備については、地元の皆様のご意見を参考に進めて参りたいと考えております。</p>
246	<p>3.猛禽類の保護</p> <p>クマタカの保護が近年話題になっていますし、当該区域でも生息が確認されているようですが、このクマタカが風力開発に伴い生息出来ない状況にならないよう注意深く見守る必要があるかと思います。</p> <p>取りわけ採餌環境、餌資源の環境については市民の森全体の中で開発面積分は減少しているはずです。</p> <p>捕食していると思われる野ウサギ、ヘビ類の数も減少すると思われる所以、減面した割合に相当する猛禽類の餌を補填、または餌場に補充生育しては如何でしょうか。</p>	<p>クマタカの好適採餌環境及び餌資源量は減少すると解析結果が出ているものの、クマタカの餌資源量に関する本事業による影響は小さいと予測しております。なお、工事中及び稼働後にクマタカの生息状況調査を実施し、影響が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得た上で、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる考えです。</p>
247	<p>4.低周波騒音について</p> <p>報告書では低周波音の知覚閾値を下回っているとしていますが、知覚が敏感な方もいるし、そうではない方もおられると思います。風車の近くに住まわれている方にとって非常に不安な騒音だと思います。</p> <p>地域住民に寄り添った対応が必要かと思います。</p> <p>例えば風車位置から 2km 圏内に住まわれる住民、住居については低周波騒音防音対策を実施する等です。</p> <p>（防音対策があればですが）</p> <p>気仙沼市に対する地域共生は大事ですが、それよりも風車設備の近隣の住民の方々との地域共生を具体的に考えてみる必要があろうかと意見します。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。</p> <p>超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>一方で、騒音及び超低周波音に対する聞こえ方や感じ方は個人差によるものもありますので、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>
248	<p>5.その他</p> <p>長期間の建設工事になりますが、建設工事中の各種車両等による CO₂ 排出量が大量だと思われます。</p> <p>その排出量については可能な限り管理するととも</p>	<p>本事業の工事の実施にあたっては、建設作業の効率化に努め、急発進、急加速の禁止やアイドリングストップの徹底、工事関係者の通勤では乗り合いを促進し、工事関係車両の台数を低減し、CO₂ の排出を抑制いたします。</p>

	に、CO ₂ 排出低減の取り組みを願います。建設の効率化やCO ₂ を出さない建設機械等。
--	---------------------------------------------------------------------

表 2-1(129) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
249	<p>8基の予定地はすべて保安林区域にあります。「保安林」でありかつ「市民の森」というだけでも、事業地と選定する御社には環境保全への配慮が皆無であることが読み取れます。</p> <p>千葉県鴨川市ではメガソーラー計画事業者に対して市が民事調停に乗り出しました。同市のメガソーラーも、気仙沼市と同じように海に近く、漁業へも大きな影響があることから、住民の反対や市議会の全会一致での反対決議が背景にあります。</p> <p>気仙沼市では、牡蠣養殖者だった故畠山さんの名言「山は海の恋人」がよく知られています。そのような土地柄も無視して、この事業計画を立案した東急不動産という会社には企業倫理が存在しないようです。</p> <p>一次産業の基盤となる地域資源にまで「私有」を認める國の方針に、御社をはじめとする「再エネ事業者」は命運を託していると思いますが、そこに住む住民は地域の自然資源が持続可能な状態で維持されることを前提にして暮らしを営んでいます。</p> <p>その基盤がある日を境に「立ち入り禁止」になつたり、消されたりすることは、それまでの暮らしをやめろと強制されることです。</p> <p>鴨川市でメガソーラーの計画当初から議会内で唯一反対を貫いてきている議員は「漁師の家に生まれて、山を守ることの大切さを身をもって知っていたから」と言っています。</p> <p>準備書の資料編には猛禽類の調査実態が詳細に記載されています。営巣、餌運び、巣の見張り行動など、豊かな自然環境が育んできた生態系のピラミッドが形成されていることを見て取ることができます。</p> <p>私たち人間に、彼らの生活を破壊する権利がないのと同様、営利企業にも、そこで暮らす人々の生活基盤を奪う権利はありません。日弁連では「人たるもの誰もが、健康や福祉を侵す要因に災いされない環境を享受する権利」として「環境権」を規定しています。</p> <p>ですから、現在の「再エネ」事業推進は基本的人権さえも顧みない地域破壊型とも言うべき局面を呈しており、全国的にも多くの疑問の声があがっています。その動きに連動して衆参両院の議員による「眞の地産地消・地域共生型エネルギーシステムを構築する議員連盟」も結成されています。</p> <p>以上のような状況に鑑みて、これまでにも貴重な湿原・保安林・水源地に事業展開している御社としては 喫緊の責務として当該事業を中止すべきと判断していただくに十分な状況にあると思います。</p>	<p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないよう、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。また、本事業の実施により「市民の森」が立入禁止となることはございません。</p> <p>本事業の実施に当たって、環境影響評価を実施し、環境への影響を可能な限り回避・低減して参ります。</p> <p>風力発電は風によるため、出力は変動しやすいですが、出力変動を補うために火力発電や水力発電との出力調整を行うことにより、電力の需給バランスを維持させる方法などがあります。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>

	<p>いまこの段階での事業中止・撤退という英断をしたうえで、事業体としても「真の地産地消・地域共生型エネルギーシステム」構築へと方向転換していくことを、私たち市民は心から望んでいます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>(※個人が特定される情報は不記載といたします。)</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

表 2-1(130) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
250	<p>事業の白紙撤回を求めます。</p> <p>風車力発電事業が計画されている気仙沼の市民の森は、保健保安林に指定されています。</p> <p>林野庁のホームページに、保健保安林の指定目的が書かれています。「森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献します。」</p> <p>また現場の看板には、「森林は国の宝です。保護育成に努め、後世に引き継いでいきましょう。」と書かれている。</p> <p>このように大切な山を削り、巨大な風車を立てる計画は、白紙撤回を求めます。</p>	<p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙大山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
251	<p>東急不動産のホームページの再生可能エネルギー事業について書かれていることは、「地域をもっと元気にしたい」「社会をより良い方向へ導きたい」「地球環境を少しでも良くしたい」そんな一人ひとりの想いを私たちの新しい事業で一つに紡いでゆくことはできないだろうか?</p> <p>東急不動産の再生可能エネルギー事業「ReENE(リエネ)」はこんな想いからはじめました。と書かれています。</p> <p>地域の人たちが大切にしている自然を壊すことになるこの事業について、東急不動産はどのようにお考えなのでしょうか。言っていることとやることが全く逆なのではないでしょうか。</p>	<p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(131) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
252	<p>ぼくは長柴地区にすんでいる。8才。風力8号機から1.4kmしか、はなれていない。こわい。いじわるは、やめてください。ぼくは、ずっと長柴地区で生活をしていく。ぜったい中止。ぜったいいやです。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は</p>

		見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(132) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
253	<p>長柴地区の事、考えてますか？ 第 8 号機を長柴地区に近づけたのはなぜですか？ 長柴地区の住民は、どうでもいいのですか？ 山の近くに住んでいるから東日本大震災の影響がなかったと思ってますか？長柴地区は、震災で家族、親戚、友達、仲間を亡くして、職場も失い、海から距離がある為、支援は届かず、電気、水の復旧だって時間がかかった。今度は震災より半永久に続く巨大風力発電の騒音や健康被害に苦しむのか。無理です。嫌です。 まだ小さい子供もいます。悲しいです。 許しません。絶対中止です。 悩みすぎて苦しいです。</p>	<p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。 さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表 2-1(133) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
254	<p>5 さいです。ながしばにすんでいます。そとあそびが、だいすきです。 おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、おにいちゃんとのたのしいまいにちをこわさないでください。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(134) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
255	<p>この巨大風力発電を計画している人たちはどんな人たちなんだろうと考えます。 計画している人たちの大切な家族。両親。奥さんや子供。お孫さんが住んでいる近くに同じ巨大風力発電を計画できますか？</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び</p>

	<p>私は、長柴地区で育ちました。こんな平和な地区に大きな悩みを作り、この計画が実行されれば永遠に騒音、健康被害、不安に苦しみ続ける。</p> <p>東急不動産に長柴地区の平和な人々が何かしました？第8号機がさらに長柴地区に近づいた事をしり、苦しいです。計画の中止を強く求めます。許しません。絶対許しません。</p>	<p>評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っています。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(135) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
256	宮城気仙沼風力発電事業につきましては計画を知った当初より環境への影響、周辺住民への健康被害、景観の悪化等が懸念されました。環境影響評価準備書住民説明会に出席し、説明を聞きましたが、評価結果は私達の不安を解消するものではなく、事業者側に立った事業者に都合の良い内容であるように感じました。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っています。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されています。</p> <p>本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p> <p>準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。</p>
257	さらに 5 月 2 日秋田市で風車の羽の落下事故が	当社の風力発電事業においては電気事業法に基

	発生しましたが、いまだ原因も解明しておらず、風車施設の危険性についても、大変危惧しています。	づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。
258	「市民の森」という市民の憩いの場であり自由に立ち入ることができる区域に巨大で危険な構造物を設置するということは、気仙沼市民の心身の健康と安全を脅かすものであり容認することはできません。 市民の森に風車を設置することには絶対反対です。	ご意見いただきましたとおり、「市民の森」の一部エリア内で風力発電機が稼働する予定としておりますが、風力発電機の稼働後も皆様によりご利用いただけるよう、「徳仙丈山」側のエリアは引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくとともに、北側のエリアはエネルギー・環境教育の拠点として整備する方針です。 また、現地に管理事務所を設置し、しっかりとメンテナンスを行うことはもちろん、皆様のご懸念を随時お聞きし、ご対応できる体制を構築して参ります。

表 2-1(136) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
259	東日本大震災で壊れた町を 今度は人の手でわざわざ壊す必要はない。 市民の森の周り、長柴地区、立沢地区、羽田地区、水梨地区は海からは離れているが多くの方が被災した。 巨大風力発電に、大きな反対がある中で、このまま実行し、また人々を傷つけるか... 第8号機を更に民家に近づけて悪意すら感じる。 計画を白紙にしてください。 計画の中止を強く求めます。	当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。 本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。 「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。 さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。

表 2-1(137) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
260	水源の山を大きく改変することは、山の環境だけでなく、流れ出る水を通じて下流の町や海の環境に影響を与えかねません。生活環境への影響や、災害リスクの問題などを考えると、避けるべきと考えます。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。 風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。

表 2-1(138) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
261	1回崩した森林は元に戻らないし、また森林ができるのに何十年何百年とかかります。環境破壊になるとと思いますが、自然を壊してまで作る必要があるのでしょうか?ないと思います	本事業の実施による森林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。

表 2-1(139) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
262	<p>市民の森は水源の山で海の街氣仙沼での生活環境に悪影響だと思います。「森は海の恋人」!!</p> <p>野鳥保護区でもあり、野生動物への影響も心配です。毎年、自然災害が起きている中 風車が折れたり、落下して亡くなる方もおりました。</p> <p>山地災害危険地区でもあり、クリーンエネルギーを造る前に大規模な自然破壊でとても大きな問題だと思います。街の景観も一変します。身体への影響も心配です</p> <p>市民の森での風力発電の中止を求めます。</p> <p>被災した町をこれ以上破壊しないで下さい。</p>	<p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(140) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
263	<p>風車が砂防指定地にかかっている為、建設が可能なのか。移動した場合、環境影響評価準備書の工事の概要等が意味をなさない書類となり、他に騒音、低周波音、振動、水質、風車の影のデータを再度調査しなければならないのではないか?準備不足といえる書類におどろいています。</p> <p>いずれにしても、フォトモンタージュを見て、このような巨大な風車はいらないと思いました。一部の地域の方々に影響を与えかねない風車は建設をしてはいけないと思います。この計画を白紙撤回をして下さい。</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p>

表 2-1(141) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
264	<p>市民の森は、自然環境の保全、水資源のかん養さらには公益的機能を有しており、さらには市民が集う緑豊かなレクリエーションの場として、昭和50年頃から整備が行われてきた。特に樹木の植栽や道路、歩道、広場、東屋、駐車場、など多くの市民が自然景観等を求めて散策できる「いこいの森」である。</p> <p>その地に人工的工作物の風力発電が 200ha 以上にわたり建設されることは、市民の市民の森への立入れを暗に阻止するものとなる。</p> <p>東急不動産が風力発電を何故市民の森に建設する方針を決定したことについて、まったく理解ができない。さらには、建設に対する市民の賛同も見られない中、多くの反対意見の中で強行に建設すると思われることに疑問を持つものである。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>事業計画が確定していないため、準備書における対象事業実施区域の面積は約 275ha としておりますが、風車ヤードや管理用道路で改変する面積は 11.5ha 程度と考えております。</p> <p>今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業について丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。</p>

表 2-1(142) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
265	①風力発電とは何かを知らない所で準備書を説明するならば、ある程度の理解を得られると思うが既設風力発電機が設置されている地元住民としては、東急不動産が示している準備書は全くもって信用できない。	準備書において予測に用いた手法は実験や観測により検証され、国のマニュアルなどに示された実績のあるものであるため、予測結果は信頼性があるものと考えております。環境調査、環境影響の予測及び評価に内容が適切かどうかについては、今後、国や都道府県の審査でも科学的な観点から検証されます。
266	②地元住民をないがしろにする再エネ、省エネは絶対容認できない。	本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。 今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業に

		ついて丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。
267	<p>③山の尾根伝いに風力発電機を設置する工法は、自然環境の保全の観点から無茶苦茶であり日本列島の島国にはなじまない！</p> <p>以上のことから事業計画の白紙撤回を強く求めます！</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(143) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
267	<p>保安林指定地の機能を損ねる巨大風車は市民の森には不要です。</p> <p>本事業実施計画区域及びその周囲に、①保安林②砂防指定地③山地灾害危険区域があること、さらに、計画区域の周囲には④急傾斜地崩壊危険区域⑤土砂災害警戒区域⑥土砂災害特別警戒区域もあることが、国土防災関係上の調査結果として、準備書<3.2-66(223)、3.2-67(224)>に明記されています。このことからだけでも、市民の森になっているこの地に風力発電所を造ることは、国土防災上から絶対に避けるべきであります。</p> <p>保安林制度の意義として、宮城県は、「水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等、森林の公益的機能を十分に發揮させる必要がある森林を保安林として指定し、森林の保全と適切な森林施業を確保し、自然の猛威から土地や生命を守り、人々に憩いの場や良質な水・空気を提供して豊かな暮らしに役立てようというものです」と規定しております。</p> <p>その保安林に8基もの風車を設置すれば、大規模土木工事を伴う森林自然の改変・改造になり、保安林指定の意義・目的に反し、その機能を損なうことになりますので本計画は中止・撤回すべきであるという立場から、以下意見を述べます。</p> <p>上記①～⑥の国土防災関係上の各種地域指定の中でも、8機の風車が設置される場所は、市民の森の公園部分にあり、保安林の内でも、「保健保安林」と「干害防備保安林」として指定されている区域になっています。</p> <p>更に、宮城県の規定では、「保健保安林」は「森林レクリエーション活動の場として生活にゆとりを提供し、また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります」とあり、「干害防備保安林」は「飲用水、農業用水など、特定の水源を守り、水が枯れるのを防ぎます」と、それぞれの保安林指定の目的を明示しております。</p> <p>こうした保安林指定区域になっている市民の森に、あえて巨大風車を設置することは、自然災害から住民の生活環境・生命財産を守るために定められた法や条例に基づく、国・県の予防保全の政策を否定・骨抜きにし、住民の被災不安を高めるものであると言わざるをえません。</p> <p>それでも、この地に風車を建設しようとすれば保安林の解除が必要になります。宮城県の規定では、保安林指定は、その目的から、特別な理由が</p>	<p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壌浸透量を維持する計画としております。</p> <p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196)を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。また、風力発電施設から発生する振動については、風力発電機の近傍にとどまるため、周辺の住宅等への影響はないものと考えております。</p> <p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた</p>
268		

	<p>ない限り、解除することは出来ないと定めており、その理由は、「指定理由の消滅」と「公益上の理由」の2つです。</p> <p>本事業計画では、事業者は「公益上の理由」による解除を自論しているものと推測します。すなわち解除してもらう理由としては、「再生可能エネルギーの導入」を「公益上の理由」として主張するのでしょうかが、それは、通らないと思います。</p> <p>なぜなら、宮城県の規定では、「保安林を他の公益的な目的のために使用せざるを得ない事情が発生した場合」と限定されており、具体的な目的としては、「国・県・市町村の事業によって道路やダム等を建設する場合など」としているからです。</p> <p>本風力発電所建設が県の規定に言う「他の公益的な目的」に該当するのかどうか、そして、その建設場所が市民の森でなければならない必然性があるかどうかと、市民の森が果している「保健保安林」「干害保安林」としての公益性とを比較考量した場合、本計画地での風力発電事業の「公益的」必然性よりも市民の森の公益性が優先すると考えるからです。それでも解除出来る見通しがあるというなら、県と事業者との不法な官民癒着を疑わざるをえません。</p> <p>巨大風車を設置した場合、その騒音、低周波音、振動の発生や大土木工事による自然環境条件の変化により、市民の森としての機能（自然との触れあいや癒しの場）が奪われ（=公益の喪失）、県が規定する保安林としての公益目的（森林レクリエーション活動の場、水源保全・水涸れ防止）にも反するものとなってしまいます。</p> <p>市民の森としての機能を奪い、且つ保安林としての意義目的を毀損してまで、風力発電を市民の森で行わなければならない事業者の目的は何でしょうか？それは公益ではなく、売電により私的収益を挙げることであると思います。</p> <p>「再生可能エネルギーの導入」という見せかけの「公益」を掲げて、保安林指定解除を進め、企業利益のための発電事業用地として市民の森が利用されることとなる本事業計画には、断固反対します。</p>	<p>整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(144) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
269	<p>砂防指定地での巨大風車建設は土砂・土石流災害の危険度を高めますので、本事業計画には反対の立場から以下意見を述べます。</p> <p>風車建設予定地の内、1~6号機の敷地は砂防指定地にかかっていることは＜準備書；図3.2-23、3.2-69(226)＞に明示されております。しかし、このことは、準備書の本文には載っておりますが、要約書では触れられておらず、5月14日の説明会で配布された資料にも載っておりませんでした。事業推進に不利な情報はなるべく知らせたくないという事業者の意図が透けて見えます。</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>本事業の実施に当たっては、関係機関と協議し、必要な手続きを行って参ります。</p>

	<p>砂防指定地は、土砂災害の防止、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から一定の行為を制限することを目的として国が指定し、その管理・制限許可は県が行うと定められたものです。</p> <p>事業者は風車を建設するためには、宮城県砂防指定地等管理条例第5条第1項の「1. 土地の掘削、盛り土切り土その他の土地の形状を変更する行為」の許可を得る必要があります。宮城県への許可申請に当たっては、土木工事上の技術的対策を施すことを条件に許可を得ようとするでしょうが、近年は、地震や、これまでの知見からは予測不能の想定外の気候変動・異常気象により、最新の土木工学上の技術的な対策でも防げない、過去に例のない土砂災害が各地で起きています。</p> <p>ですから、その砂防指定地に盛り土・切り土等の大土木工事を行って、巨大風車を建設することは、市民の森とその周辺地域の防災を軽んじることであり、かつ、甚大な土砂災害を誘発する危険性を高めることとなる本計画には絶対反対です。宮城県からの許可が得られない場合は、市民の森での本事業を断念・撤退すべきです。</p> <p>もし、市民の森での風車の設置場所を変更しても本事業を進めるというなら、風車からの騒音・低周波音や振動等の影響を受ける地域・範囲が変わってきますので、改めて環境影響評価のための調査・予測を行い、その結果を速やかに公表すべきと考えます。</p>	<p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>風力発電機設置位置が変更となる場合は、周辺の住宅等において測定した調査結果はそのまま利用し、改めて予測及び評価を行い、評価書においてその結果を示し公表いたします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(145) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
270	<p>風車の安全性が疑われる危険な風力発電所は市民の森には不要です。</p> <p>秋田市での5/2の羽根落下事故、事故前日の点検でも異常は見つからなかつたが、約8トンある風車の羽根は、土台から約80mも離れた発電所の占用許可区域外の公園に落下したこと。因果関係は不明とのことですが当時の最大瞬間風速23メートルだったとのこと。</p> <p>風車工学が専門で日本風力エネルギー学会会長の永尾徹氏（足利大学特任教授）は、今回の事故について、「河北新報」（2025.5.10付）で次のように言っています。</p> <p>「・・・何らかの要因で羽根に欠陥が生じたことが考えられる。羽根はガラスやカーボンの繊維を樹脂で固めて造る。丈夫だが、新幹線並みのスピードで回るので、あられや空中の砂が何度も当たると小さな傷がつき、水や砂が入り込むことがある。・・・」「・・・羽根に小さな傷が付くのは風車が自然の中に立つ以上、普通の事だ・・・」。</p> <p>このことは、山の稜線上に築造される気仙沼市民の森での風車にもあてはまると思います。</p> <p>気仙沼市民の森で計画されている風力発電の風車のメーカーはどこか？準備書では、騒音・低周波音・振動についての予測データを発表し、5/14</p>	<p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p> <p>現在、秋田の事故については政府にて検証委員会が組成されて事故原因の究明を実施しています。</p> <p>検証の結果、基準・規制の変更が出た場合には速やかに計画に反映し、公表いたします。</p> <p>なお、現時点で機種は確定していないため、公表はできませんが、秋田市で事故が起きた機種とは別の機種を想定しております。</p>

	<p>の説明会で配られた資料でも風力発電機の概要として、ローターの直径や風車のハブの高さ、最大高さを図示しているわけですから、当然予定している具体的な風車のメーカー・仕様は決まっていると思います。直ちに公表して下さい。</p> <p>また、東急不動産がこれまで設置・稼働している風力発電所での事故・トラブルがあったのかどうか、あった場合その状況についても公表すべきです。</p> <p>5/14 の説明会の資料では「8号機を市民の森の駐車場付近に配置し、そこを子どもたち向けのエネルギー環境教育の拠点として整備する」としていますが、とんでもないことです。電気事業法が定める3年の定期点検や前日の点検でも異常を発見出来ないような、そして、最近の異常気象や台風などの強風、竜巻の発生や落雷などにより、前触れもなく突然風車が落下してくるかもしれない、そんな危険な所は教育の場所にすべきではありません。8号機以外の風車も全部、「自然との触れあいの場・憩いの場」としての市民の森には設置すべきではありません。</p> <p>それでも、事前に安全対策を講じるから心配無用というのなら、その安全対策・措置を公表してください。風車の羽根の落下等に備えた風車との距離については、経済産業省の省令にも具体的な数値基準が明示されていないそうですから、安全対策は事業者に委ねられ、風車に近づける距離設定はばらばらのこと。気仙沼市民の森での風力発電の安全対策はどう考えているのか、風車回り及び、市民の森の遊歩道を含む全体についての安全対策を公表してください。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(146) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
271	<p>1. はじめに 東北地域における将来の電力不足に対して、原発および火力発電以外の発電設備が急務であると感じています。そのため風力発電を真っ向から否定するものではありません。自然や環境を維持しつつ、地域のエネルギー問題に対して解決に繋がる事業の一つになれば貴社・地域・未来にも三方良しになると思います。ただ、気仙沼は「海と生きる」町であり、「森は海の恋人」発祥の地もあります。よって本市における風力発電事業について、自然環境・地域住民・未来に及ぼすリスクを慎重かつあらゆる視点で、地域住民とともに検討していくことを希望します。</p> <p>2. 「森は海の恋人」の科学的根拠と気仙沼の特殊性 気仙沼は、畠山重篤氏が提唱した「森は海の恋人」運動の発祥地です。この思想は、森林の腐葉土が生成する「フルボ酸鉄」が河川を通じて海に供給され、沿岸生態系を支えるという科学的メカニズムに基づいています。 ・フルボ酸鉄の役割植物プランクトンの光合成に不可欠な鉄を、酸化されずに海へ輸送。気仙沼湾</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしており、河川への影響を低減することが海への影響を低減することになると考えます。</p> <p>本事業では工事期間中に出現する裸地への降雨によって発生する濁水を沈砂池に集め、濃度緩和の後に周辺林地に土壤浸透させる計画であり、沈砂池排水が河川の浮遊物質量を変化させることはないと考えております。また、工事后は法面を緑化し、表土の流出を抑制いたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止</p>

	<p>のカキ養殖は宮城県内でも有数の生産高を誇り、その基盤はフルボ酸鉄にも依存します。</p> <p>・森林の重要性 広葉樹林の腐葉土から生成されるフルボ酸は、土壤中の鉄と結合し「フルボ酸鉄」を形成。針葉樹林や開発地ではフルボ酸生産量が激減し、鉄が酸化粒子化して海洋生物に利用されない。</p> <p>3. 風力発電事業の懸念される環境リスク ①土壤流出によるフルボ酸鉄供給量の減少 森林開発の範囲を最小にとどめたとしても、それにより表土が流失し、河川の懸濁物質量が増加。懸濁物質の増加はフルボ酸鉄の溶解を阻害し、植物プランクトンの光合成効率を最大 40%低下させるとと言われています。 ②地形改変による腐葉土生成機能の低下 市民の森周辺は風化花崗岩地帯で土壤が脆弱。風車建設に伴う根系破壊により、腐葉土の生成量が減少するリスク。 ③累積影響の未評価 既存 4 基の風車に加え新規 8 基を建設すると、乱気流発生により河川流域の微気象が変化。降雨パターンの変化でフルボ酸鉄の流出量が不安定化する可能性。</p> <p>4. 要望事項 ①「森-川-海」連環評価の義務化へ向けた提言 環境影響評価にフルボ酸濃度 (UV 吸光度法) と溶存鉄量の測定を追加。アムール川流域とオホーツク海の関係 (1) を参考に、長期モニタリングを実施。 ②段階的植林プログラムの導入 開発区域に 5 年ごとに広葉樹 (コナラ・クリ) を植林し、多層群落を形成。腐葉土の保水機能を回復させる数値目標を設定。 ③独立第三機関による監視体制の構築 北海道大学や東北大学などの森・川・海の研究者を含む評価委員会を設置し、データをリアルタイムで公開し、市民参加型の検証を推進。</p> <p>5. 結論 気仙沼市は「森は海の恋人」の思想で、森と海の共生モデルを世界に発信してきました。風力発電事業は脱炭素社会に貢献する一方、生命の連鎖を断つ可能性を孕んでいます。持続可能な開発のためには、森や川だけの影響のみならず、湾への影響も含めた環境配慮が必要です。環境省の「ブルーカーボン」戦略とも整合したモニタリング手法として提言に繋げていくこともできれば、今後の風力発電建設にも良いのではないかと考えます。</p>	<p>の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>風力発電機の風下方向には気流の乱れが発生いたしますが、その影響範囲は限定的であり、降雨パターンを変化させることはないと考えております。</p> <p>ご提案いただきました、森-川-海を結びつけた評価手法やモニタリング手法等につきましては、まだ確立されていないため、本環境影響評価は方法書で定めた手法で進めて参りたいと考えます。</p> <p>なお、引き続き、森-川-海を関連づける評価手法の知見に注視して参ります。</p> <p>ブルーカーボンとは、沿岸海岸生態系が光合成により CO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積させる炭素のことと理解しておりますが、「ブルーカーボン」の政策と整合するモニタリング手法の知見についても注視して参ります。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(147) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
272	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点と、今後予定しているイヌワシ野生復帰の観点から、宮城県気仙沼市で計画されている「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業」の環境影響評価準備書（以下、本アセス図書と言う）」に関する意見を述べる。	イヌワシについて、現地調査での確認は 2 例であつたものの、今後、南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクトにより、本事業地周辺を生息環境として利用する可能性に留意し、工事中及び稼働後のモニタリングにて生息状況を記録する考えです。再生プロジェクトによるイヌワシ放鳥後に、事業地周辺でイヌワシが確認された場合に

	<p>1．南三陸地域でのイヌワシ野生復帰において、北上山地の連続性が不可欠であるため、事業予定地の再検討を行うべきである。</p> <p>日本自然保護協会は、南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会と協力して、本事業予定地を含む南三陸地域において、イヌワシの生息環境の再生に取り組んできた。2023年からは、飼育下で繁殖したイヌワシを野生復帰させる事業の準備を進めている。本事業予定地は、北上山地の南北の連続性を維持する重要な場所に位置していることから、「宮城県自然環境共生指針」（宮城県、平成14年）及び「宮城県自然環境保全基本方針」（宮城県、平成18年）において、生態系ネットワークとしての重要性が明示されている。イヌワシの野生復帰の観点からは、日本最大のイヌワシ生息地の一つである岩手県内と、イヌワシの野生復帰を予定している南三陸地域の両地域の間が、イヌワシの生息地としての連続性を確保していることは極めて重要である。しかし、本事業予定地に風力発電施設が設置されると、両地域のイヌワシの生息地としての連続性が分断されることになり、イヌワシ野生復帰事業への悪影響は甚大である。絶滅の危機にあるイヌワシの保全・回復のために事業予定地の再検討を行うべきである。</p>	は、南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会様へ情報提供する考えです。
273	<p>2．本事業予定地は、地域の水資源保全と災害防止の観点から重要な場所である。予防原則に基づいて事業予定地の再検討を行うべきである。</p> <p>本事業予定地は、干害防備保安林、保健保安林、水源涵養保安林、砂防指定地、災害土砂流出危険地区に指定されており、事業予定地としては積極的に回避すべき場所である。また、本アセス図書で示された調査結果から、本事業による水資源への悪影響や、災害リスクの増加が、将来に渡って発生しないと評価することは困難である。さらに、地域住民から不安の声が多く寄せられている状況もある。地域の水資源保全と災害防止の観点から、予防原則に基づいて事業予定地の再検討を行うべきである。</p>	<p>本事業の実施による保安林の改変面積を必要最小限にし、可能な限り影響を低減いたします。また、干害防備保安林の目的を損なわないように、保安林への土壤浸透量を維持する計画としております。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>
274	<p>3．計画地のほぼ全域が県立自然公園であり、事業予定地の再検討を行うべきである。</p> <p>本事業予定地は全域が気仙沼県立自然公園であ</p>	風力発電機及び管理用道路の設置に伴う樹木の伐採は必要最小限にとどめ、改変面積、切土量の削減に努めます。また、地形を十分考慮し、可能

	<p>る。本事業の事業者である東急不動産株式会社および子会社のリニューアブルジャパン株式会社は、現在、国内において、計14件の大型風力発電事業を計画しており、そのうち5件が自然公園（国立・国定公園、県立自然公園）内での計画である。さらに、そのうち4件の計画は、事業実施区域が全域自然公園内となっている。</p> <p>2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30がネイチャーポジティブ実現のための目標となっている。現在、日本の陸域の保護地域は約20.5%であり、残りの約9.5%の面積を増やすために保護地域の拡張やOECMの推進が図られている。自然公園は既に保護地域となっており、このような場所で大規模な開発を行うことは、ネイチャーポジティブと逆行するものであるため、事業予定地の再検討を行うべきである。</p>	<p>な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限に留めることとしております。</p> <p>事業者として、ネイチャーポジティブへの取組みを検討して参ります。</p>
		以上

表2-1(148) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
275	<p>当初から東急不動産の風力発電計画のズサンさ、が指摘されていた。</p> <p>環境影響の低減をはかつて10基から8基に減らしたとの表記だが、実のところ風力FIT入札のもとでは申込時の発電総量から20%以上減らせない決まりがあり明白な虚偽である。</p> <p>それ故、今回の準備書では方法書で示した風力発電機の設置予定範囲から大きくはみ出す結果となった。</p> <p>騒音調査環境4の直近に住まいしている者だが、はみ出した分だけ風力発電機が一層自宅に近づく。これでは人の住める環境とは到底言えない。</p> <p>ズサンさ、だけが際立つ東急不動産の風力発電計画を即刻白紙撤回すべきである。</p>	<p>風力発電機の基数は方法書時の10基から準備書で8基に減らしましたが。風力発電機の単機出力を6,100kWとし、さらに出力制御を行い発電所出力を43,000kWを超えないようにするために、発電所出力は、方法書時と同じとなっております。</p> <p>環境4において、騒音の影響について、予測及び評価を行ったところ、環境省で策定された風力発電機から発生する騒音に関する指針値を下回ることが確認されましたが、本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。</p>

表2-1(149) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
276	<p>事後調査の中で、省令13条-1項目に基づく5項目について「実施しない」との考えを示しているが各項目、特に「代償措置が必要となる」点への見解が示されていない。その代償とは、</p> <p>①騒音：設置後に6ヶ所で測定し、予測と検証</p>	<p>発電所アセス省令第31条の4項目に代替措置を講じる場合の記載がありますが、本事業の配慮書に対する経済産業大臣意見も踏まえ、環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討することがないようにしております。</p>
277	<p>②低周波：</p> <p>〃</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音・超低周波音について、予測手法は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式に基づく数値計算であり、風力発電設備の点検・整備を実施し性能維持に努める等の環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととしております。</p>
278	<p>③地形改変：地形の乱れが多いので、地すべり土砂崩壊の危険が大きいので。</p>	<p>土砂災害については、環境影響評価に事後調査の対象には該当しないものと考えております。</p>
279	<p>④人とのふれ合い：市民の森に集う人のインタビュー調査。</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響については、実効性のある環境保全措置を講じることから、影響は実行可能な範囲内で低減が図ら</p>

		れていることから、事後調査は実施しないこととしております。なお、本事業について、「市民の森」について、事後調査の実施を検討いたします。
280	⑤景観：主要ポイント（亀山スポット等）でのインタビュー とりあえず以上	景観について、予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォトモニタージュ法であり、視覚的に確認でき予測の不確実性は小さいものと考えられます。また、風力発電機の色彩検討を行う等、周辺景観との調和を図るために実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととしております。

表 2-1(150) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
281	<p>縦覧のみで、意見は書かずに帰るつもりでしたが・・・・</p> <p>形式としては整っているのでしょうか。</p> <p>準備書の 6.2.1 に、別の部分との矛盾点を発見しました。</p>	<p>ご指摘いただきました「第6章 6.2.1 方法書についての宮城県知事意見及び事業者の見解」と準備書との矛盾点について、確認できませんでした。</p> <p>ご指摘の記事については、太陽光等の再生可能エネルギーが増えてきており、一時的に再エネ出力が需要を上回る時間帯があるというものです。再エネによる発電は天候に左右されるため、このような状況が発生することがあります。一時的に需要を上回る再エネを生かすため、送電網や蓄電池の整備が国内の課題となっております。</p> <p>国は、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）において、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入していくことを目指しており、本事業もこの方針に沿っているものと考えております。</p>
282	<p>だれがどこまで些細に読んで判断するのか。 状況は、3年前、4年前とも違っています。 5/21 付の日経新聞で、再エネが余り気味と知り、計画そのものに疑義を抱く。</p>	

表 2-1(151) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
282	<p>御社は環境影響評価について、自然環境に対する影響評価だとしている。しかしそこに住む人間にとって最も重要なのは、「住環境」に他ならない。そこを抜いての「環境影響評価」はあり得ないと考える。</p> <p>そこから考えると、「準備書」において最も考慮しなければならないのは、当該地に広く分布する「真砂土層」であり、県が指定した「砂防指定区域」である。「準備書」では、「改変地域から岩塊流および岩塊斜面が分布している場所を除外」としているが、「真砂土層」及び「砂防地域」も「改変地域」から「除外」すべきものと考える。</p> <p>その検討がない「準備書」は、不十分の説明を免れないだろう。</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p>
283	<p>また工事予定地は下流域の水源地であり、羽田神社という神聖な施設が近接している。その検討も必要だ。</p> <p>以上、重要な検討がなされていない準備書は、準備書として認められない。不安定な地層の上に建設される風力発電施設は到底認められない。</p>	<p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定</p>

		し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。 赤岩羽田地区については、バス停付近を眺望点として予測及び評価を行っておりますが、ご指摘の羽田神社付近についても予測結果をお示しすることを検討いたします。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(152) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
284	建設道として長柴林道を使うことですが、前回もでしたがそれ違い困難な道路の使用はやめてほしいと思います。それこそ部品輸送ルートのコストを考えたのならば、整地した海岸沿いを利用したほうが良いのではと思います。 自然の山々に手を加え天候が急変し土砂災害が各地で起きている今、建設はやめてほしい！！	長柴林道については、工事関係車両の走行ルートとして必要なため使用させていただく予定ですが既存の林道を利用するため、拡幅工事の予定はありません。大型部品（風力発電機等）の輸送ルートとしては、気仙沼港より下記のルートを経由して輸送する計画です。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 45 号 ・主要地方道 65 号（気仙沼本吉線） ・主要地方道 26 号（気仙沼唐桑線） ・都市計画道路（魚市場朝日町線） ・都市計画道路（南町魚市場線） ・都市計画道路（魚市場中谷地線） ・都市計画道路（潮見町赤岩五駄鱈線） ・農道（四十二線） ・市道（羽田川上線） ・林道（黒森線） <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>

表 2-1(153) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
285	自然を愛する私は、緑豊かな大自然が破壊される事。森林の伐採による水源への悪影響。山林開発による動植物への悪影響。 景観への悪影響等....。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。 本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。 本事業の実施は、集水域の環境改変とはならないため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上の一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにい

		<p>たします。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(154) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
286	私はこれからは人生健康が一番だと思います それには自然環境を破壊する事はだめだと思います	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。

表 2-1(155) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
287	① 低周波による睡眠障害、耳鳴り、頭痛など人間には聞こえないのかもしれないが人へのえいきょうが心配すると思います	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。
288	② 広大な山林開発により水源への悪影響大きいにあると思う	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。本事業の実施により集水域を変えることはないため、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。
289	③ 徳仙丈山、市民の森等観光客にも大変な影響をあたえると思います。	「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・

		<p>環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(156) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
290	<p>機材を搬送する際の切土、広大な山林開発による水源への悪影響 景観への悪影響など、風力発電の開発事業による自然環境問題への影響は甚大です。</p> <p>宮城気仙沼風力発電事業の白紙撤回を強く望みます。</p>	<p>大型部品（風力発電機等）を輸送するための道路の拡幅は必要最小限とし、林地開発及び盛土規制法等の基準に則り土砂災害が生じないよう設計、施工を行います。</p> <p>本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。</p> <p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(157) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
291	<p>人間の健康に与える影響は色々と有ると聞いており、耳鳴りや睡眠障害等が出るそうで大変な問題だと思います。又、自然環境の破かいにつながると思い、周辺の美しい景観に対しどの様な考えを持って開発に進むのか私には理解出来ません。災害リスクが伴う事は百も承知の上での開発と思うし企業とはそういうものなんでしょうが、立ち止まって考えて下さい。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。</p> <p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又</p>

		<p>は低減する計画としております。</p> <p>風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(158) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
292	宮城気仙沼風力発電事業中止を強く求めます。 反対！！	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業について丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。</p>

表 2-1(159) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
293	未来の気仙沼の自然環境がどのようになってしまうか心配で、巨大人工物はだめだと思ったから。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(160) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
294	環境に悪いと思うから。	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

表 2-1(161) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
295	私の家は風車から 1.4km で近くに住んでいます。環境影響評価準備書によりますと最低でも 2km 以上隔離を取ると書いて有りますが守られていない。	本準備書に風力発電機から住宅等まで最低 2km 以上離隔を取るとの記載はしておりませんが、風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。

表 2-1(162) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
296	1. バードストライクについて 北海道や東北地方において、生態系上位に位置する猛禽類が、風車の羽根にはじき飛ばされ、叩き落される被害が頻発している。本事業計画でも実効性ある防止策を実施する姿勢が見えないため、バードストライク調査をするよりも、予防原則の上からアセス評価書前に計画の白紙撤回すること。また机上の計算である予測衝突数は鳥類の複雑な飛翔実態を把握した上での計算ではないため、その計算値を利用して過小評価をしてはならない。	希少猛禽類については、2 営巣期の現地調査を実施し、年間予測衝突数については、定量的に算出しております。希少猛禽類は、風力発電機の設置個所周囲に限らず周辺を広く利用することが可能であると考えられることから、ブレード等への接触に係る影響は低減されているものと考えております。なお、ブレード等への接触に係る予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するため事後調査を実施することとしております。
297	2. 風車の羽根の色について 景観への影響に配慮して、羽根の色をグレーにすることは、反面、鳥類には回転する羽根が認識しづらくなる恐れがあり、バードストライクのリスクが高まることになる。景観への配慮とバードストライク防止が両立しない場所での風車の設置計画は白紙撤回すること。	風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装することにしておりますが、バードストライクについては上記のとおりであり、影響は低減されており、また事後調査を行うこととしております。
298	3. 騒音と低周波音被害について 現在、国内では風車から発生する低周波音による健康被害者が実在するにもかかわらず、環境省が認めていないこと（環境省の指針が正しいとは限らない）を言い訳にして、事業者が被害者の声を聴こうとせず、その実態把握に背を向けていることが問題である。低周波音予防として、夜間の運転停止さえも具体的な対策として示していないことは、人の健康をないがしろにしていると言えるため、計画を白紙撤回すること。予防原則をないがしろにして、重大な健康被害に至った事例がこれまで起こった公害問題であることを忘れてはならない。	風力発電施設から発生する騒音については調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示された指針値以下の結果となっております。超低周波音についても調査、予測及び評価の結果、全ての調査地点において「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196) を大幅に下回っております。また、環境省による指針では、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と示されております。 本事業に関する苦情やご意見等がありましたら、ヒアリング等により状況を把握し、必要に応じて現地調査を実施し、本事業に起因する場合は、対策を講じます。

299	<p>4. 風力発電を環境教育の場として活用することについて</p> <p>事業計画を進めるために、風力発電を環境教育の場と提案すること自体が地元住民への懐柔策であり、不純な活用と言える。森林を伐採し、鳥類に影響を及ぼし、人への健康被害がある風力発電を美化するような教育であってはならない。自然環境や野生生物、人にやさしい場所での風力発電であってこそ「環境にやさしい風力発電」のはずである。利権を求めるために犠牲が起きる宮城気仙沼風力発電事業計画は白紙撤回すること。</p>	<p>本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p> <p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業では、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行うとともに、地域との共生に取組みたいと考えております。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 2-1(163) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
300	発電所建設に反対である。 昔、徳仙丈山から眺めた景色は素晴らしい。すでに風力発電が建設されている場所もあるようだがこれ以上の景観破壊はゴメンこうむる。	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の知見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。
301	気仙沼地方、この一帯の山地は「森は海の恋人」に象徴されるように沿岸の海産物に欠かせない栄養供給源である。一度その環境を破壊すれば回復は不可能と思う。	本事業の実施による森林の伐採は必要最小限にいたします。また、本事業の工事の実施により発生した濁水は沈砂池で濃度を緩和したうえで、周辺の林地に土壤浸透させることで、河川の水質や地下水の水量への影響を低減することとしております。

表 2-1(164) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
302	<p>1. 準備書に記された風力発電機設置場所変更について</p> <p>準備書において初めて設置場所を図示（2.2.6 「特定対象事業の主要設備の配置計画」）したので、市民も具体的に意見を述べることができるところとなった。</p> <p>東急不動産は、「風エネルギー使って風力発電事業を展開するには市民の森が適地である」としている。</p> <p>私は、「市民の森は風力発電所設置場所として適地でない」と述べて来た。最大の反対理由は、</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地に課からないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>準備書に対する住民意見や環境省、経済産業省</p>

<p>事業者が計画している市民の森の南壁斜面が砂防指定地となっており、一帯が真砂土山のことだ。</p> <p>5月14日に開かれた気仙沼市民会館で開かれた説明会においても「風力発電機を市民の森の尾根から南側の砂防指定地に設置してはならない。」と質した。東急の回答は「これから建設場所の土質調査をする」としていた。「真砂土地帯に巨大風力発電所を建設すれば土石流災害の危険が増し納得できない」ので翌日、一関市室根市民センターでの説明会にも参加した。一関市室根市民センターでの参加者は3名だった。</p> <p>室根市民センターでの東急不動産の回答は「これから詳細設計に入る。砂防指定地に計画しても許認可されないから、全ての風力発電機を砂防指定地から外す。」と。</p> <p>私は、耳を疑ったし、狐につままれたようとの感想も述べ、「市民の森尾根の北側に移すのか。」と再質問した。</p> <p>5月28日に予定されている地元（水梨地区）説明会でも「5～6基の設置場所を修正した」説明をするよう求めた。</p> <p>この経緯について、気仙沼市生活環境課長は「そのように考えているようだ。」と泰然と受けとめていた。（5月16日）</p> <p>準備書に記載されている風力発電所設置場所が、「市民の森南壁斜面（砂防指定地）から北壁（砂防指定地を外す）へ移動する詳細設計を考えているのであれば、準備書に記載されている「切土盛土残土量」を含め全てのデータ（騒音・低周波音・振動、水質、風車の影、動物・植物等生態系、景観、自然との触れ合い、廃棄物、放射線量）について見直しをしなければならないことになる。当然、準備書の訂正版を示し市民説明をやり直さなければならない。やり直さないとウソの気仙沼市民説明会のままとなる。</p> <p>尚、5月28日夜に水梨文化館で開かれた説明会でも、準備書に基づいた説明であり私は我慢できず質問した。私の質問への回答で風車の設置場所を変更することを答えた。気仙沼市の環境課長も同席していた。このやり取りを聞いていた参加者から「ウソの説明に3時間も付き合わされたのか」との批判も出された。</p> <p>環境影響評価法第14条第1項及び電気事業法第46条の10の規定により作成された準備書において示した風力発電機の設置場所を尾根を越えて反対側に設置することで詳細設計を考えているならば、準備書の訂正版は当然でないのか。</p> <p>6月9日に東急不動産が開催した気仙沼市議会議員説明会では「準備書p223～p226に記載されている砂防指定地に事業計画変更範囲が影響しないよう修正設計を実施しております。」の記述された補足説明資料が配布された。準備書に係る審査会にも補足説明資料が提出されてしかるべきだ。</p> <p>又、準備書226pの図3.2-23「砂防指定地の指定状況」では、今般の風力発電所が砂防指定地から外れたように図示されているが、南側尾根までが砂防指定地であり、微妙に重なった表示になつ</p>	<p>の審査、関係自治体首長の意見、経済産業大臣勧告を踏まえて事業計画を見直し、再度予測及び評価を行います。その結果を評価書に記載し、公表いたします。</p> <p>今後の準備書に係る審査会においては、砂防指定地を除外して風力発電機を設置するよう事業計画を見直す方針であることを必要に応じて説明いたします。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	ていることを指摘しておく。	
303	<p>2. 風力発電機から発生する騒音・低周波音に関する事項</p> <p>(ア) 風速別の A 特性音響パワーレベル、②規則的な音の変動（スウィッシュ音）③純音成分についてのデータ記述が準備書に引用されているが、「数値は風力発電メーカーより入手した」との但し書きがある。</p> <p>メーカーの記載はない。それでは比較検討できないのではないか。客観的検討をどのように行ったのか不明であり、信用できるデータなのか確認できない。</p> <p>東急不動産は「住居との距離を 1km」としているが、どれだけの音が新たに加わるのか。「風力発電所から発生するアノイアンス（いざい音）」の増加が想定され住民を不安にしている。「音の感じ方は人によって異なる」などの説明では健康被害に無頓着であり納得できない。低周波音についても、内定している機種の場合でどのような数値が示されているのかを準備書に追記すべきだ。</p> <p>「風力発電機から生じる新たな音は、どんな音でどのように聞こえるのか」との説明会での質問に具体的な答えが無かった。</p> <p>又、方法書段階で示された風力発電所と住宅等の離隔距離が、どのように変わったのか準備書に示さないのは不誠実である。</p>	<p>現段階で採用する風力発電機のメーカーは確定していないため、本準備書にはメーカー名を記載しておりませんが、風力発電機の騒音に関するデータはメーカーより入手したものとなります。</p> <p>準備書における風力発電機と最寄り住宅等との距離は約 1.1km ですが、騒音の寄与値は準備書 P514 に記載のとおり、28.7～36.3 デシベルとなります。また、超低周波音の最寄り住宅等における寄与値は、準備書 P570～571 に記載のとおり、49 デシベルとなります。</p> <p>風力発電機から発生する音は、ブレードが回転して空気を切るときのブレードの風切り音（スウィッシュ音）とナセルの回転音が発生いたします。ブレードの風切り音（スウィッシュ音）は周期的にわずかに変動する音で、ナセルの回転音は定常音で発生音が小さいため、一般的に伝搬距離は風切り音（スウィッシュ音）よりも短くなります。</p> <p>評価書において、風力発電機と住宅等までの離隔距離について、方法書段階からの変更に関する事項の記載方法を検討いたします。</p>
304	3. 土地利用について	<p>風力発電所の建設においては、以下のような土地利用が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風力発電機を設置する区域 2. アクセス道路・管理用道路 3. 付帯設備（変電設備等）の設置区域 4. 工事中の仮設施設用地 <p>環境影響評価手続きは事業計画の熟度に応じて段階的に進められるものであり、準備書段階では、1.～4. の大半は市有地となる見込みです。</p> <p>土地利用に関する詳細については、詳細設計に基づき最終的な調整を行い確定していく予定です。</p>
305	4. 景観について	<p>夕方に太陽が沈む方向に本事業の風力発電機が視認されるフォトモンタージュについて、検討いたします。</p>
306	5. 重要な地形及び地質について	<p>環境影響評価における「重要な地形及び地質」については、学術上又は希少性の観点から予測及び評価を行っております。</p> <p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかからないような計画といたします。また、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計</p>

	<p>されている。また、北側は地滑りが多く確認されている。</p> <p>東急不動産は、今般の風力発電計画のために設置した風力観測塔設置工事においてブルドーザーが通過しただけで遊歩道がごちゃごちゃになった経験からも、真砂土に一度手を付けたら大変になることを学んだのではないのか。</p> <p>高さ180mの巨大風力発電所を建設するとなれば地下に30mを超える埋設が不可欠となる。地下30mまで真砂土地帯に手を入れれば土砂災害の危険が増大する。又、将来撤去する場合、地下埋設物を全て撤去できるのか心配である。</p> <p>尚、「施設の配置などの事業計画によっては、直接的な改変により重大な影響が生じる可能性がある。」と方法書で述べながら、準備書の風車設置場所に生かされておらず、結果として「砂防指定地では許認可されない」理由で風車建設場所の変更を余儀なくされている。</p> <p>地質調査のボーリングは、「これから実施する」との説明だが、準備書に記載されている場所ではなく詳細設計で示される新たな場所だという。新たに設計される風車建設場所が、尾根の反対側になれば100~200mの変更となるが、果たして環境評価に耐えられる場所なのか心配である。</p>	<p>画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p> <p>風力発電機の建設にあたり、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、本事業周辺への災害が生じないよう土砂流出防止対策等を講じます。</p> <p>本事業終了後については、風力発電機は基礎等を含め全て撤去し、原状復帰することとしておりますが、具体的には関係機関との協議を踏まえ検討いたします。</p> <p>準備書段階におけるご意見や審査を踏まえ、風力発電機設置位置が変更となる場合は、評価書において改めて予測及び評価を行い、環境保全措置を検討し、環境への影響を低減して参ります。</p>
307	<p>6. 保安林について</p> <p>市民の森は、保健保安林、干害防備保安林、水源涵養保安林等に指定され特に流域の水源を確保してきた。市民の森の尾根に沿って一直線に地下30mを超える掘削をした場合、水源にどのような影響を与えるのか調査も予測もまして評価もしていない。</p> <p>管理者である宮城県森林整備課と「保安林について継続的に協議を実施し、事業計画の検討を行った。」との記述があるだけだ。</p> <p>水源確保について準備書への記述が不足している。</p>	<p>本事業の実施は、集水域の環境改変とはならぬいため、天候不順以外においては、河川等の流量が変わることはないと考えております。また、風力発電機の建設に伴う改変は、尾根上的一部に限られております。風力発電機設置位置付近で詳細な地質調査を実施し、地下水脈を分断する深さまで改変を行わないよう注意深く工事計画を策定し、周辺の湧水や地下水に影響が出ないようにいたします。</p> <p>保安林について、環境影響評価とは別途行う宮城県の手続きにおいて、林地開発及び盛土規制法等の許可を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれております。</p> <p>風力発電機の建設にあたっては、尾根上に基礎を打つため、住居地域のように、地下水の水源となるような大量の地下水が存在することは想定していません。今後実施するボーリング調査において、地盤調査を行うこととしておりますが、仮に地下水が存在する層が確認された場合には地下水の流れを確保するような一般的な工法を採用することで、地下水に影響が及ばないよう対策を講じます。</p> <p>水源への影響については、評価書においてお示すようにいたします。</p>
308	<p>7. バードストライクについて</p> <p>鳥類の調査結果について「対象事業実施区域及びその周辺で確認された希少猛禽類は、ミサゴ、ハチクマ、クマタカ、イヌワシ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオワシ、オジロワシ、サシバ、ノスリ、チゴハヤブサ、ハヤブサの13種であった。」と述べている。</p> <p>風力発電所は、1.8kmの範囲に直径158mの風車8基を建設予定であり、風車の間をすり抜けるこ</p>	<p>希少猛禽類については、2営巣期の現地調査を実施し、年間予測衝突数については、定量的に算出しております。希少猛禽類は、風力発電機の設置箇所周囲に限らず周辺を広く利用することが可能であると考えられることから、ブレード等への接触に係る影響は低減されているものと考えております。なお、ブレード等への接触に係る予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するため事後調査を実</p>

	<p>とが難しい間隔となり、バードストライクの危険性が高まっているではないのか。環境省モデルなどの比ではなく危険性がある。</p> <p>現に「鳥類の重要な種への影響予測＜クマタカ＞」の準備書の「ブレード等への接触」中で、「現地調査結果から、このような行動はいずれの風力発電においても確認されていないことから、影響は低減されるものと考えられる。しかしながらこれらの予測には高い不確実性が伴うと考えられる。従って事後調査として稼働後のクマタカの飛翔状況並びにバードストライクに係る調査を実施し、稼働後の実態調査に努め、その結果に応じて適切に追加的な環境保全措置を講じることで、ブレード等への接触に係る影響の低減を図る考えである。」との訳の分からぬ記述は、バードストライクを認めていることではないのか。</p> <p>又、渡り鳥のルートになっていることを現認しているならば、編隊飛行してくる渡り鳥が、風力発電機を目の前にしてパラけて飛ぶことが可能だと評価なのか。バードストライクを覚悟した評価なのか。</p>	<p>施することとしております。</p> <p>バードストライクについては、何かしらの種は衝突する可能性があると推測します。</p> <p>衝突数の数字は算出モデルを用いた予測値であり、予測には不確実性を含んでいることから、稼働後の実態と異なる可能性があります。</p> <p>しかしながら、バードストライクの予測については、環境省モデルや由井モデルが現状では最善の鳥類衝突算出モデルであり、環境アセスメントではこれらのモデルを用いた希少猛禽類や渡り鳥への影響予測・評価が求められています。</p> <p>その上で、バードストライクの影響を極力低減できるよう、予測を踏まえた事業計画としておりますが、予測には不確実性が伴うことから事後調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、追加の環境保全措置を検討いたします。</p>
309	<p>8. 人と自然との触れ合い活動の場について</p> <p>東急不動産の計画は、詳細設計でどのように変更されるのかは不明だが、準備書に示されたのは、市民の森遊歩道を被っている場所が多い。遊歩道を歩く市民が、巨大風力発電所を眺めることを余儀なくされたのでは、自然との触れ合いを感じることはできない。市民の森遊歩道利用者の予測、評価が記されていない。</p> <p>秋田での事故を考えると、風車の飛散や倒壊の危険を避けるための安全対策を求められるが、準備書の中では、予測さえ行っていない。追加でも準備書に書き込むべきだ。</p> <p>又、法面の切土した場所に種子吹付けを行うとしているが、貴重な植物群落にどのような種子を吹き付けるのか、最も激しい自然破壊を行うことになるのではないか。</p>	<p>「市民の森」につきましては「公園エリア」の一部で風力発電機が稼働する予定としておりますが、「徳仙丈山エリア」は引き続きツツジ等を楽しむ散策エリアとしてご利用いただくことが可能であり、「公園エリア」の北側ではエネルギー・環境教育の拠点として活用いただけるよう整備する方針です。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>「市民の森」の予測及び評価について、関係機関への聞き取りを実施するとともに、複数回に渡る現地調査を行い、利用実態を把握の上、予測・評価を実施しておりますが、ご指摘も踏まえ引き続き情報収集を行い、皆様によりご理解いただけるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、事故等を防止するため</p> <p>本事業についても法令に基づき安全な管理を行つてることを評価書に記載いたします。</p> <p>種子吹付け工に用いる種子の植物種は、防災面を期待できる種や周辺環境に適した極力侵略性が低い種、遺伝子的攪乱のおそれがある種を使用する考えです。「第2章 表2.2-3 種子吹付け工に用いる種子の植物種（予定）」では種子吹付け工に用いる種子の植物種に外来種を含めておりますが、専門家の指導や関係機関等との協議を踏まえて最終的に決定いたします。</p>
310	<p>9. 9205 筆の反対署名について</p> <p>東急不動産は「風という自然エネルギーに優れる市民の森において風力発電事業」を推進したいという強い思いが先行して、市民の心配や不安に寄り添った準備書になっていないように感じた。9205 筆の反対署名について全く見ていないような準備書を示されたのでは、市民として馬鹿にされ</p>	<p>本事業に対する署名については承知しております。準備書では、対象事業実施区域及びその周囲における生活環境及び自然環境の調査を実施し、環境への影響の予測及び評価を行いました。その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減する計画としております。</p>

	<p>たとしか受け取らない。「建設在りき」の準備書では、地域共生協議会の賛同を得られる見込みが立たないのではないか。</p> <p>冒頭にも述べたが、準備書の改訂版を作成し、市民説明会をやり直すべきだ。</p>	<p>準備書に対していただいたご意見や県及び国の審査の結果を踏まえ。今後事業計画を検討し、改めて予測及び評価を行います。その結果を評価書に記載し、公表いたします。</p> <p>今後とも地元の住民の皆様に対しては、事業について丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。</p>
311	<p>10. 詳細設計の考え方について</p> <p>準備書の段階で未だに詳細設計がされていないことには驚いた。方法書への意見でも「最小値の考え方」を指摘したが、回答は示されていない。準備書を示した後で、詳細設計を実施して準備書との相違が大きくなれば市民説明が嘘になってしまう。</p> <p>例えば、風力発電所の概要つまり、定格出力を6100kWと準備書で示しながら4300kWにするなどの変更とか、基数を8基から4基に変更ともなれば、何のために1400ページにわたる準備書を読み込んだのかさえ無意味になってしまう。単に気仙沼風力発電の問題ではなく、東急不動産の企業本質として問われかねない。</p>	<p>上記のとおり、準備書に対していただいたご意見や県及び国の審査の結果を踏まえ。今後事業計画を検討し、改めて予測及び評価を行います。その結果を評価書に記載し、公表いたします。</p>
312	<p>11. 電力発電所の土地利用について</p> <p>風車ヤードを1基当た 0.64ha と述べているが、風車の直系が 158m であるならば、最低でもその真下は風車ヤードとしなければ落下事故対策として不十分でないのか。又、建設資材搬入道路拡幅分の土地利用計画が不明確であり、土地利用全体を過小見積もりしているように思われる。</p>	<p>風車ヤードについては、風力発電機の設置及び管理に必要な面積としております。</p> <p>当社の風力発電事業においては電気事業法に基づく法令点検を行っており、本事業についても法令に基づき安全な管理を行い、事故等を防止するよう計画して参ります。</p> <p>大型部品（風力発電機等）を輸送するための道路の拡幅は必要最小限とし、可能な限り影響を低減いたします。</p>
313	<p>12. 動物について</p> <p>人間に聞こえない音であっても動物には聞こえる音、低周波音、振動についての予測、評価が準備書で欠落している。</p>	<p>風力発電施設の稼働による低周波音や振動と野生動物の行動に係る知見や予測及び評価の手法が現時点ではありませんが、今後も知見の収集に努め、実行可能な範囲で野生動物への影響を回避又は可能な限り低減する計画です。</p>
314	<p>13. 火災について</p> <p>5月28日、水梨文化館での説明会で「火災対策はどうなっているのか。風力発電機の火災から山火事になる心配はないのか。」との質問が出された。改めて風力発電機と山林との離隔をはじめ山火事防止の予測、評価を求めたい。</p>	<p>風力発電機には温度上昇や回転異常を監視するシステムを導入し、異常を検知した場合は即時に運転を停止する仕組みとなっています。また、消防設備の設置や防火帯の確保など、地元消防署と協議の上、必要な火災対策を検討いたします。</p>
315	<p>14. 「配慮が必要な施設」について</p> <p>「配慮が必要な施設」として列挙されている。それぞれの施設にとって何に配慮を求められているのか、又、配慮書の記述を準備書に繰り返すだけでは誠意ある対応とは言えない。</p>	<p>「配慮が必要な施設」とは、「発電所に係る環境影響評価の手引き（経済産業省）」において、対象事業実施区域及びその周囲の学校、保育所、病院、診療所の位置及び主要な住宅地の位置等を記載することが求められています。その上で、「配慮が必要な施設」に関して、本事業による騒音及び風車の影の影響を予測及び評価を実施し、「第10章 10.1.1 大気環境、10.1.2 水環境」に記載いたしました。</p>

表 2-1(165) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
316	自然公園の価値を毀損する恐れ、景観破壊の恐れ、土砂災害の恐れ、生態系攪乱の恐れがあることから本事業の撤回を求める。	風力発電機の視認の程度については、「鉄塔の見え方」の見において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けな

	<p>■県立自然公園気仙沼</p> <p>対象事業実施区域は県立自然公園気仙沼内にあります[図 3.2-18]。ここに風車のように可動部を持つ巨大な建造物を多数設置することは、自然公園としての価値を毀損します。</p> <p>自然公園法から引用します。</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>い」とされる視野角を下回り、NEDO の知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ります。風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装する等の環境保全措置を講じることで実行可能な範囲内で景観への影響の低減が図られていると考えております。</p> <p>また、地形や既存道路を活用して改変面積を最小限にするとともに法面に種子吹付を行うことで修景を図ります。</p>
317	<p>■熊山遊歩道</p> <p>気仙沼市民の森には熊山遊歩道があります。この遊歩道は散策路としてとても価値のあるものです。渡戸山から熊山に至る遊歩道が調査されない理由はなんでしょうか[表 10.1.8-1(1-1)]。この遊歩道は本事業により実質的に廃道にならざるを得ないではありませんか。仮に残されるとしても、この遊歩道を利用する人は風車の真下を何度も通る感覚を持つはずです。また、一様に緑化された法面を見ることになり、今の多様性に富んだ植生を楽しむことはできなくなるはずです。この損失は正しく評価されなければならないと考えます。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、「市民の森」につきましては、関係機関への聞き取りを実施するとともに、複数回に渡る現地調査を行い、「徳仙丈山」エリアはツツジ等を楽しむ散策エリアとして機能していること、「熊山」周辺のエリアは植樹等の活動が行われているエリアとして機能していることを確認しておりますが、北側のエリアは近年、「渡戸山」の四阿を含め老朽化が見られ、遊歩道を含め利用は減少傾向にあると認識しております。</p> <p>事業計画の策定にあたっては、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた上で、「公園エリア」の北側をエネルギー・環境教育の拠点として整備し、遊歩道を含め、他のエリアとともにご活用いただけるような整備を検討しております。</p> <p>さらに地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p> <p>本事業により法面は緑化いたしますが、周辺には今までの植生が残されており、植生を楽しむこともできるものと考えております。</p>
318	<p>■羽田地区からの景観</p> <p>眺望点として赤岩羽田地区から羽田バス停を選んでいますが、この場所は適当ではありません。羽田地区の最も奥まった場所に羽田神社があります。羽田神社は奈良時代開創といわれる古社であり、人々から信仰の対象として大切にされてきた場所でしょう。羽田バス停から羽田神社に至る道に、風車が配置される予定の渡戸山から熊山に至る稜線を広角に臨める場所があります。最も良く見える場所を選んで追加してください。</p>	<p>地元の皆さまがイメージしやすい拠点施設から予測を実施いたしましたが、いただいたご意見を踏まえ、評価書においては羽田神社付近を予測地点とすることを再検討いたします。</p>
319	<p>■徳仙丈山からの景観</p> <p>景観の環境保全措置として以下記述があります[要約書 p. 85]。</p> <p>気仙沼市のHP及びポスターに掲載されている「徳仙丈山」からの写真範囲に風力発電機が位置しないような配置とした。</p> <p>これは果たして環境保全措置でしょうか。徳仙丈山からは風車が複数見えるはずです[図 10.1.7-3(5-1)]。ポスターの景観を見たくて徳仙丈山を訪れる人はどう思いますか。</p>	<p>徳仙丈山の第一展望台から眺望が得られる範囲のうち、HP 及びポスターに採用されるアングルが主に眺望される範囲であると考え、気仙沼市の HP 及びポスターに掲載される写真範囲に風力発電機が位置しないような配置とし、風力発電機は周囲の環境に馴染みやすいように彩度及び明度を下げた環境融和色（グレー系）に塗装することで、影響の低減が図られています。</p>
320	<p>■砂防指定地</p> <p>風車が配置される予定の渡戸山から熊山に至る稜線の南側斜面は砂防指定地です[図 3.2-23]。この</p>	<p>現在の事業計画では、改変区域の一部が砂防指定地にかかっておりますが、今後改変区域が砂防指定地にかかるないような計画といたします。ま</p>

	<p>稜線に風車が配置される計画です。取付け道路や風車ヤードを設けるために、大規模に樹木を伐採し土地を改変する計画です[図 2.2-3(1)～(3), 図 2.2-4(1)～(3)]。土砂災害の誘因となる危険な改変であると考えます。</p>	<p>た、この他にも本事業の準備書手続きにおいて、住民の皆様のご意見や県や経済産業省の審査会でのご意見、県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえて、事業計画を見直し環境への影響をさらに低減することを検討いたします。変更した事業計画については、今後の評価書においてお示しいたします。</p>
321	<p>■重要な自然環境のまとまりの場</p> <p>対象事業実施区域は、県立自然公園気仙沼内にあり、宮城県自然環境指針 1) では保全エリア I に指定されています[図 3.1-38(1), (3)]。保全エリア I とは「生態系ネットワークの中心となる地域」のうち「最も重要な地域であり、保護・保存的な位置づけの強いエリア」です[表 3.1-42]。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。この連続した地域は「生態系ネットワーク」と呼ばれます。気仙沼市民の森は「生態系ネットワーク」の重要な位置にあります。</p> <p>特に、動物相に対する風車の影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、騒音、振動、気流の乱れが人間以外の動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>1) 宮城県自然環境保全方針 https://www.pref.miyagi.jp/documents/24085/4942.pdf</p>	<p>生態系ネットワークを分断させるような風力発電施設の稼働による低周波音や振動と野生動物の行動に係る知見や予測及び評価の手法が現時点ではありませんが、今後も知見の収集に努め、実行可能な範囲で野生動物への影響を回避又は可能な限り低減する計画です。</p>
322	<p>■自然公園内の緑化</p> <p>取付け道路や風車ヤードの法面は緑化される計画です。自然公園内のこの緑化には違和感を覚えます。機能性が重視され、自然植生の持つ多様性とはかけ離れたものだからです。種子吹付け工に用いる植物種の選定は、自然公園の植生を攪乱しないように細心の注意を払ってください。表 2.2-3 のトールフェスクなどは要注意外来生物に指定されていたと記憶します。「自然公園における法面緑化指針」2)の目的や理念に沿って施工してください。</p> <p>2) 環境省「自然公園における法面緑化指針」の策定について https://www.env.go.jp/press/101554.html</p>	<p>種子吹付け工に用いる種子の植物種は、防災面を期待できる種や周辺環境に適した極力侵略性が低い種、遺伝子的攪乱のおそれがある種を使用する考えです。準備書第 2 章では種子吹付け工に用いる種子の植物種に外来種を含めておりますが、専門家の指導や関係機関等との協議を踏まえて最終的に決定いたします。</p> <p>以上</p>

表 2-1(166) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
323	<p>事業地の選定そのものに無理があったと考えます。</p> <p>準備書によると、「市民の森（公園エリア）」中核部である渡戸山を挟んだ東西の稜線に巨大な風力発電機計 8 基を設置する計画となっています。再生可能エネルギーの重要性は理解しますが、なぜよりもよって、昭和 48 年の開設から 50 年を</p>	<p>当社は、地域のみなさまと共に再生可能エネルギーの導入を地域のまちづくりに活かしていくための取組みを実施していきたいと考えております。</p> <p>本事業においては、「市民の森」について風力発電事業とともに周辺整備を行い、併せて将来世代の自然とエネルギーの教育の場の拠点とする計画</p>

<p>超える歴史を持つこの場所を選定したのでしょうか？</p> <p>人々がふるさとの山の自然や景観に親しむ場、憩いの場、レクリエーションの場のまさに中核部に計画どおりの開発がなされた場合、これまで多くの人が関わって維持されてきた「市民の森」の価値、気仙沼市長が方法書に対する意見のなかで言及している「静謐環境における利用を前提とした活動」の場としての価値が不可逆的に損なわれます。そのような事態が望まれていないことは、計画中止を求める署名の集まりを見ても明らかです。</p> <p>環境保全措置の一項目として、準備書では「エネルギー・環境教育の拠点」としての活用をあげていますが、「静謐環境における利用を前提とした活動」にまったくそぐわない上に、熊山の西側には既存の風力発電施設があり、新たに巨大な風力発電機を8基も設置していただく必要はまったくありません。</p> <p>ひろく市民の共有財産である「市民の森」の価値を永久に棄損するような開発を、御社のような社会的に名も影響力もお持ちの大企業が、詭弁を弄す、あるいは力を行使して無理強いするようなことは決してないと信じておりますが、企業の社会的責任の原点に立ち返り、土地に暮らす人々の想いを蔑ろにしてまで事業を推進することのないよう、事業地選定の段階にまで遡って広く市民から意見を募っての再検討をなされねばならないと意見させていただきます。</p>	<p>を考えております。</p> <p>今後、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、風力発電機の稼働後も皆様にご利用いただける場となるよう検討いたします。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

[別紙 1]

○日刊新聞紙における公告

河北新報、三陸新報、岩手日報、岩手日日新聞（令和7年4月16日（水））

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

広報けせんぬま令和7年4月号 (No. 387)

K-information 暮らしの情報

*団=問い合わせ先　田=申し込み先　気仙沼市の市外局番 0226

都市ガス機器などの点検調査を実施します

市ガス課では、都市ガスをより安全に使用していただくため、ガス設備などの保証検査を実施しています。調査員は身分証を携帯した調査員が行います。調査員が訪問した際には必ず協力をお願いします。

点検調査回数回 / 4回から来年3月まで
A) のうち前回調査後3年を超過する利用者

点検調査内容

- ①消費機器設置状況調査
ガス機器及び正しく設置されているか
- ②配管状況調査
ガス配管の腐食、ガス栓の状態、ガス漏れはないか
- ③消費機器給排水設備調査
排水栓、換気扇などが正しく設置されているか

■ガス課事業推進係
 ☎ (22) 7090

令和7年度固定資産の価格が決定しました

内閣へ土地や家屋を所有する納税者が、その価格が適正かどうか、固定資産課税

「(仮称) 間城気仙沼風力発電事業」の総賛のお知らせ

東急不動産株式会社が計画している「(仮称) 間城気仙沼風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測お

●都市ガス機器などの点検調査を実施します

●期間 / 4月1日(火)から6月2日(日)まで(土・日・祝日を除く)

●対象 / 固定資産税の納税者または同一世帯の親族、納税代理人(それ以外の方は納税者の親族が必要です)※委任状の様式は、市公式サイトからダウンロードください。

●申込方法 / 税務課、唐桑・本荘役場所へ提出・大崎田原所へ提出

●持参されるもの / 【納税者】本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 【代理】委任状、代理人の手書き(無料)

●税務課 固定資産税係
 ☎ (22) 3405

●環境影響評価準備書

●期間 / 来年3月31日まで
 ●委託業者 / 第一環境株式会社 東北支店 ☎ 23-2561
 ●工務課 給水管理係 ☎ 23-2562

●環境影響評価準備書についての説明会 / 5月14日(水)午後6時から市民会館 中ホールで開催します。

●水道管の漏水調査にご協力ください

市では現在、昼夜にわたり市内全域の漏水調査を行っています。昼間については民有地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いします。なお、この調査は市の認可と身分証明書を携行した委託業者の社員が行い、料金をいただくことはありません。

●調査期間 / 来年3月31日まで
 ●委託業者 / 第一環境株式会社 東北支店 ☎ 23-2561
 ●工務課 給水管理係 ☎ 23-2562

●環境影響評価準備書についての説明会 / 5月14日(水)午後6時から市民会館 中ホールで開催します。

●申込みください。

●委託料 / 無料(テキスト代別)

●会場 / 市場前庁舎2階会議室3・4(au)
 ☎ (24) 2422
 ☎ taishihiroi@kosennuma.miyagi.jp

●対象 / 日本国語を母国語しない外国人の者
 ●申込方法 / 参加を希望する方は、電話かメールでお

○インターネットによる「お知らせ」
東急不動産株式会社 ホームページ

The screenshot shows the ReENE website's homepage with a green navigation bar at the top. The bar includes links for 'トップ' (Top), 'ReENEとは' (What is ReENE?), '事業紹介' (Business Introduction), 'ポートフォリオ' (Portfolio), '新たな戦略' (New Strategy), '地域との共生' (Coexistence with the Community), 'お知らせ' (Announcement) in a green box, and 'お問い合わせ' (Contact Us) with an envelope icon.

The main content area has a light green background and features the word 'お知らせ' (Announcement) in large, bold, black font.

◀ 一覧へ戻る

2025年4月16日

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧について

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表いたします。

※ダウンロード及び印刷することはできません。

準備書の公表

表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 方法書についての意見と事業者の見解
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第10章 環境影響評価の結果
10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
10.1.1 大気環境
10.1.2 水環境
10.1.3 その他の環境
10.1.4 動物
10.1.5 植物
10.1.6 生態系
10.1.7 景観
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場
10.1.9 廃棄物等
10.1.10 放射線の量
10.2 環境の保全のための措置
10.3 事後調査
10.4 環境影響の総合的な評価
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第12章 その他環境省令で定める事項
資料編
要約書

準備書及び要約書は、令和7年4月16日(水)から5月26日(月)までご覧いただけます。

ただし、ダウンロード及び印刷することはできません。

準備書の縦覧

縦覧場所

- ・宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課
- ・気仙沼市役所ワン・テン庁舎2階交流プラザ
- ・気仙沼市役所唐桑総合支所
- ・気仙沼市役所本吉総合支所
- ・一関市役所環境部生活環境課
- ・一関市役所室根支所

縦覧期間

令和7年4月16日(水)から5月26日(月)まで

※各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただきか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。
意見書用紙は「[こちら](#)」からダウンロードしてください。

郵送受付期間

令和7年4月16日(水)から6月9日(月)まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和7年4月16日(水)から6月9日(月)まで

縦覧場所の意見書投函期間

令和7年4月16日(水)から6月9日(月)まで(各施設の開庁日及び時間に準じます。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社

インフラ・インダストリー事業ユニット 環境エネルギー事業本部

環境エネルギー事業第二部 担当者:龍崎

電話 03-6455-2690(土・日曜日及び祝日を除く、9時30分から18時まで)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

住民説明会の開催

準備書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- ・ 気仙沼市民会館 中ホール(宮城県気仙沼市笹が陣4-2)
令和7年5月14日(水) 18時より
- ・ 一関市室根市民センター 集会室(岩手県一関市室根町折壁大里201-1)
令和7年5月15日(木) 18時より

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)



ReENE >>

ReENEとは	事業紹介	ポートフォリオ	新たな戦略	地域との共生	お知らせ
ReENE とは	再生可能エネルギー事業	ポートフォリオサマリ	営農型太陽光発電	地域に根差した発電所づくり	すべて
OUR AMBITIONS		国内発電事業(稼働済)	PPAモデル		プレスリリース
OUR PURPOSES	フォーカス物件	国内発電事業(開発中)	電力小売事業	ReENE ÉCOLE	メディア掲載
OUR ACTIONS	事業拡大への取り組み		蓄電池事業	TENOHA	
			洋上風力発電事業	省庁や業界団体	その他
			海外事業	REASP	お問い合わせ
				FOURE	サイトマップ
				環境省との対談	関連リンク



会社概要 個人情報保護方針 サイトのご利用について
© TOKYU LAND CORPORATION. All rights reserved.

宮城県のウェブサイト



トップページ > くらし・環境 > 環境・エコ・エネルギー > 環境政策 > 環境影響評価について > お知らせ > (仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 (環境影響評価準備書)

LINEで送る シェアする ポスト 握載日：2025年4月16日

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 (環境影響評価準備書)

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

環境影響評価準備書

| 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東急不動産株式会社

代表者：代表取締役 星野 浩明

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

| 対象事業の名称、種類及び規模

名称：(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業

種類：風力（陸上）

発電設備出力最大48,800kW（単機出力6,100kW × 最大8基）

発電所出力が43,000kWを超えないよう出力制御を行う。

| 対象事業が実施される区域

宮城県気仙沼市

| 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

宮城県気仙沼市、岩手県一関市

重要なお知らせ

- > 米国の追加関税措置に伴う相談窓口を設置しました
- > 【注意喚起】県職員をかたる署名電話にご注意ください
- > 令和6年能登半島地震にかかる特設ページ
- > 【注意喚起】蔵王御釜「馬の背カルデラ」立入禁止
- > 【通報先】斜面や渓流の異常・土砂災害

[重要なお知らせ一覧 >](#)

こちらのページも読まれています

- > 環境影響評価について
- > (仮称)宮城気仙沼風力発電事業
- > 環境対策課
- > 宮城県環境影響評価技術審査会
- > 環境影響評価実施状況一覧（手続中）

同じカテゴリから探す

| 縦覧

1. 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町3-8-1）

気仙沼市役所ワン・テン庁舎2階交流プラザ（宮城県気仙沼市八日町1-1-1）

気仙沼市役所唐桑総合支所（宮城県気仙沼市唐桑町馬場181-1）

気仙沼市役所本吉総合支所（宮城県気仙沼市本吉町津谷館岡10）

一関市役所環境部生活環境課（岩手県一関市竹山町7-2）

一関市役所室根支所（岩手県一関市室根町折壁字八幡沖345）

2. 縦覧期間

令和7年4月16日（水曜日）～令和7年5月26日（月曜日）

土・日・祝日除く。

3. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4. インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和7年4月16日（水曜日）から令和7年5月26日（月曜日）までご覧いただけます。

URL : <https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma3.html> (外部サイトへリンク) (別ウインドウで開きます)

5. 意見の提出

「環境影響評価準備書」について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

事業名称

氏名及び住所

環境影響評価準備書についての環境の保全の見地から意見（意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

令和7年6月9日（月曜日）まで（郵便の場合は当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

下記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ

事業所名：東急不動産株式会社 インフラ・インダストリー事業ユニット

環境エネルギー事業本部 環境エネルギー事業第二部

【説明会の開催】

日時：令和7年5月14日（水曜日） 18時から

場所：気仙沼市民会館 中ホール（宮城県気仙沼市笹ヶ陣4-2）

日時：令和7年5月15日（木曜日） 18時から

場所：一関市室根市民センター 隆会室（岩手県一関市室根町折壁大里201-1）

| お問い合わせ先

住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ

事業所名：東急不動産株式会社 インフラ・インダストリー事業ユニット

環境エネルギー事業本部 環境エネルギー事業第二部

担当者名：龍崎

担当者連絡先：03（6455）2690（土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで）

メールアドレス：TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

お知らせ

>

▶ 環境影響評価図書の公表状況

▶ (仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 (環境影響評価準備書)

▶ 宮城県環境影響評価技術審査会開催のお知らせ

▶ 環境影響評価条例等の一部改正案に対する御意見の募集結果について

▶ 環境影響評価条例等の一部改正に係る意見募集の結果について

[別紙 4-3]

お問い合わせ先 環境対策課環境影響評価班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側 お問い合わせフォーム >

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください このページの情報は役に立ちましたか? <input type="radio"/> 1: 役に立った <input type="radio"/> 2: ふつう <input type="radio"/> 3: 役に立たなかった このページの情報は見つけやすかったですか? <input type="radio"/> 1: 見つけやすかった <input type="radio"/> 2: ふつう <input type="radio"/> 3: 見つけにくかった 送信 >

目的から探す

 助成・融資・支援	 申請・手続き	 資格・試験	 施設
 許認可・届出	 計画・施策	 条例・制度	 イベント・会議・募集
 統計情報	 デジタルみやぎ	 相談窓口	 パブリックコメント



自然や歴史・文化から、食や暮らしに至るまで。
あなたにとてききとプラスになる、色とりどりのお話がここにはあります。

PROGRESS MIYAGI

富県躍進!持続可能な未来のための
8つの「つくる」

INFORMATION RETRIEVAL

このページに知りたい情報がない場合は

 目的から探す	 分類から探す	 組織から探す	 事業者の方へ
キーワードから探す <input type="text" value="Q Google 提供"/> <input type="button" value="検索"/> <small>①検索の仕方</small>			

^
ページの先頭に戻る

> リンク・著作権・免責事項

> ウェブアクセシビリティへの記述

> ホームページ金般に関する情報

> サイトマップ

> 個人情報保護

> 広告掲載に関する情報

> はじめての方へ

 宮城県公式Webサイト 法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話番号：022-211-2111
(受付時間 8時30分～17時15分)

[県庁への行き方 >](#) [県庁県民駐車場 >](#)

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved.

岩手県のウェブサイト

岩手県 おでんせ、いわて!

IWATE PREFECTURE

SELECT LANGUAGE | Google 検索 | ページ番号検索 | 使い方

県政情報 | くらし・環境 | 産業・雇用 | 県土づくり | 教育・文化 | 震災復興

現在の位置: トップページ > くらし・環境 > 環境 > 環境保全 > 環境影響評価手帳状況 > 環境影響評価図書のお知らせ > 事業者による縦覧中の環境影響評価図書 > (仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧について

(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧について

ページ番号1083443 更新日 令和7年4月16日

印刷 大きな文字で印刷

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

縦覧状況

実施事業者 東急不動産株式会社

縦覧場所 宮城県庁行政庁舎13階環境生活部環境対策課
気仙沼市役所:ワン・テン庁舎2階交流プラザ、唐桑総合支所、本吉総合支所
一関市役所:環境部生活環境課、室根支所

縦覧期間 令和7年4月16日(水曜日)~5月26日(月曜日)まで (注)土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日

縦覧時間 各施設の開庁日及び時間に準ずる。

その他 下記リンクからも図書を御覧いただけます。
 ① 東急不動産株式会社(外部リンク)

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号:019-629-5269 フax番号:019-629-5364
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

前のページへ戻る トップページへ戻る 表示 PC スマートフォン

岩手県庁

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号:019-651-3111(総合案内)

● 岩手県へのアクセス

© 2024 Iwate Prefectural Government.
再配されている情報は、著作権法上認められた場合を除き、
無断で複製・転用することはできません。

岩手県立図書館 | 岩手県立美術館 | 岩手県立博物館

[別紙 6]

気仙沼市のウェブサイト

音声読み上げ Foreign Language 背景色 黒 白 黒 文字サイズ 小 中 大

 気仙沼市
KESENNUMA CITY

暮らしの情報 Living Guide 企業・入札情報 Business & Tenders Information 市の紹介・市政情報 About Kesennuma & Municipal Gov't.

安心・安全 くらし・手続き 健康・福祉 教育・文化・スポーツ 市の施設

Google 提供 検索 ▶ 検索方法について

トップページ > らしの情報 > くらし・手続き > 環境・衛生 > 再生可能エネルギー > (仮称) 宮城気仙沼風力発電事業にかかる「環境影響評価準備書」縦覧のお知らせ

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業にかかる「環境影響評価準備書」縦覧のお知らせ

更新日 : 2025年4月16日

東急不動産株式会社が計画している「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査・予測および評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧と説明会が下記のとおり実施・開催されます。

【意見受付】
環境影響評価準備書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載のうえ、縦覧場所の意見箱へ投函いただくか、下記へ郵送またはメールで提出してください。

■縦覧期間／
令和7年4月16日（水曜日）から令和7年5月26日（月曜日）まで

■縦覧場所／
気仙沼市役所ワン・テン庁舎交流プラザ、唐桑総合支所、本吉総合支所、県環境対策課

■縦覧書類／
(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書

■意見受付期間／
令和7年4月16日（水曜日）から令和7年6月9日（月曜日）まで
(郵送の場合当日消印有効)

■環境影響評価準備書についての説明会／
日時：令和7年5月14日（水曜日）午後6時
場所：気仙沼市民会館中ホール

■意見提出及び問い合わせ先／
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社インフラ・インダストリー事業ユニット
環境エネルギー事業本部環境エネルギー事業第二部
担当：龍崎
電話：03-6455-2690（平日午前9時30分から午後6時まで）
メール：TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp（注意）●を@に置き換えてください。

関連リンク

▶ インターネットによる公表（東急不動産風力発電事業HP）（外部サイトにリンクします）

このページに関する問い合わせ先

市民生活部 生活環境課 環境政策係
電話番号：0226-22-3417

■メールでお問合せ

このページに関するアンケート

※ このページは見つけやすかったですか？
○見つけやすかった ○ふつう ○見つけにくかった

このページの内容は分かりやすかったです？
○分かりやすかった ○ふつう ○分かりにくかった

送信

ウェブ・アクセシビリティについて | このサイトについて | サイトマップ



気仙沼市役所

郵便番号：988-6501 富城奥気仙沼市八日町1丁目1番1号
電話番号：0226-22-6600 フックス番号：0226-24-3566
開館時間：8時30分から17時15分まで（土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日を除く）

> 気仙沼へのアクセス > 庁舎案内 > 組織一覧 > 施設案内
> オンラインサービス 電子申請・申請書等ダウンロード
> よくある質問集 FAQ

■メールでお問合せ

Copyright © Kesennuma City All Rights Reserved.

一関市のウェブサイト

やさしい日本語
ひらがなをつける

一関市
ICHINOSEKI CITY

読み上げ 読み上げ設定 文字サイズの変更 検索 大 最大

言語を選択 サイト内検索 サイト内検索

ホーム 生活・環境 健康福祉 教育・生涯学習・スポーツ 産業振興 観光・歴史・文化 消防防災・災害 施設案内 市政情報

現在位置：生活・環境 > 地球温暖化対策 > 事業用再生可能エネルギー発電設備の設置について > 「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業」の「環境影響評価準備書」の総覧について 印刷

「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業」の「環境影響評価準備書」の総覧について

宮城県気仙沼市で計画されている「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業」の「環境影響評価準備書」について、当市が請けていることから、東急不動産株式会社の依頼を受け下記のとおり総覧を行います。

対象事業について

名称：(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業

種類：風力（陸上）

規模：発電設備出力最大48,800kW（単機出力6,100kW×最大8機）

※発電所出力が43,000kWを超えないよう出力制御を行う。

対象事業実施区域：宮城県気仙沼市

こんにはー聞AIです。なにをお調べでしょうか？

総覧

1) 期間・時間

令和7年4月16日（水）～5月26日（月）
午前8時30分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く）

【電子総覧】

令和7年4月16日（水）～5月26日（月）
期間内であれば時間指定はありません

2) 場所

本庁生活環境課窓口 及び 室根支所市民福祉課窓口

【電子総覧】

東急不動産株式会社のホームページから方法書を閲覧することができます
(総覧の開始日午前0時から掲載予定です)

URL:<https://tokyu-reene.com/news/miyagikesennuma3.html>

意見書の提出方法

「環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にて事項をご記入のうえ期日までに意見書をお寄せください。

郵送または電子メールで東急不動産株式会社まで送信いただき、総覧場所に備え付けの意見書箱に投函ください。

1) 提出期限

令和7年6月9日（月） 郵送の場合は当日消印有効

意見書箱での受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで

2) 記載事項

- 提出対象である準備書の名称（「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書」）
- 住所

環境影響評価準備書についての説明会

令和7年5月15日（木）午後6時00分から一関市茎根市民センターで開催します。

問い合わせ先

- ▶ 風力発電事業の環境影響評価準備書の内容等について

東急不動産株式会社 インフラ・インダストリー事業ユニット 環境エネルギー事業本部

環境エネルギー事業第二部 担当者：龍崎

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

電話番号 03-6455-2690（代表）

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

（土・日・祝日を除く9時30分から18時まで）

- ▶ 線覧場所及び意見書の提出方法等について

一関市市民環境部 生活環境課 環境企画係

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-8331

このコンテンツに関するキーワード [環境](#)

生活環境課/環境企画係、環境衛生係、市民生活係、放射線対策係

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

電話番号：環境企画係0191-21-8331、環境衛生係0191-21-8341、市民生活係0191-21-8344、放射線対策係0191-21-8331

FAX番号：0191-21-2101

電子メール：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

この組織からさがす: [市民環境部/生活環境課](#)

登録日：2022年9月12日 / 更新日：2023年3月17日

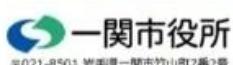
昌 印刷

このカテゴリー内の他のページ

[再生可能エネルギー発電設備の関係法令等の確認について](#)

[「\(仮称\)宮城気仙沼風力発電事業」の「環境影響評価準備書」の検討について](#) [\[いまこのページ\]](#)

[① 市ホームページについて](#) [② 検索のヒント](#) [③ 翻訳について](#) [④ サイトマップ](#) [⑤ 組織からさがす](#)



〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

開庁日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始【12月29日～1月3日】を除く）

午前8時30分～午後5時15分

*毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌開庁日）は、午後7時まで窓口開庁時間を延長しています。

[TEL:0191-21-2111](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright © Ichinoseki-city. All rights reserved. 当ホームページで使用しているすべてのデータの無断転載を禁じます。

○ご意見記入用紙

(No.)

「(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下「準備書」という)について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

○意見書の郵送先 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号 渋谷ソラスク
東急不動産株式会社
インフラ・インダストリー事業ユニット
環境エネルギー事業本部 環境エネルギー事業第二部
担当者：龍崎宛

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○意見書の提出期限 令和7年6月9日（月）（当日消印有効）

意見書

令和 7 年 月 日

備考

1. 意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No.）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
 2. その他
・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。
なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に対する委員等事前質問・意見

資料No.1-4

(委員意見)

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	騒音	永幡委員	10.1.1-9～ 10.1.1-80 (474～545)	岩手県環境影響評価技術審査会における方法書の審査の際、騒音に係る施設の稼働の評価について、「WHO欧州事務局の環境騒音に関するガイドラインも参照の上」と回答しているが、準備書の施設の稼働に関する記述をみる限り、参照した形跡がみられない。事業者自ら回答したことについては、責任をもって、評価していただきたい。	平成30年10月にWHO欧州事務局より示された“Environmental noise guidelines for European region(2018)” 「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO欧州事務局、平成30年）では、風車騒音の平均的な騒音曝露に関するLdenの勧告値を45デシベルに設定しておりますが、エビデンスが十分でないために、健康影響のリスクが増加するか否かについては言及しておりません。このガイドラインではこれらのエビデンスの質が低いと判断されたため、風車騒音の騒音曝露についての勧告は「強い勧告」ではなく「暫定的な勧告」とされております。以上を踏まえて、本準備書においては、WHO欧州ガイドラインの勧告値を用いず、環境省の風車騒音の指針値を用いて評価を行っておりますが、WHO欧州ガイドラインの勧告値を下回っていることを確認しております。参考として、本風力発電施設の稼働に伴う騒音の影響についてWHO欧州ガイドラインで定める風車騒音の平均的な騒音曝露に関するLdenを用いた評価結果を別添資料にてお示しいたします。
2	水環境	伊藤歩委員	10.1.2-19 (620) 下4～5行目	「多くの沈砂池排水が常時水流に到達するまでに土壤浸透すること、常時水流やため池までの離隔が十分でない場合には、沈砂池排水口付近で追加の土壤浸透対策を実施する。」とありますが、追加の土壤浸透対策の具体案を示していただきたい。	沈砂池の流末処理としては、設置した沈砂池の上澄み水をパイプにより側溝に排水することで土壤浸透をさせることも考慮しており、追加の土壤浸透対策としては、沈砂池の流末に布団かごを設置することで、排水の流速減速や流量分散を図ることを考えております。
3	動物 (鳥類)	前田委員	10.1.4-277 ～ (947～)	鳥類への影響予測のうち、ブレード等への接触について不適切な記述が多数みられます。「本計画は面的な構造物を設置するものではなく、風力発電機の設置箇所周囲に限らず周辺を広く利用することが可能であると考えられることから、ブレード等への接触の可能性は低減されている」と記されていますが、元々面的な構造物を予定していたわけではないため、低減などされていません。周辺を広く利用可能であることも当然の話で、低減ではありません。衝突確率には周辺へ回避する割合も計上されていることを再度確認し、影響予測をやり直して下さい。	ご指摘の文章は、第10章10.1.4-289(959)～330(1000)、10.1.4-340(1010)～344(1014)の記載であることを踏まえて回答いたします。猛禽類各種のブレード等への接触に関する影響予測について、該当文章の前段に記載のとおり、飛翔状況等の調査結果を基に衝突数を算出した上で、風力発電機の配置を検討し、バードストライクへの影響の低減を図っています。加えて、対象事業実施区域及びその周辺を鳥類が極力広く利用可能となるよう留意し、風力発電機の配置計画をしていることから、該当の文章を記載しております。
4	動物 (鳥類)	前田委員		猛禽類調査では、観察距離が遠い個体ほど発見しにくくなる傾向がありますので、これを考慮しないと衝突確率の算出の元となる飛翔頻度を正しく推定することができません。距離による発見率低減の状況を把握するため、以下の解析を行なって下さい。①発見された個体の位置とそれを確認した調査地点との距離を求める。②各調査地点からの可視範囲について、距離別に面積と調査時間を求める。③面積と時間が一定になるよう補正した上で、距離と個体数の関係をグラフ化する。	猛禽類の発見率は距離以外にも、対象個体のサイズや、その調査環境によって変わるものと考えます。 ご意見の①～③の数字・グラフを算出するためには、前提条件として、各種がそれぞれ、全域を同じ密度で飛んでいることが必要と考えます。それにより距離に応じて発見率が下がるかどうかの検証は可能となるものと考えます。距離に応じた発見率の変化は、ある種がどの距離でも同じ個体数密度で一定に飛んでいる条件下で調査地点から広く視界を遮るものがない眺望がきく場所や平坦な場所等で検証が可能であると考えます。 本事業の環境影響評価の調査結果を用いた距離による発見率低減の検証は、上記の条件を満たしていないため、対応できないものと判断しております。 ご指摘のとおり、鳥類の発見率も含めて衝突リスクについては不確実性を伴うものであり、その観点から風力発電施設の設置後にバードストライクに関する事後調査を実施いたします。
5	動物 (鳥類)	前田委員	10.1.6-29 (1181)、 10.1.6-62 (1214)	クマタカやノスリの確認位置は、得られた飛翔トレースそのままと思われますが、行動圏等の解析に利用するためには、一定の観察時間あたりの飛翔密度を求める必要があります。	行動圏の解析について手法が明記されている「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）及び「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、令和6年）を手引きとし、その手順に則してクマタカのみ行動圏解析を実施いたしました。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
6	人触れ	永幡委員	10.1.8-1～ 10.1.8-20 (1307～1326)	人と自然との触れ合い活動の場として挙げられている「大森山」についてweb検索をしてみると、岩手県側の登山道中に、名前のついた見どころがあるようである。そして、こちら側の登山道について、2017年頃までは、管理が行われていたと考えられる記録もある。この点について、地元自治体等に確認をとり、今後、再度整備・管理をするのか、確認をとった方がよいと思われる。何らかの理由で、今後、管理の予定がないことが確定できれば、今までの記述で問題ないと思われるが、何らかの事情で、たまたま、調査を行った2024年6月の段階で手入れができるいなかっただけであれば、追加の調査、記述が必要であると考えられる。	<p>「大森山」について、本準備書作成前に宮城県気仙沼市および岩手県一関市に対し聞き取りを行ったところ、「岩手県側の登山口や登山道」に関する見所情報のご提供は特段なく、かつ一関市からは以下のようにご教示いただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が多い登山口は岩手県と宮城県の「県境付近の登山口」で、駐車スペースが確保できる。 ・「宮城県側」からの方が整備されていてアクセスが良く、利用者が多い状況。 ・「岩手県側」は、以前設置した誘導看板は腐食により用をなさなくなっており、不案内人は迷う状況。 <p>このたびご指摘を踏まえまして、再度、一関市に確認しましたところ、下記のようにご教示いただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大森山の整備や管理について一関市は関与していない。 ・地元（津谷川公益同潤会）の方々が、山頂及びその付近の遊歩道の整備を毎年整備を行っている。「岩手県側の登山口や登山道」について整備や管理が行われている情報はない。 <p>引き続き、「岩手県側の登山口や登山道」の今後の整備・管理予定も含めた情報収集に努め、ご指摘いただきましたように再度整備する等の情報が得られた場合には、評価書において適切に対応いたします。</p> <p>なお、新たに得られました「山頂と山頂付近の遊歩道については毎年地元の方々によって整備されている」との情報については、評価書において追記いたします。</p>
7	累積的影響	前田委員	2.2-43～ 2.2.44 (45-46)	周辺の風力発電事業として大船渡陸前高田風力発電事業が記載されていますが、この事業について計画の見通しなどを説明下さい。	ご指摘の大船渡陸前高田風力発電事業については、配慮書段階でイヌワシや景観等への環境影響の懸念から、事業計画の抜本的見直しが必要とのご意見を頂戴しており見直し中です。
8	累積的影響	前田委員	10.1.4-399 (1069)	今回の結果が既設風力発電機の影響下で得られたものであることをもって、累積的な影響を検討したことにはなりません。既設が及ぼしている影響を別途評価し、本事業が及ぼす影響と足し合わせて評価する必要があります。	既設の風力発電機が及ぼしている影響を評価するには、既設が建設される以前の調査データ等が必要になることから、既設風力発電事業者の協力が不可欠となります。 現時点では協力は得られていない状況であるため、引き続き既設風力発電事業者と協議をしていく考えです。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
(関係課意見)					
No.	区分	室課名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	産業廃棄物	資源循環推進課	2.2-35 ～2.2-36 (37～38)	<p>工事に伴い発生する産業廃棄物について、全て有効利用する計画と見受けられるが、有効利用に適さない性状の廃棄物（例：チップ化に適さない葉や土が付着した根株など。）の処理方法についても十分に検討すること。</p> <p>なお、廃棄物の処理方法については廃棄物が発生する場所を所管する部局等の指示に従い、適切に処理すること。</p>	<p>有効利用に適さない性状の処理方法について、今後の設計において検討いたします。廃棄物の処理方法については、廃棄物が発生する場所を所管する部局等の指示に従い、適切に処理いたします。</p>
2	農業関係	農業振興課	全体	<p>各手続に関する問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問い合わせ先に必ず事前に相談していただくようお願いします。</p> <p>※ 本県管内の手続について記載したものです。</p> <p>1 農用地区域内の農用地等で事業を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課）</p> <p>※ なお、農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては代替地がないか十分検討いただくようお願いします。</p> <p>2 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課）</p> <p>3 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会）</p> <p>※ 農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要でするので注意してください。</p>	-

(資料No. 1-4 No. 1 参考資料)

【参考】**欧洲地域向けの環境騒音ガイドラインに基づく検討**

平成 30 年 10 月に WHO 欧州事務局より発出された “Environmental noise guidelines for European region (2018)” 「欧洲地域向けの環境騒音ガイドライン」(WHO 欧州事務局、平成 30 年) (以下「WHO 欧州ガイドライン」という。) を参考として、施設の稼働に伴う騒音の影響を検討した。「WHO 欧州ガイドライン」では、風車騒音の平均的な騒音曝露に関する L_{den} の勧告値を 45 デシベルに設定している。なお、「WHO 欧州ガイドライン」では、エビデンスが十分でないために、他の健康影響のリスクも増加するか否かについては言及していない。これらのエビデンスの質が低いと評価したため、風車騒音の騒音曝露による勧告は「強い勧告」ではなく、「暫定的な勧告」とされている。

検討結果は表 1 のとおりである。風力発電機の寄与値 (L_{den})について、秋季は 25~37 デシベル、春季は 30~42 であり、秋季、春季ともにすべての地点において「WHO 欧州ガイドライン」で定める風車騒音の平均的な騒音曝露に関する L_{den} の勧告値 (45 デシベル) を下回る。

表 1(1) 風力発電施設の寄与値 (L_{den}) (秋季調査時)(単位：デシベル (L_{den}))

予測地点	風力発電施設 寄与値 (L_{den})	勧告値
環境 1	25	45
環境 2	28	
環境 3	37	
環境 4	36	
環境 5	33	
環境 6	35	

表 1(2) 風力発電施設の寄与値 (L_{den}) (春季調査時)(単位：デシベル (L_{den}))

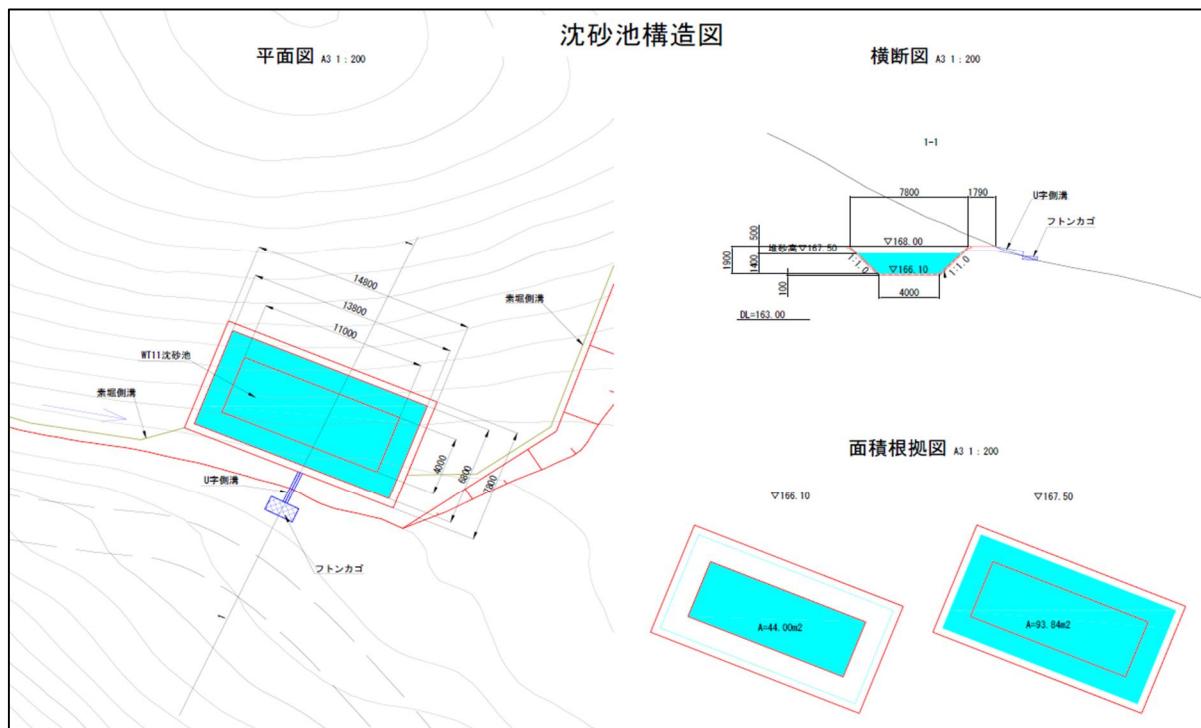
予測地点	風力発電施設 寄与値 (L_{den})	勧告値
環境 1	30	45
環境 2	34	
環境 3	42	
環境 4	42	
環境 5	39	
環境 6	40	

(資料No. 1-4 No. 2 参考資料)

参考①

沈砂池排水口付近で追加の土壤浸透対策具体例

構造図（例）



施工写真（別工事）

